

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成28年9月15日提出
【発行者名】	D I A Mアセットマネジメント株式会社（平成28年10月1日より、アセットマネジメントOne株式会社（予定））
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 西 恵正（平成28年10月1日より、取締役社長 西 恵正（予定））
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号（平成28年10月1日より、東京都千代田区丸の内一丁目8番2号（予定））
【事務連絡者氏名】	上野 圭子
【電話番号】	03-3287-3110（平成28年10月1日より、03-6774-5100（予定））
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	インカムビルダー（年1回決算型）限定為替ヘッジ インカムビルダー（年1回決算型）為替ヘッジなし
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券の金額】	継続募集額(平成28年10月1日から平成29年1月23日まで) インカムビルダー（年1回決算型）限定為替ヘッジ 5,000億円を上限とします。 インカムビルダー（年1回決算型）為替ヘッジなし 5,000億円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

## 第一部【証券情報】

### （１）【ファンドの名称】

インカムビルダー（年1回決算型）限定為替ヘッジ

インカムビルダー（年1回決算型）為替ヘッジなし

（以下、上記の投資信託を総称して「インカムビルダー（年1回決算型）」ということがあります。また、「インカムビルダー（年1回決算型）限定為替ヘッジ」を「限定為替ヘッジ」、「インカムビルダー（年1回決算型）為替ヘッジなし」を「為替ヘッジなし」、それぞれを「ファンド」ということがあります。）

### （２）【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の振替内国投資信託受益権（以下「受益権」と称することがあります。）です。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社であるD I A Mアセットマネジメント株式会社（平成28年10月1日より、アセットマネジメントOne株式会社となります（予定）。以下、新会社名を記載します。）は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

また、各ファンドについて、委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付けまたは信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付けはありません。

### （３）【発行（売出）価額の総額】

各ファンド5,000億円を上限とします。

### （４）【発行（売出）価格】

取得申込日の翌営業日の基準価額とします。

「基準価額」とは、ファンドの資産総額から負債総額を控除して求めた金額（純資産総額）を、計算日における受益権総口数で除した価額をいいます。ただし、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示されることがあります。

基準価額については、販売会社または委託会社にお問い合わせください。なお、委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	ホームページアドレス	電話番号
アセットマネジメントOne株式会社	<a href="http://www.am-one.co.jp/">http://www.am-one.co.jp/</a>	0120-104-694

注：委託会社に対する照会先の情報は、平成28年10月1日現在（予定）のものであります。なお、電話番号はコールセンターのものであります（以下同じ）。

電話によるお問い合わせは、営業日の午前9時～午後5時までとさせていただきます。（以下同じ。）

## ( 5 ) 【申込手数料】

申込手数料(受益権1口当たり)は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、販売会社が別に定める率(以下「手数料率」といいます。)を乗じて得た額とし、手数料率の上限は3.24% (税抜3%)です。なお、申込手数料には、消費税ならびに地方消費税に相当する金額(8%、以下「消費税等相当額」といいます。)が課せられます。

申込手数料については、販売会社にお問い合わせください。

「分配金再投資コース」を選択された場合の収益分配金は、毎計算期末の翌営業日に原則として税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。

各ファンド間の乗換え(以下「スイッチング」といいます。)の場合、販売会社によっては申込手数料を別に定めることがあります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。なお、スイッチングについては、「(12)その他」の項をご覧ください。

## ( 6 ) 【申込単位】

申込単位は販売会社が委託会社の承認を得て別に定める単位とします。

申込単位については、販売会社にお問い合わせください。

(注) 「分配金再投資コース」を選択されたお申込者は、収益分配金の再投資に際し、1口の整数倍をもって取得することができます。

## ( 7 ) 【申込期間】

平成28年10月1日から平成29年1月23日まで

申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

## ( 8 ) 【申込取扱場所】

各ファンドの申込取扱場所(以下「販売会社」といいます。)については、下記の委託会社の照会先までお問い合わせください。

照会先の名称	ホームページアドレス	電話番号
アセットマネジメントOne株式会社	<a href="http://www.am-one.co.jp/">http://www.am-one.co.jp/</a>	0120-104-694

販売会社によっては「限定為替ヘッジ」もしくは「為替ヘッジなし」のどちらか一方のみのお取扱いとなる場合があります。詳しくは販売会社または委託会社にお問い合わせください。

## ( 9 ) 【払込期日】

取得申込代金は、販売会社が指定する期日までに販売会社にお支払いいただきます。

各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、販売会社により、アセットマネジメントOne株式会社(「委託者」または「委託会社」といいます。)の指定する口座を経由して、みずほ信託銀行株式会社(「受託者」または「受託会社」といいます。)の指定するファンド口座(受託会社が再信託している場合は、当該再信託受託会社の指定するファンド口座)に払い込まれます。

## ( 1 0 ) 【払込取扱場所】

取得申込代金は、お申込みの販売会社にお支払いください。なお、払込取扱場所については、下記の委託会社の照会先までお問い合わせください。

照会先の名称	ホームページアドレス	電話番号
アセットマネジメントOne株式会社	http://www.am-one.co.jp/	0120-104-694

## ( 1 1 ) 【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権にかかる振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

## ( 1 2 ) 【その他】

投資信託振替制度における振替受益権について

各ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

投資信託振替制度（以下「振替制度」といいます。）においては、ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われます。

スイッチングについて

以下のファンド間で、販売会社が委託会社の承認を得て別に定める単位でスイッチングができます。

インカムビルダー（毎月決算型）限定為替ヘッジ

インカムビルダー（毎月決算型）為替ヘッジなし

インカムビルダー（年1回決算型）限定為替ヘッジ

インカムビルダー（年1回決算型）為替ヘッジなし

スイッチングとは、現在保有しているファンドを換金（解約請求）すると同時に他のファンドの取得申込みを行う取引をいい、ファンドの換金代金そのまま取得申込代金に充当されます。

「インカムビルダー（毎月決算型）限定為替ヘッジ」または「インカムビルダー（毎月決算型）為替ヘッジなし」へのスイッチングをお申込みの際には、当該ファンドの目論見書をご覧ください。なお、販売会社によっては当該ファンドを取り扱わない場合があります。

販売会社によっては、スイッチングの取扱いを行わない場合、スイッチングの取扱いに一定の制限を設ける場合、スイッチングの申込単位等を別に定める場合、スイッチングの際に「分配金受取コース」、「分配金再投資コース」間の変更を受け付けられない場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

スイッチングの際には、解約請求時と同様の費用および税金（課税対象者の場合）がかかりますのでご注意ください。また、申込手数料は、販売会社が別に定めます。

・換金の際には信託財産留保額（1口につき、解約請求受付日の翌営業日の基準価額の0.2%）が差し引かれます。

## 第二部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### （1）【ファンドの目的及び基本的性格】

各ファンドは、投資信託を通じて実質的な投資対象へ投資するファンド・オブ・ファンズ方式により運用を行い、安定した収益の確保と信託財産の中長期的な成長を目指します。なお、各ファンドが投資対象とする投資信託（投資対象ファンド）およびその主要投資対象は以下のとおりです。

投資対象ファンド	投資対象ファンドにおける主要投資対象
・米ドル建ての外国投資信託 「ストラテジック・インカム・ファンド（クラスM）」	・世界 の債券および株式等
・円建ての国内籍の投資信託 「MHAM短期金融資産マザーファンド」	・わが国の短期公社債および短期金融商品

日本および新興国を含みます。以下同じ。

##### <ファンドの特色>

・世界の債券・株式等を実質的な投資対象とし、投資環境に応じて投資配分比率を機動的に変更します。

インカム（利子・配当）を重視して幅広い資産に投資します。

世界のさまざまな種類の債券・株式等に投資を行い、高いインカム収入の確保と、値上がり益の獲得を目指します。



ハイイールド社債とは、格付け会社によりBB格相当以下の格付けが付与された、相対的に信用力が低い社債です。一般に、ハイイールド社債は、投資適格社債（格付け会社によりBB格相当以上の格付けが付与された社債）と比較して信用力が低く、債務不履行等に陥る可能性（信用リスク）が高いため、その見返りとして、投資適格社債より、相対的に高い利回りで発行・取引されています。

転換社債とは、あらかじめ決められた条件で株式に転換できる権利が付いた社債です。

資産担保証券とは、住宅ローン、自動車ローン、カードローンなどの貸付債権等の資産を裏付け（担保）として発行される証券の総称です。

バンクローンは、銀行などの金融機関が主に格付け会社によりBB格相当以下の格付けが付与された企業に対して行う貸付債権（ローン）です。

R E I T（Real Estate Investment Trust：不動産投資信託）とは、投資家から資金を集め、不動産等に投資を行い、そこから得られた賃貸料収入や不動産の売却益を投資家に配当する金融商品です。

上記に記載した資産が組み入れられない場合や上記以外の資産が組み入れられる場合があります。

株式、R E I T等への投資は、信託財産の純資産総額の35%を上限とします。  
新興国の資産にも投資を行う場合があります。

投資環境に応じて機動的に資産配分を変更します。

マクロ経済の見通しやボトムアップによる各資産の評価・分析等をもとに、投資環境の変化に応じて、さまざまな種類の債券・株式等への投資配分比率を機動的に変更します。

債券への投資を中心に、投資環境に応じ、高い配当利回りが期待できる株式等にも投資を行います。

徹底した個別銘柄分析により投資銘柄を発掘します。

徹底した調査に基づく個別銘柄分析により、長期投資を基本に割安と判断される銘柄に投資します。

・ルーミス・セイレス社が実質的な運用を行います。

各ファンドが主要投資対象とする外国投資信託「ストラテジック・インカム・ファンド」の運用は、ルーミス・セイレス社が行います。

\*「MHAM短期金融資産マザーファンド」の運用は、アセットマネジメントOneが行います。

（参考：ルーミス・セイレス社について）

ルーミス・セイレス社（正式名称：ルーミス・セイレス・アンド・カンパニー・エル・ピー）

1926年にアナリストにより設立された米国で最も歴史ある資産運用会社の一社です。

債券運用を中心に、約2,294億米ドルの総運用資産を有します。（2016年3月末現在）

債券の格付けの分野においては、Moody's社に次いで全米で2番目に古い独自の格付けシステムを有しており、当該システムによる格付け変更予測等に基づいた銘柄選択に定評があります。

・「限定為替ヘッジ」と「為替ヘッジなし」のいずれかを選択いただけます。

「限定為替ヘッジ」は、外貨建資産について、原則として、米ドル売り/円買いの為替取引を行います。

「為替ヘッジなし」は、外貨建資産について、原則として、為替取引（為替ヘッジ）を行いません。

各ファンドは、それぞれ5,000億円を上限に信託金を追加することができます。なお、信託金の上限額については、受託会社と合意のうえ変更することができます。

一般社団法人投資信託協会が定める分類方法において、以下のように分類・区分されます。

< 商品分類 >

・商品分類一覧表 （注）各ファンドが該当する商品分類に を付しています。

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉となる資産)
単位型	国内	株式
	海外	債券
追加型	内外	不動産投信
		その他資産
		資産複合

## ・商品分類定義

該当分類	分類の定義
追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。
内外	目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。
資産複合	目論見書又は投資信託約款において、「株式」、「債券」、「不動産投信」及び「その他資産」のうち、複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

## &lt;属性区分&gt;

- ・属性区分一覧表 (注) 以下のファンドが該当する属性区分に を付しています。  
[インカムビルダー(年1回決算型)限定為替ヘッジ]

投資対象資産 (実際の組入資産)	決算頻度	投資対象地域	投資形態
株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 不動産投信 その他資産 (投資信託証券) <sup>1</sup> 資産複合	年1回	グローバル (日本を含む)	ファミリーファンド
	年2回	日本	ファンド・オブ・ファンズ
	年4回	北米	
	年6回(隔月)	欧州	為替ヘッジ <sup>3</sup>
	年12回(毎月)	アジア	
	日々	オセアニア	あり (限定ヘッジ) <sup>4</sup>
その他	中南米 アフリカ 中近東(中東) エマージング <sup>2</sup>	なし	

1 投資信託証券への投資を通じて実質的な投資対象とする主たる資産は、「資産複合(債券・株式)/資産配分変更型」です。

2 エマージング地域も投資対象地域に含みます。

3 「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

4 直接保有する外貨建資産(主要投資対象とする外国投資信託(米ドル建て))について、原則として米ドル売り/円買いの為替取引を行います。したがって、外国投資信託が保有する資産の発行通貨について対

円で為替ヘッジを行うものではありません。為替ヘッジの対応について、詳しくは、「第1 ファンドの状況 3 投資リスク 為替変動リスク」をご参照ください。

[インカムビルダー（年1回決算型）為替ヘッジなし]

投資対象資産 (実際の組入資産)	決算頻度	投資対象地域	投資形態
株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 不動産投信 その他資産 (投資信託証券) <sup>1</sup> 資産複合	年1回	グローバル (日本を含む)	ファミリーファンド
	年2回	日本	ファンド・オブ・ファンズ
	年4回	北米	
	年6回(隔月)	欧州	為替ヘッジ <sup>3</sup>
	年12回(毎月)	アジア	
	日々	オセアニア	あり
その他	中南米	なし	
	アフリカ		
		中近東(中東)	
		エマージング <sup>2</sup>	

1 投資信託証券への投資を通じて実質的な投資対象とする主たる資産は、「資産複合(債券・株式)/資産配分変更型」です。

2 エマージング地域も投資対象地域に含みます。

3 「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

・属性区分定義

該当区分	区分の定義
その他資産 (投資信託証券)	目論見書又は投資信託約款において、主として「株式」、「債券」及び「不動産投信」以外の資産に投資する旨の記載があるものをいい、括弧内の記載はその該当資産を表す。
資産複合 (債券・株式) 資産配分変更型	目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行う旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、括弧内の記載はその該当複数資産を表す。 各ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、債券および株式に投資を行います。
年1回	目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
グローバル(日本を含む)	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を含む世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
エマージング	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
ファンド・オブ・ファンズ	「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。
為替ヘッジあり	目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。
為替ヘッジなし	目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。



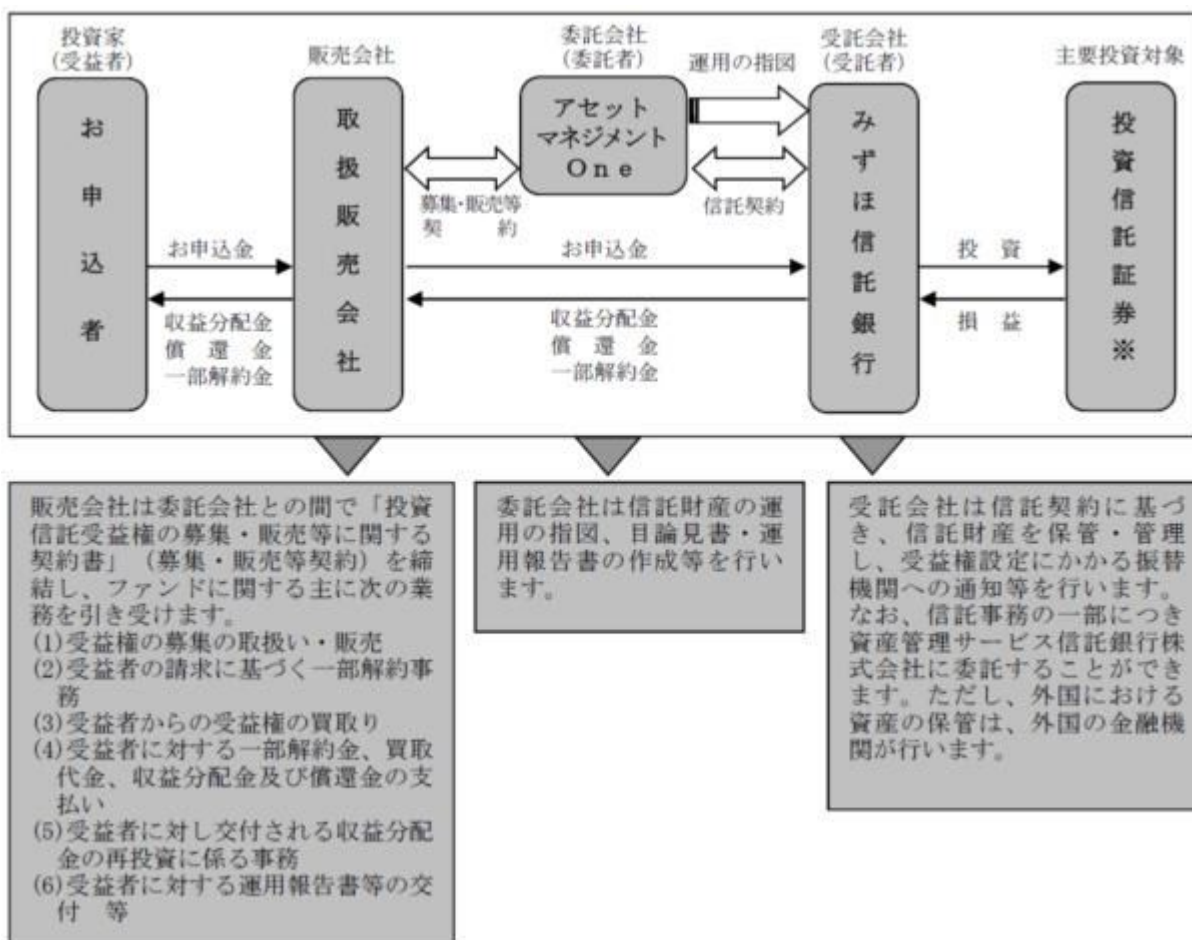
- (注1) 商品分類および属性区分は、委託会社が目論見書または約款の記載内容等に基づいて分類しています。
- (注2) 各ファンドが該当しない商品分類および属性区分の定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<http://www.toushin.or.jp/>) でご覧いただけます。
- (注3) 各ファンドはファンド・オブ・ファンズ方式により投資信託証券への投資を通じて、債券および株式を主要投資対象とします。したがって、「商品分類」における投資対象資産と、「属性区分」における投資対象資産の分類・区分は異なります。

## (2) 【ファンドの沿革】

- 平成25年12月18日 信託契約締結、各ファンドの設定・運用開始
- 平成28年10月1日 ファンドの委託会社としての業務をみずほ投信投資顧問株式会社からアセットマネジメントOne株式会社に承継（予定）

## (3) 【ファンドの仕組み】

### 各ファンドの運営の仕組み



各ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、実質的な投資対象へ投資を行うファンド・オブ・ファンズ方式により運用を行います。

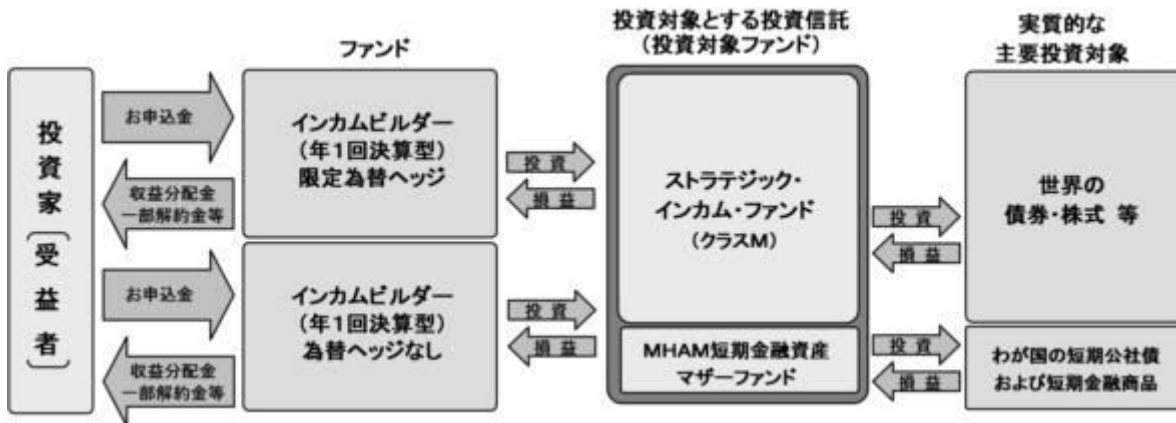
### ファンド・オブ・ファンズ方式について

ファンド・オブ・ファンズとは、各ファンドが直接株式や債券などの資産に投資するのではなく、株式や債券などに投資を行っている複数の投資信託（ファンド）に投資することにより運用を行う仕組み

みです。

各ファンドは、「ストラテジック・インカム・ファンド（クラスM）」および「MHAM短期金融資産マザーファンド」を通じてそれぞれ主要投資対象となる資産への投資を行います。

「ストラテジック・インカム・ファンド」を以下「外国投資信託」、「ストラテジック・インカム・ファンド（クラスM）」受益証券を「外国投資信託証券」または「外国投資信託受益証券」ということがあります。



各ファンドは、上記の投資対象ファンドの受益証券に主として投資を行います。また、コマーシャル・ペーパー等の短期有価証券ならびに短期金融商品等に直接投資する場合があります。

## 委託会社の概況

1. 資本金の額 20億円（平成28年10月1日現在（予定））

## 2. 会社の沿革

昭和60年7月1日	会社設立
平成10年3月31日	証券投資信託法に基づく証券投資信託の委託会社の免許取得
平成10年12月1日	証券投資信託法の改正に伴う証券投資信託委託業のみなし認可
平成11年10月1日	第一ライフ投信投資顧問株式会社を存続会社として興銀エヌダブリュ・アセットマネジメント株式会社および日本興業投信株式会社と合併し、商号を興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社とする
平成20年1月1日	興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社からD I A Mアセットマネジメント株式会社に商号変更
平成28年10月1日	D I A Mアセットマネジメント株式会社、みずほ投信投資顧問株式会社、新光投信株式会社、みずほ信託銀行株式会社（資産運用部門）が統合し、商号をアセットマネジメントOne株式会社に变更（予定）

## 3. 大株主の状況（平成28年10月1日現在（予定））

名称	住所	所有株式数	比率
株式会社みずほフィナンシャルグループ	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	28,000株 <sup>1</sup>	70.0% <sup>2</sup>
第一生命ホールディングス株式会社	東京都千代田区有楽町一丁目13番1号	12,000株	30.0% <sup>2</sup>

1：A種種類株式（15,510株）を含みます。

2：普通株式のみの場合の所有比率は、株式会社みずほフィナンシャルグループ51.0%、第一生命ホールディングス株式会社49.0%

## 2【投資方針】

### （1）【投資方針】

#### 基本方針

安定した収益の確保と信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

#### 運用方法

##### [ 限定為替ヘッジ ]

#### 1．主要投資対象

米ドル建ての外国投資信託であるストラテジック・インカム・ファンド（クラスM）受益証券および円建ての国内籍の投資信託であるMHAM短期金融資産マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。なお、コマーシャル・ペーパー等の短期有価証券ならびに短期金融商品等に直接投資する場合があります。

#### 2．投資態度

- a．主として、ストラテジック・インカム・ファンド（クラスM）受益証券（以下「外国投資信託受益証券」という場合があります。）に投資を行い、世界（日本および新興国を含みます。）の債券および株式等に実質的に投資します。また、MHAM短期金融資産マザーファンド受益証券への投資も行います。
- b．投資信託証券の合計組入比率は、高位を維持することを基本とし、各投資信託証券への投資にあたっては、通常の状態においては、外国投資信託受益証券への投資を中心に行います。
- c．外貨建資産については、原則として米ドル売り／円買いの為替取引を行います。  
為替取引は、通常は為替予約取引を利用して行います。為替予約取引の詳細については、後記「(5) 投資制限 a．約款で定める投資制限 外国為替予約」をご参照ください。
- d．市況動向やファンドの資金事情等によっては、上記のような運用が行われないことがあります。  
各投資対象ファンドの運用目的などの詳細は、後述の「(参考)投資対象ファンドについて」をご参照ください。

##### [ 為替ヘッジなし ]

#### 1．主要投資対象

米ドル建ての外国投資信託であるストラテジック・インカム・ファンド（クラスM）受益証券および円建ての国内籍の投資信託であるMHAM短期金融資産マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。なお、コマーシャル・ペーパー等の短期有価証券ならびに短期金融商品等に直接投資する場合があります。

#### 2．投資態度

- a．主として、ストラテジック・インカム・ファンド（クラスM）受益証券（以下「外国投資信託受益証券」という場合があります。）に投資を行い、世界（日本および新興国を含みます。）の債券および株式等に実質的に投資します。また、MHAM短期金融資産マザーファンド受益証券へ

の投資も行います。

- b . 投資信託証券の合計組入比率は、高位を維持することを基本とし、各投資信託証券への投資にあたっては、通常の状況においては、外国投資信託受益証券への投資を中心に行います。
- c . 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- d . 市況動向やファンドの資金事情等によっては、上記のような運用が行われないことがあります。  
各投資対象ファンドの運用目的などの詳細は、後述の「(参考)投資対象ファンドについて」をご参照ください。

### ファンドの投資プロセス

各ファンドの信託財産の運用管理については、委託会社が、投資信託証券の合計組入比率を高位に保つことを基本としつつ、原則としてストラテジック・インカム・ファンド（クラスM）受益証券を中心に投資を行うとともに、各ファンドの信託財産の資金動向等を勘案しながらM H A M短期金融資産マザーファンド受益証券への投資比率を決定します。

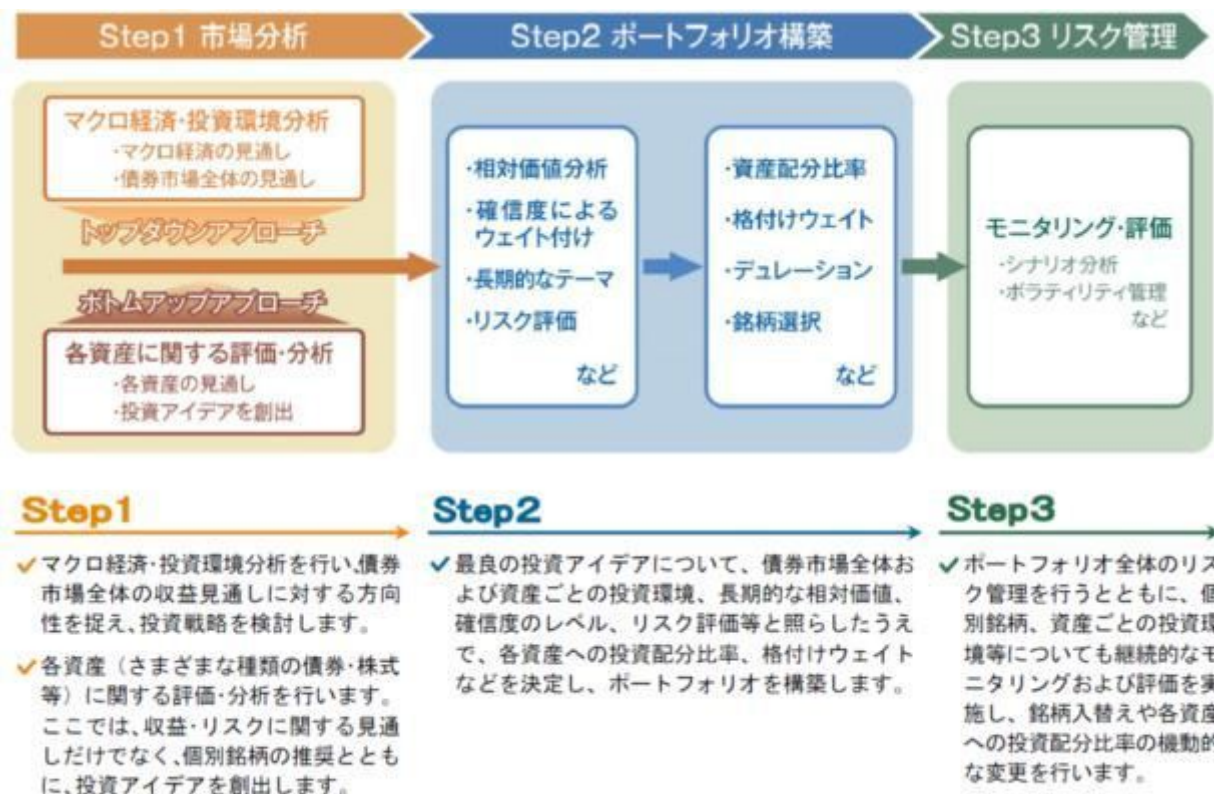
### (参考)投資対象ファンドについて

#### 1 . ストラテジック・インカム・ファンド

ファンド名 (クラス)	ストラテジック・インカム・ファンド（クラスM）
形態	ケイマン籍外国投資信託 / 米ドル建て受益証券 / オープン・エンド型
信託期間	原則として150年間（早期に償還される場合があります。）
運用目的	世界の債券および株式等を主要投資対象とし、高いインカム収入を確保することを目指し、加えて値上がり益も追求します。
投資方針	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 . 主として、世界の債券および株式等を投資対象として分散投資を行います。</li> <li>2 . 投資にあたっては、個別銘柄分析により組入れ銘柄の選択を行います。また、ファンダメンタルズを重視した投資環境分析に基づき、債券等の種類別（社債（投資適格社債、ハイイールド社債、転換社債等）、国債・政府機関債、資産担保証券、企業向け貸付債権（バンクローン等）等）および株式等への投資配分を機動的に変更します。</li> <li>3 . 株式（優先株を含みます。）、REIT（優先REITを含みます。）等については配当利回りを考慮して個別銘柄選択を行います。また、投資割合は、信託財産の純資産総額の35%以下とします。</li> <li>4 . 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市場動向等に急激な変化が生じたときまたは予想されるとき、償還の準備に入ったときならびに残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。</li> </ol>
決算日	年1回（12月31日）
収益分配	毎月、原則として配当等収益、売買益（評価益を含みます。）等より分配を行うことを基本とし、運用会社と協議のうえ、受託会社の判断により分配額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>・信託財産の総資産の50%以上を金融商品取引法第2条第1項に定義される「有価証券」に投資します。ただし、運用開始直後、大量の解約が予想される場合または運用会社がコントロールすることができないその他の状況が予想される場合を除きます。</li> <li>・投資信託証券（上場不動産投資信託証券（REIT）を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。</li> <li>・原則として、信託財産の純資産総額の10%を超える資金借入は行いません。ただし、合併等により、一時的に10%を超える場合を除きます。</li> <li>・流動性に欠ける資産（私募株式、非上場株式、流動性の乏しい証券化商品等）への投資割合は、信託財産の純資産総額の15%以下とします。</li> <li>・空売りされる有価証券の時価総額は、信託財産の純資産総額を超えないものとします。</li> <li>・デリバティブの利用は、ヘッジ目的に限定されません。</li> </ul>
設定日	2013年12月18日
費用等	<p>信託報酬（運用報酬等）：純資産総額に対し、年0.485%程度</p> <p>その他費用等：信託財産に関する租税 / 組入有価証券売買の際に発生する売買手数料 / 資産の保管等に要する費用 / 信託事務の処理に要する費用 / 信託財産の監査に要する費用 / 法律関係の費用およびファンド設立に係る費用 / 借入金の利息および立替金の利息 等</p> <p>信託報酬（運用報酬等）には、年次等による最低費用等が設定されているものがあり、信託財産の純資産総額によっては、上記の率を超える場合があります。</p>
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
運用会社	ルミス・セイレス・アンド・カンパニー・エル・ピー
受託会社	C I B Cバンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド
事務管理会社	ステート・ストリート・ケイマン・トラスト・カンパニー
保管会社	ステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニー

### <運用プロセス>



※上記のプロセスは、今後変更される場合があります。

## 2. M H A M短期金融資産マザーファンド

ファンド名	M H A M短期金融資産マザーファンド
形態	国内籍投資信託（親投資信託）
信託期間	無期限
運用目標	わが国の短期公社債および短期金融商品を中心に投資を行い、わが国の無担保コール翌日物金利を指数化した収益率を上回る運用成果を目指します。
決算日	年1回（6月30日（休業日の場合は翌営業日））
収益分配	収益分配は行いません。
主な投資制限	・外貨建資産への投資は行いません。 ・株式への投資は行いません。
設定日	平成12年7月28日
信託報酬	ありません。
その他費用等	信託財産に関する租税 / 組入有価証券売買の際に発生する売買手数料 / 信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息 等
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
委託会社	アセットマネジメントOne株式会社
受託会社	みずほ信託銀行株式会社

## (2) 【投資対象】

投資の対象とする資産の種類

各ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
  - a. 有価証券
  - b. 金銭債権
  - c. 約束手形（a.に掲げるものに該当するものを除きます。）
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
  - a. 為替手形

有価証券の指図範囲

委託会社は、信託金を、外国投資信託であるストラテジック・インカム・ファンド（クラスM）受益証券およびアセットマネジメントOne株式会社を委託会社とし、みずほ信託銀行株式会社を受託会社として締結された親投資信託であるM H A M短期金融資産マザーファンド受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1.の証券の性質を有するもの
3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人が発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）
4. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
5. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、ストラテジック・インカム・ファンド（クラスM）受益証券およびM H A M短期金融資産マ

ザーファンド受益証券を以下「投資信託証券」といい、3.の証券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付きの買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができるものとします。

#### 金融商品の指図範囲

委託会社は、信託金を、 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

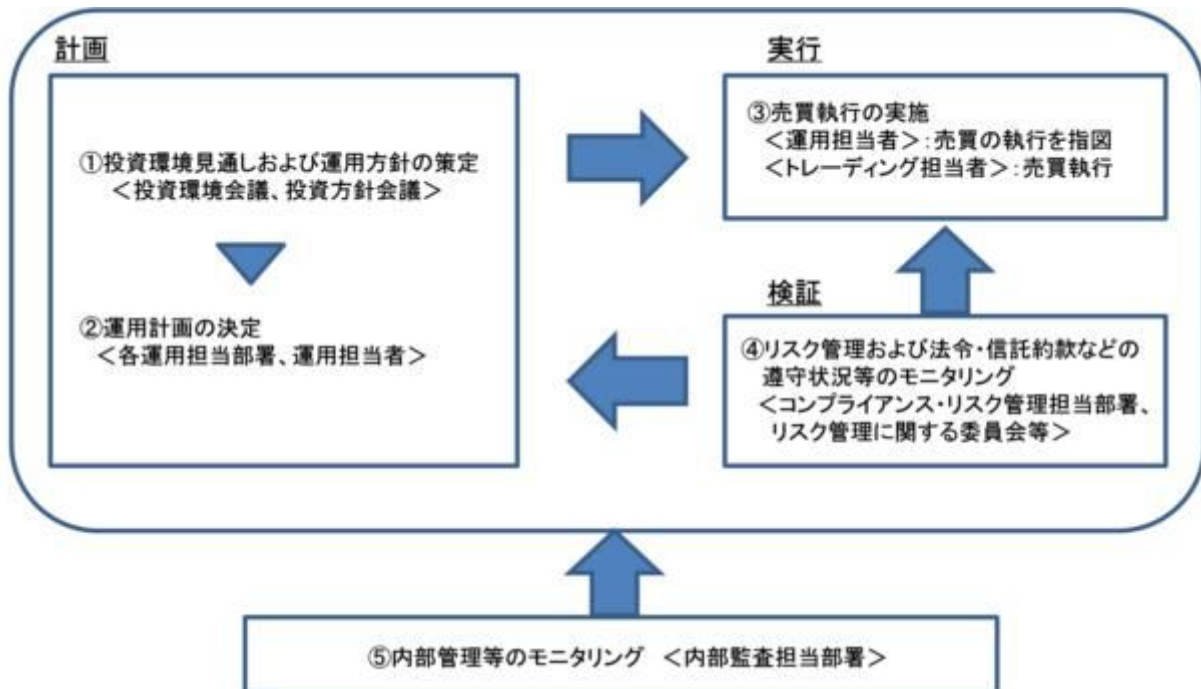
1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

各ファンドが投資対象とする投資信託（投資対象ファンド）の内容は、前記「(1) 投資方針（参考）投資対象ファンドについて」をご参照ください。

### (3) 【運用体制】

委託会社（平成28年10月1日現在（予定））におけるファンドの運用体制については、以下のとおりです。

#### a. ファンドの運用体制



#### 投資環境見直しおよび運用方針の策定

経済環境見直し、資産別市場見直し、資産配分方針および資産別運用方針は月次で開催する「投資環境会議」および「投資方針会議」にて協議、策定致します。これらの会議は運用本部長・副本部長、運用グループ長等で構成されます。

#### 運用計画の決定

各ファンドの運用は「投資環境会議」および「投資方針会議」における協議の内容を踏まえて、ファンド毎に個別に任命された運用担当者が行います。運用担当者は月次で運用計画書を作成し、運用本部長の承認を受けます。運用担当者は承認を受けた運用計画に基づき、運用を行います。

#### 売買執行の実施

運用担当者は、売買計画に基づいて売買の執行を指図します。トレーディング担当者は、最良執行をめざして売買の執行を行います。

#### モニタリング

運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署（60～70人程度）は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施し、必要に応じて対応を指示します。

定期的に関催されるリスク管理に関する委員会等において運用リスク管理状況、運用実績、法令・信託約款などの遵守状況等について検証・報告を行います。

#### 内部管理等のモニタリング

内部監査担当部署（10～20人程度）が運用、管理等に関する業務執行の適正性・妥当性・効率性等の観点からモニタリングを実施します。

### b. ファンドの関係法人に関する管理

ファンドの関係法人である受託会社に対して、その業務に関する委託会社の管理担当部署は、内部統制に関する外部監査人による報告書等の定期的な提出を求め、必要に応じて具体的な事項に関するヒアリングを行う等の方法により、適切な業務執行体制にあることを確認します。

### c. 運用体制に関する社内規則

運用体制に関する社内規則として運用管理規程および職務責任権限規程等を設けており、運用担当者の任務と権限の範囲を明示するほか、各投資対象の取り扱いに関して基準を設け、ファンドの商品性に則った適切な運用の実現を図ります。

また、売買執行、投資信託財産管理および法令遵守チェック等に関する各々の規程・内規を定めています。

運用体制は、今後変更となる場合があります。

## （４）【分配方針】

### 収益分配方針

毎計算期末(原則として4月23日。ただし、休業日の場合は翌日以降の最初の営業日)に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

1. 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益および売買益（評価益を含みません。）等の全額とします。
2. 分配金額は、委託会社が基準価額の水準や市況動向等を勘案して決定します。ただし、必ず分配を行うものではありません。
3. 収益分配に充てなかった利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

将来の収益分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。



## 収益分配金の支払い

- 1．収益分配金は、原則として毎計算期間終了日から起算して5営業日までに販売会社において支払いが開始されます。
- 2．収益分配金の再投資に関する契約に基づいて収益分配金を再投資することにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に対し、お支払いします。

## （５）【投資制限】

### a．約款で定める投資制限

投資信託証券（約款 運用の基本方針 運用方法 (3)投資制限）

投資信託証券への投資割合には制限を設けません。また、同一銘柄の投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

外貨建資産（約款 運用の基本方針 運用方法 (3)投資制限、約款第21条）

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。ただし、外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

外国為替予約（約款第22条）

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

株式（約款 運用の基本方針 運用方法 (3)投資制限）

株式への直接投資は行いません。

公社債（約款第17条）

買い現先取引（売戻し条件付きの買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができるものとします。

デリバティブ取引等（約款第19条の2）

委託会社は、デリバティブ取引等（この信託財産に属する投資信託証券に係る投資信託において取引されるデリバティブ取引等（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引、選択権付債券売買および商品投資等取引（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条第10号に規定するものをいう。）を含みます。以下同じ。））について、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を原則として超えることとならないよう管理します。

公社債の借入れ（約款第20条）

- 1．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認められたときは、担保の提供の指図

を行うものとしします。

- 2．前記1．の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内としします。
- 3．信託財産の一部解約等の事由により、前記2．の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社はすみやかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとしします。
- 4．前記1．の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

#### 資金の借入れ（約款第28条）

- 1．委託会社は、信託財産の効率的な運用および運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとしします。
- 2．一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金等および償還金の合計額を限度としします。ただし、資金借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を上回らない範囲内としします。
- 3．収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度としします。
- 4．借入金の利息は信託財産中より支弁します。

### 3【投資リスク】

#### (1) 各ファンドにおける主として想定されるリスクと収益性に与える影響度合い

- ・各ファンドは、主として投資信託証券への投資を通じて実質的に債券および株式などの値動きのある証券等（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。したがって、元金や一定の投資成果が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。
- ・運用により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者の皆様に帰属します。
- ・投資信託は預金商品や保険商品ではなく、預金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
- ・登録金融機関が取扱う投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。
- ・投資信託は預貯金とは異なります。
- ・各ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

各ファンドにおいて主として想定されるリスクは以下の通りですが、基準価額の変動要因はこれらに限定されるものではありません。

## 資産配分リスク

資産配分リスクとは、複数資産への投資(資産配分)を行った場合に、投資成果の悪い資産への配分が大きかったため、投資全体の成果も悪くってしまうリスクをいいます。

一般に、投資に際して資産配分を行う場合には、そのうちの1資産の価値変動が投資全体の成果に及ぼす影響度合いを小さくする効果が期待されますが、その場合にも、それぞれの資産の価値変動は、当該資産への資産配分の比率に応じて、投資全体の成果に影響を及ぼします。各ファンドが主要投資対象とする外国投資信託は、世界のさまざまな債券および株式等に資産配分（債券におけるセクター配分を含みます。）を行います。配分比率が高い資産の価値が下落した場合や、複数の資産の価値が同時に下落した場合等には、各ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

## 金利変動リスク

金利変動リスクとは、金利変動により債券等の価格が下落するリスクをいいます。

一般に金利が上昇した場合には、既に発行されて流通している債券等の価格は下落します。金利上昇は、各ファンドが実質的に投資する債券等の価格に影響を及ぼし、各ファンドの基準価額を下落させる要因となります。また、金利変動は、債券および株式等の各資産への投資の相対的魅力度を変化させるため、金利変動により各資産の市場の間で資金移動が起こる場合があります。

なお、各ファンドではさまざまな種類の債券等を実質的な投資対象としますが、金利変動に伴う債券等の価格変動は、債券等の種類や格付けの違い、利払い等の仕組みの違いなどにより、その変動度合いは異なります。一般にハイイールド社債などは、こうした金利変動の影響を大きく受ける可能性があります。

## 信用リスク

信用リスクとは、債券等の発行体が財政難、経営不振、その他の理由により、利息や償還金等をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなる（債務不履行）リスクをいいます。

一般に債務不履行が生じた場合、またはその可能性が高まった場合もしくはこれらに関する外部評価の悪化（格付けの格下げ）があった場合には、当該発行体が発行する債券等の価格は下落します。また、当該発行体が企業の場合には、一般にその企業の株価が下落する要因となります。各ファンドが実質的に投資する債券等の発行体や株式の発行企業がこうした状況に陥った場合には、各ファンドの基準価額が下落する要因となります。

なお、各ファンドが実質的に投資対象とする債券のひとつであるハイイールド社債は、信用度が高い高格付けの債券と比較して、相対的に高い利回りを享受することが期待できる一方で、発行体の業績や財務内容等の変化（格付けの格下げ・格上げ）により、債券の価格が大きく変動する傾向があり、かつ発行体が債務不履行に陥る可能性も高いと考えられます。また、新興国の低格付け債券についても同様のリスクがあります。

## &lt; 参考 &gt; 債券等の格付けについて

格付け 利回り (信用力)		S&P社		Moody's社		投資適格債
↑ 高い	↑ 低い	AAA		Aaa		
		AA	AA+	Aa	Aa1	
			AA		Aa2	
		A	AA-	A	Aa3	
A+	A1					
BBB	A	Baa	A2			
	A-		A3			
	BBB+		Baa1			
低い	↓ 高い	BB	BBB	Ba	Ba2	
			BBB-		Ba3	
		B	B+	B	B1	
B	B2					
CCC	B-	Caa	B3			
	CCC+		Caa1			
	CCC		Caa2			
CC	CCC-	Ca	Caa3			
	C		C			
D						

(債券等の格付けとは？)

債券等の格付けとは、債券等の元本、利息の支払いの確実性の度合いを示すもので、格付け会社（スタンダード・アンド・プアーズ(S&P)社、ムーディーズ・インベスターズ・サービス(Moody's)社など）によって格付けが行われています。S&P社の場合、「AAA」から「CCC」までの格付けに「+」、「-」という記号を付加し、各カテゴリー内での相対的な強さを表しており、また、「+」と「-」の中間に位置し、記号の付加のないものを「フラット」と称します。

## 為替変動リスク

為替変動リスクとは、為替変動により外貨建資産の円換算価格が下落するリスクをいいます。

各ファンドは、外貨建資産に投資を行いますので、為替変動の影響を受けます。なお、為替変動リスクは各ファンドによって以下のとおりです。

## [限定為替ヘッジ]

「限定為替ヘッジ」では、外国投資信託が保有する資産の通貨配分にかかわらず、原則として直接保有する外貨建資産（米ドル建ての外国投資信託の組入額）と同額程度の米ドル売り／円買いの為替取引を行います。この為替取引により、外国投資信託が保有する資産のうち、米ドル建資産については為替変動リスクが低減されますが、米ドル以外の通貨建資産については対米ドルでの為替変動の影響を受けます。したがって、それらの通貨が米ドルに対して下落した場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、円金利が米ドル金利より低い場合、円金利と米ドル金利の金利差相当分のヘッジコストがかかります。なお、外国投資信託では、保有する資産のすべてが米ドル以外の通貨建資産となる可能性があり、その場合、外国投資信託が保有するすべての資産について米ドルと保有資産通貨との為替変動の影響を受けることとなります。

## [為替ヘッジなし]

「為替ヘッジなし」では、原則として為替取引（為替ヘッジ）を行わないため、実質的な投資対象通貨（主要投資対象とする外国投資信託が保有する資産の発行通貨）と円との外国為替相場が円高となっ

た場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。

#### 《「限定為替ヘッジ」が行う為替取引について》

「限定為替ヘッジ」では、原則として直接保有する外貨建資産（外国投資信託の組入額）と同額程度の米ドル売り／円買いの為替取引を行います。

外国投資信託が保有する資産の発行通貨について対円で為替ヘッジを行うものではありません。

この為替取引により、外国投資信託が保有する資産<sup>\*</sup>のうち、米ドル建資産については為替変動リスクが低減されますが、米ドル以外の通貨建資産については対米ドルでの為替変動リスクを有します（保有する資産<sup>\*</sup>の発行通貨が米ドルに対して下落した場合は基準価額の下落要因に、上昇した場合は基準価額の上昇要因になります。）。



\* 外国投資信託を通じて実質的に保有する資産です。

#### 流動性リスク

流動性リスクとは、有価証券等を売却（または購入）しようとする際に、需要（または供給）がないため、有価証券等を希望する時期に、希望する価格で売却（または購入）することができなくなるリスクをいいます。

一般に規模が小さい市場での売買や、取引量の少ない有価証券等の売買にあたっては、流動性リスクへの留意が特に必要とされます。また、一般に市場を取り巻く外部環境の急変があった場合には、市場実勢価格での売買ができなくなる可能性が高まります。各ファンドが実質的に投資する債券、株式等において流動性が損なわれた場合には、各ファンドの基準価額が下落する要因となる可能性があります。なお、各ファンドが実質的な投資対象とするハイイールド社債、新興国の債券、資産担保証券、バンクローン等は、先進国の国債など格付けの高い債券等と比較して一般的に市場規模が小さく、取引量も少ないため、流動性リスクは高い傾向にあります。

#### カントリーリスク

カントリーリスクとは、投資先となっている国（地域）の政治・経済・社会・国際関係等が不安定な状態、あるいは混乱した状態等に陥った場合に、当該国における資産価値や当該国通貨の価値が下落するリスクをいいます。

各ファンドの実質的な投資先の国（地域）がこうした状態に陥った場合には、各ファンドの基準価額が下落する要因となる可能性があります。

なお、各ファンドが実質的な投資対象先とする新興国の市場は先進国の市場と比較して、経済、情報開示制度や決済システム等のインフラが未発達で、かつ市場規模も相対的に小さい市場が多く存在します。そのため、急激な金利や為替変動が起きた場合ならびに外国為替取引規制や資本規制などが実施された場合など、市場に及ぼす影響は先進国以上に大きいことが予想されます。このような場合には、各国市場の資産価格の下落を通じ、各ファンドの基準価額が大幅に下落する可能性があります。

### 株価変動リスク

株価変動リスクとは、株式市場および投資先となっている企業の株価が下落するリスクをいいます。

各ファンドが実質的に投資する企業の株価が下落した場合には、各ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、各ファンドが実質的に投資する企業が業績悪化や倒産等に陥った場合には、当該企業の株価が大きく下落することや無くなることもあり、各ファンドの基準価額に大きな影響を及ぼすことがあります。

### 転換社債の価格変動リスク

転換社債の価格変動リスクとは、転換社債の価格が下落するリスクをいいます。

各ファンドが実質的な投資対象とする転換社債は、株式と債券の両方の性格を有するため、その価格は転換対象とする株式の価格変動、金利変動や発行体の信用力の変化などの影響を受け変動することがあります。各ファンドが実質的に投資を行う転換社債の価格が下落した場合、各ファンドの基準価額が下落する要因となります。

### 資産担保証券の価格変動リスク

資産担保証券の価格変動リスクとは、資産担保証券の価格が下落するリスクをいいます。

各ファンドが実質的な投資対象とする資産担保証券の価格は、金利変動、信用力の変化、ローンなどの裏付資産の価格変動等の影響を受け変動します。各ファンドが実質的に投資を行う資産担保証券の価格が下落した場合、各ファンドの基準価額が下落する要因となります。なお、資産担保証券の担保となるローンは、一般に金利が低下すると低金利ローンへの借換えが増加する傾向があり、担保となる当該ローンの期限前返済が増加すると、予定されていた利払いの一部が得られないこととなります。

### バンクローンの価格変動リスク

バンクローンの価格変動リスクとは、バンクローンの価格が下落するリスクをいいます。

各ファンドが実質的な投資対象とするバンクローンの価格が下落した場合には、各ファンドの基準価額が下落する要因となります。バンクローンの価格は、市場金利の変動等の影響を受け変動します（バンクローンは一般的に変動金利のため、市場金利変動時の価格変動は、固定利付債券と比較して相対的に小さくなります。）。また、バンクローンの価格は、その利息等の支払いに影響を及ぼす借入企業（債務者）の事業活動や財務状況の変化等によっても変動し、特に、債務不履行（バンクローンの主幹事金融機関の破綻等を含みます。）が生じた場合、またはその可能性が高まった場合には、バンクローンの価格は大きく下落します。なお、バンクローンでは、債務者の選択による期限前弁済を認めることがあり、この場合、予定されていた利払いの一部が得られないことがあります。

### 不動産投資信託証券の価格変動リスク

不動産投資信託証券の価格変動リスクとは、不動産投資信託証券の市場価格が下落するリスクをいいます。

各ファンドが実質的な投資対象とする不動産投資信託証券の市場価格が下落した場合には、各ファンドの基準価額が下落する要因となります。不動産投資信託証券の市場価格は、市場における需給関係（売り注文と買い注文のバランス）により変動します。また、こうした需給関係は、経済、不動産市況、金利、不動産投資信託証券の発行体の財務状況や収益状況、不動産投資信託が保有する不動産とその状況、など様々な要因により変化します。なお、こうした要因の1つとして、自然災害や人的災害など予

測不可能な事態の発生による保有不動産の滅失・損壊等も、不動産投資信託証券の市場価格を下落させる要因となり得ます。

各ファンドが実質的な投資対象とするハイイールド社債、新興国の債券、資産担保証券、バンクローン等は、格付けの高い国債等への投資を行う場合と比較して、金利変動リスク、信用リスク、流動性リスク等が大きくなる可能性があります。

#### <その他留意点>

- ・各ファンドが主要投資対象とする外国投資信託は、複数のクラスの資金をまとめて合同運用を行います。当該方式は、運用の効率化に資するものですが、一方で、あるクラスにより多額の追加設定・一部解約がなされた場合等によっては、他のクラスの価格や運用が影響を受ける場合があり、そのため各ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。また、外国投資信託を通じて各国の有価証券等に投資を行う場合、国内籍の投資信託から直接投資を行う場合に比べて、各国での源泉税率が高くなるなど税制が相対的に不利になることがあります。
- ・外国投資信託については、ファンドを管轄する国の法律、規制および税制の変更等により運用に制限が設けられる場合があります。このような場合、外国投資信託の運用成果を通じ、各ファンドの基準価額に影響を受ける可能性があります。
- ・各ファンドの信託終了等（繰上償還する場合を含みます。）に伴い、外国投資信託の信託が終了する場合、外国投資信託は償還費用を確定させるため、各ファンドの償還日より一定期日前の日をもって実質的な運用（世界の債券および株式等への投資）を止めること、および償還することがあります。この場合、各ファンドにおいては、償還日までの期間、債券および株式等への投資による投資成果を享受することができなくなります。  
また、外国投資信託が信託を終了する場合、償還日までの一定期間、解約請求の受け付けを中止することがあります。この場合、各ファンドにおいては、受益者からの一部解約の実行の請求の受け付けを中止することがあります。
- ・各ファンドは、一部解約の実行の請求金額が多額な場合や取引所等における取引の停止等があるときには、一部解約の実行の請求の受け付けを中止すること、およびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことがあります。

#### <収益分配金に関する留意点>

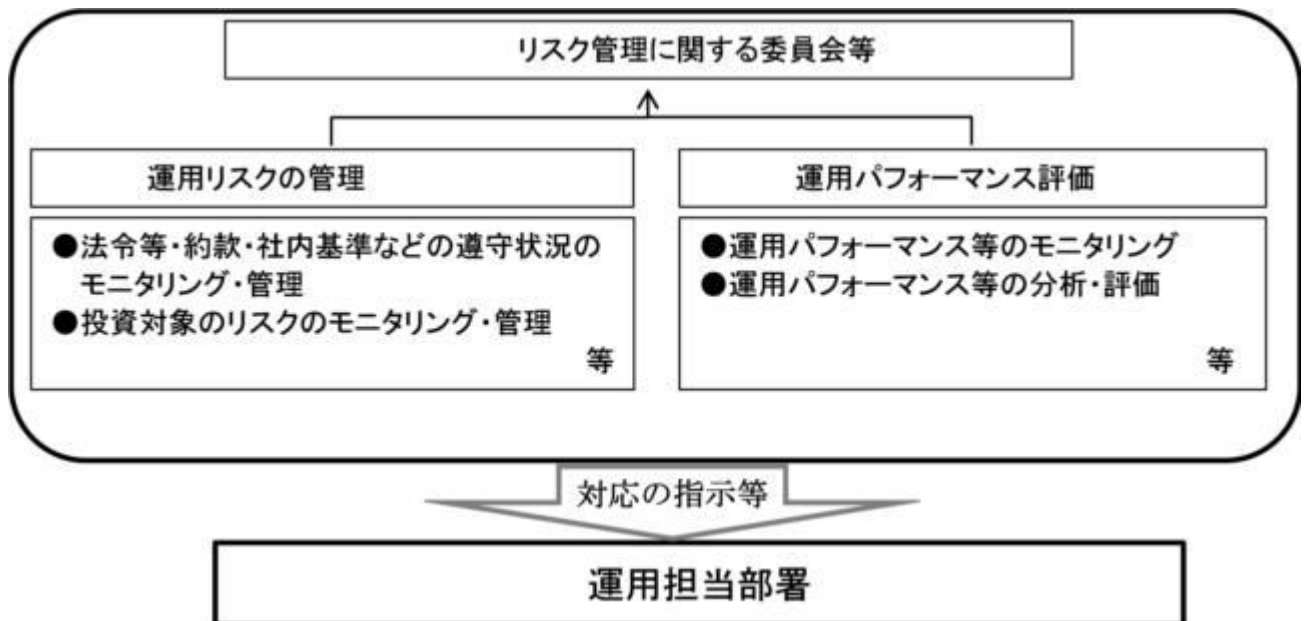
- ・投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
- ・分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- ・投資家（受益者）のファンドの取得価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド取得後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

## (2) リスク管理体制

委託会社（平成28年10月1日現在（予定））におけるファンドの投資リスクに対する管理体制について

は、以下のとおりです。

- ・運用リスクの管理：運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。
- ・運用パフォーマンス評価：運用担当部署から独立したリスク管理担当部署が、ファンドの運用パフォーマンスについて定期的に分析を行い、結果の評価を行います。
- ・リスク管理に関する委員会等：上記のとおり運用リスクの管理状況、運用パフォーマンス評価等の報告を受け、リスク管理に関する委員会等は総合的な見地から運用状況全般の管理・評価を行います。



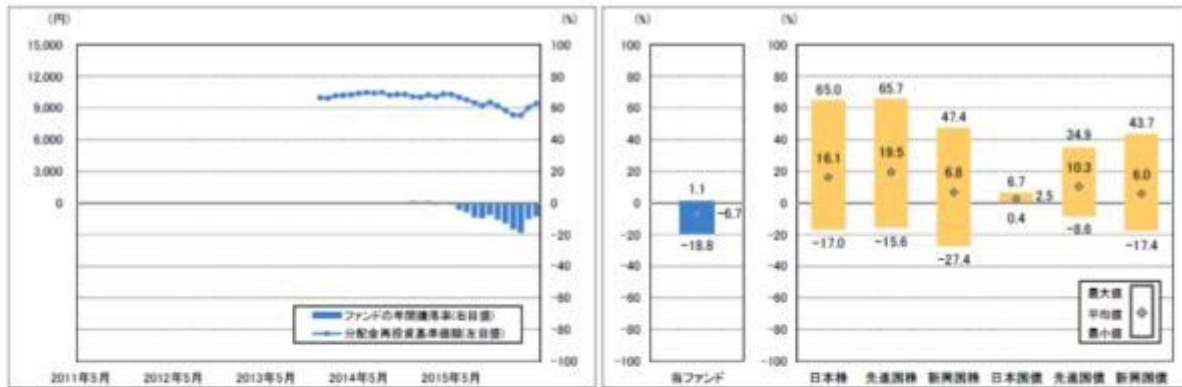
リスク管理体制は、今後変更になることがあります。

(参考情報) ファンドの値動き・代表的資産クラスとの年間騰落率の比較（2011年5月～2016年4月）

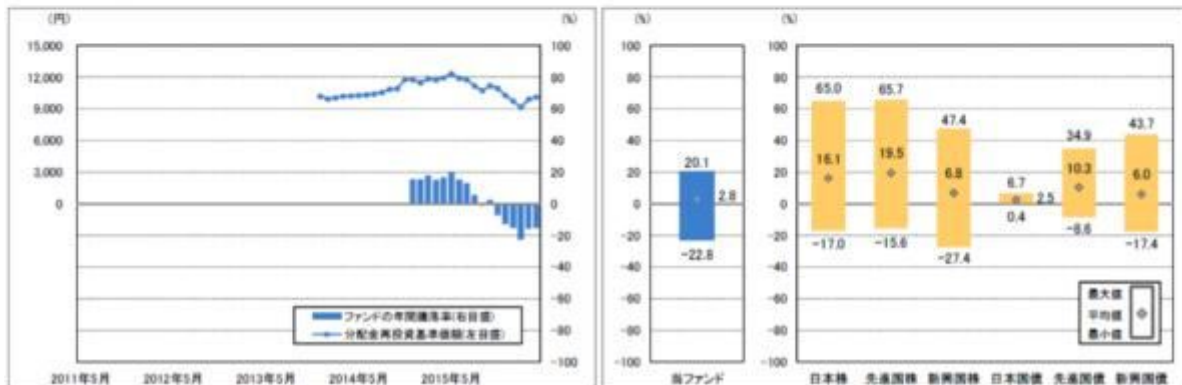
◆各ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移 ◆各ファンドと代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較



## 《年1回決算型・限定為替ヘッジ》



## 《年1回決算型・為替ヘッジなし》



分配金再投資基準価額は、分配金（税引前）を再投資したものと計算していますので、実際の基準価額とは異なる場合があります。（以下同じ。）

年間騰落率（各月末時点について1年前と比較したものは、分配金再投資基準価額をもとに計算していますので、基準価額をもとに計算した騰落率とは異なる場合があります。）

なお、各ファンドは2013年12月18日に設定しているため、年間騰落率については2014年12月以降の騰落率を表示しています。また、分配金再投資基準価額については2013年12月末日より表示しています。

上記は、各ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように、2011年5月～2016年4月の5年間に於ける年間騰落率（各月末時点について1年前と比較したものの）の平均・最大・最小を表示したものです。

各ファンドの年間騰落率は、分配金再投資基準価額をもとに計算していますので、基準価額をもとに計算した騰落率とは異なる場合があります。なお、各ファンドは2013年12月18日に設定しているため、各ファンドの年間騰落率については2014年12月以降の平均・最大・最小を表示しています。代表的な資産クラスは比較対象として記載しているため、各ファンドの投資対象とは限りません。

● 各資産クラスの指数

日本株：東証株価指数（TOPIX）配当込み

先進国株：MSCIコクサイ・インデックス（配当込み・円ベース）

新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み・円ベース）

日本国債：NOMURA-BPI国債

先進国債：シティ世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）

新興国債：JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイド（ヘッジなし・円ベース）

※株式の指数は、配当を考慮したものです。また、海外（先進国・新興国）の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

「東証株価指数（TOPIX）」とは、東京証券取引所第一部に上場されているすべての株式の時価総額を指数化したものです。同指数は、株式会社東京証券取引所（株東京証券取引所）の知的財産であり、指数の算出、数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、株東京証券取引所が有しています。

「MSCIコクサイ・インデックス」とは、MSCIインク（以下、MSCI）が開発した株価指数で、日本を除く世界の主要先進国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCIに帰属します。またMSCIは、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

「MSCIエマージング・マーケット・インデックス」とは、MSCIが開発した株価指数で、新興国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCIに帰属します。またMSCIは、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

「NOMURA-BPI国債」とは、野村証券株式会社が国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表すために開発した投資収益指数です。同指数の知的財産権とその他一切の権利は野村証券株式会社に帰属しています。また、同社は当該指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。

「シティ世界国債インデックス（除く日本）」とは、Citigroup Index LLCが開発した債券指数で、日本を除く世界主要国の国債で構成されている時価総額加重平均指数です。同指数は、Citigroup Index LLCの知的財産であり、指数の算出、数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、Citigroup Index LLCが有しています。

「JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイド」とは、JPモルガン・セキュリティーズ・インクが公表している新興国の現地通貨建ての国債で構成されている時価総額加重平均指数です。同指数に対する著作権、知的財産権その他一切の権利はJPモルガン・セキュリティーズ・インクに帰属します。また、同社は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

## 4【手数料等及び税金】

### （1）【申込手数料】

申込手数料(受益権1口当たり)は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、販売会社が別に定める率（以下「手数料率」といいます。）を乗じて得た額とし、手数料率の上限は3.24%（税抜3%）です。なお、申込手数料には、消費税等相当額が課せられます。

申込手数料については、販売会社にお問い合わせください。

「分配金再投資コース」における収益分配金は、毎計算期末の翌営業日に原則として税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。

スイッチングの場合、販売会社によっては申込手数料を別に定めることがあります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

< 申込手数料を対価とする役務の内容 >

商品説明、募集・販売の取扱い事務等の対価

## (2) 【換金（解約）手数料】

ありません。

## (3) 【信託報酬等】

各ファンドの信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年1.2204%（税抜1.13%）の率を乗じて得た額とします。

信託報酬の配分（税抜）は、次の通りとします。

委託会社	販売会社	受託会社
0.40%	0.70%	0.03%

信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。なお、信託報酬にかかる消費税等相当額は、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(ご参考) 投資対象とする投資信託にかかる信託報酬等

ストラテジック・インカム・ファンド

信託報酬（運用報酬等）：純資産総額に対し年率0.485%程度（運用報酬：年率0.425%、受託費用：年率0.01%、事務管理費用：年率0.05%）

MHAM短期金融資産マザーファンド

信託報酬：かかりません。

各ファンドが純資産総額相当額の各外国投資信託証券を組入れたとした場合、全体として受益者が負担する実質的な信託報酬は、信託財産の純資産総額に対し、年率1.7054%程度（税込）となります。

なお、ストラテジック・インカム・ファンドの信託報酬（運用報酬等）については、年次等による最低報酬等が設定されているものがあり、ストラテジック・インカム・ファンドの純資産総額によっては、上記の率を実質的に超える場合があります。（この数値は、投資信託証券の実際の組入比率により変動します。また、実際には、この他に定率により計算されない「その他の費用等」がかかります。）

< 信託報酬等を対価とする役務の内容 >

各ファンド
-------

委託会社	信託財産の運用、目論見書等各種書類の作成、基準価額の算出等の対価
販売会社	交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購入後の情報提供等の対価
受託会社	信託財産の管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価
投資対象とする外国投資信託	外国投資信託の信託財産の運用、管理等の対価

#### （４）【その他の手数料等】

信託財産に関する租税、特定資産の価格等の調査に要する費用および当該費用に係る消費税等相当額、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産の財務諸表の監査に要する費用および当該費用に係る消費税等相当額、外国における資産の保管等に要する費用、受託会社の立替えた立替金の利息および資金の借入れを行った際の当該借入金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。なお、信託財産の財務諸表の監査に要する費用は、当該費用にかかる消費税等相当額とともに毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき、信託財産中から支弁します。

各ファンドの組入有価証券の売買時の売買委託手数料等およびこれら手数料にかかる消費税等相当額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

受益者が各ファンドを解約する際には、信託財産留保額（1口につき、解約請求受付日の翌営業日の基準価額の0.2%）をご負担いただきます。

「その他の費用等」については、各ファンドが投資対象とする投資信託（投資対象ファンド）において発生する場合、その信託財産中から支弁されます。これらはそのファンドの価格に反映されるため、結果として各ファンドの受益者が間接的に負担することとなります。

（ご参考）投資対象とする投資信託証券における別途かかる費用等については、以下のとおりです。

##### ストラテジック・インカム・ファンド

- （１） 申込手数料：ありません。
- （２） 換金（解約）手数料：ありません。
- （３） その他の費用：信託財産に関する租税、組入有価証券売買の際に発生する売買手数料、資産の保管等に要する費用、信託事務の処理に要する費用、信託財産の監査に要する費用、法律関係の費用およびファンド設立に係る費用、借入金の利息および立替金の利息 等

##### MHAM短期金融資産マザーファンド

- （１） 申込手数料：ありません。
- （２） 換金（解約）手数料：ありません。
- （３） その他の費用：信託財産に関する租税、組入有価証券売買の際に発生する売買手数料、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息 等

< 主要なその他の手数料等を対価とする役務の内容 >

信託財産に関する租税	有価証券の取引の都度発生する有価証券取引税、有価証券の受取配当金に係る税、有価証券の譲渡益に係る税等
------------	--

信託事務の処理に要する諸費用	事務処理に係る諸経費
信託財産の財務諸表の監査に要する費用	監査法人に支払うファンドの監査に係る費用
外国における資産の保管等に要する費用	外国における保管銀行等に支払う有価証券等の保管等に要する費用
組入る有価証券の売買時の売買委託手数料	有価証券等の売買の際、金融商品取引業者等に支払う手数料

## （５）【課税上の取扱い】

各ファンドは、課税上は株式投資信託として取扱われます。

個人、法人別の課税の取扱いについて

### １．個人の受益者に対する課税

< 収益分配時 >

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率による源泉徴収が行われ、原則として確定申告の必要はありません。なお、確定申告を行うことにより、総合課税（配当控除の適用なし）や申告分離課税も選択できます。

< 一部解約時および償還時 >

一部解約時および償還時の差益（解約の価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額を含みます。）を控除した利益）については、譲渡益として課税対象（譲渡所得等）となり、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。原則として確定申告が必要ですが、特定口座（源泉徴収口座）をご利用の場合には、源泉徴収され申告不要制度が適用されます。

< 損益通算について >

一部解約時および償還時に損失（譲渡損）が生じた場合には、確定申告することで、他の上場株式等（上場株式、上場投資信託（ETF）、上場不動産投資信託（REIT）、公募株式投資信託および特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）など。以下同じ。）の譲渡益ならびに上場株式等の配当所得および利子所得の金額（申告分離課税を選択したものに限り、以下同じ。）との損益通算ならびに3年間の繰越控除の対象とすることができます。また、特定口座（源泉徴収口座）をご利用の場合には、その口座内において損益通算を行います。この場合、確定申告は不要です。

少額投資非課税制度をご利用の場合

公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。

少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」、未成年者少額投資非課税制度「愛称：ジュニアNISA（ジュニアニーサ）」をご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。なお、同非課税口座内で少額上場株式等に係る譲渡損失が生じた場合には、課税上譲渡損失はないものとみなされ、他の口座の上場株式等の譲渡益および上場株式等の配当所得等の金額との損益通算を行うことはできませんので、ご注意ください。

### ２．法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%）の税率による源泉徴収が行われま

す。なお、各ファンドについては、益金不算入制度の適用はありません。

#### 収益分配時における課税上の取扱いについて

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、「普通分配金」と「元本払戻金（特別分配金）」は、以下のようになります。

- 1．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。
- 2．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

#### 個別元本について

- 1．追加型株式投資信託については、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- 2．受益者が同一ファンドの受益権を複数回に分けて取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- 3．ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については、各販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数の支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店等毎に、「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。
- 4．受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については、「収益分配時における課税上の取扱いについて」を参照ください。）

上記の内容は平成28年4月末日現在のものですので、税法が改正された場合等には、変更になる場合があります。

課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めいたします。

買取請求制による換金については、販売会社にお問い合わせください。

## 5【運用状況】

以下の運用状況は平成28年 4月28日現在です。

投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。なお、小数点第3位を切捨てており、端数調整は行っておりません。

### （1）【投資状況】

インカムビルダー（年1回決算型）限定為替ヘッジ

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	ケイマン諸島	1,458,554,496	96.28
親投資信託受益証券	日本	1,414,773	0.09
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		54,875,716	3.62
合計(純資産総額)		1,514,844,985	100.00

### インカムビルダー(年1回決算型)為替ヘッジなし

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	ケイマン諸島	12,405,229,107	98.50
親投資信託受益証券	日本	14,702,400	0.11
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		173,558,130	1.37
合計(純資産総額)		12,593,489,637	100.00

### (参考)MHAM短期金融資産マザーファンド

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
国債証券	日本	3,001,950	1.12
地方債証券	日本	136,495,047	50.93
特殊債券	日本	123,640,950	46.13
社債券	日本	4,015,460	1.49
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		846,917	0.31
合計(純資産総額)		268,000,324	100.00

### (2)【投資資産】

#### 【投資有価証券の主要銘柄】

### インカムビルダー(年1回決算型)限定為替ヘッジ

#### イ. 評価額上位銘柄明細

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	ケイマン 諸島	投資信託受 益証券	STRATEGIC INCOME FUND CLASS M	1,560,017,655	0.92	1,443,487,845	0.93	1,458,554,496	96.28
2	日本	親投資信託 受益証券	MHAM短期金融資産マザーファ ンド	1,383,912	1.0223	1,414,773	1.0223	1,414,773	0.09

## ロ.種類別投資比率

種類	国内 / 外国	投資比率 (%)
投資信託受益証券	外国	96.28
親投資信託受益証券	国内	0.09
合計		96.37

インカムビルダー（年1回決算型）為替ヘッジなし

## イ.評価額上位銘柄明細

順位	国 / 地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	ケイマン 諸島	投資信託受 益証券	STRATEGIC INCOME FUND CLASS M	13,268,188,790	0.92	12,277,084,939	0.93	12,405,229,107	98.50
2	日本	親投資信託 受益証券	MHAM短期金融資産マザーファ ンド	14,381,689	1.0223	14,702,400	1.0223	14,702,400	0.11

## ロ.種類別投資比率

種類	国内 / 外国	投資比率 (%)
投資信託受益証券	外国	98.50
親投資信託受益証券	国内	0.11
合計		98.62

（参考）MHAM短期金融資産マザーファンド

## イ.評価額上位銘柄明細

順位	国 / 地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	日本	地方債証券	第639回東京 都公募公債	30,000,000	101.31	30,395,700	100.70	30,211,500	1.83	2016年9 月20日	11.27

2	日本	特殊債券	第17回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	30,000,000	100.97	30,293,700	100.67	30,202,500	2	2016年8月31日	11.26
3	日本	特殊債券	第866回政府保証公営企業債券	30,000,000	100.90	30,272,700	100.60	30,181,500	2	2016年8月18日	11.26
4	日本	特殊債券	第13回政府保証日本政策投資銀行債券	23,000,000	101.35	23,312,570	100.64	23,148,350	2	2016年8月25日	8.63
5	日本	地方債証券	平成23年度第8回千葉県公募公債	23,000,000	100.34	23,078,780	100.26	23,061,640	0.35	2017年2月24日	8.60
6	日本	特殊債券	第264回信金中金債(5年)	20,000,000	100.31	20,063,800	100.24	20,049,600	0.45	2016年11月25日	7.48
7	日本	地方債証券	平成23年度第7回福岡市公募公債(5年)	20,000,000	100.29	20,058,800	100.24	20,048,200	0.4	2016年12月26日	7.48
8	日本	地方債証券	第31回川崎市公募公債(5年)	19,820,000	100.24	19,868,757	100.20	19,861,027	0.27	2017年3月17日	7.41
9	日本	特殊債券	第739号農林債	10,000,000	100.45	10,045,400	100.31	10,031,500	0.5	2016年12月27日	3.74
10	日本	特殊債券	第13回日本高速道路保有・債務返済機構債券	10,000,000	101.00	10,100,900	100.27	10,027,500	1.96	2016年6月20日	3.74
11	日本	地方債証券	平成18年度第1回静岡県公募公債	8,500,000	100.92	8,578,965	100.16	8,514,280	2	2016年5月30日	3.17
12	日本	地方債証券	平成18年度第2回北九州市公募公債	7,700,000	101.32	7,801,871	101.12	7,786,548	1.79	2016年12月20日	2.90
13	日本	地方債証券	平成18年度第4回千葉県公募公債	5,730,000	100.97	5,785,867	100.85	5,778,991	1.8	2016年10月25日	2.15
14	日本	地方債証券	平成18年度第2回埼玉県公募公債	5,120,000	100.92	5,167,564	100.16	5,128,601	2	2016年5月30日	1.91
15	日本	地方債証券	平成18年度第1回堺市公募公債	4,000,000	101.76	4,070,760	101.16	4,046,600	1.84	2016年12月26日	1.50
16	日本	社債券	第80回近鉄グループホールディングス株式会社無担保社債	3,000,000	100.60	3,018,180	100.47	3,014,310	0.7	2017年4月20日	1.12



17	日本	地方債証券	平成23年度第1回仙台市公募公債	3,000,000	100.00	3,000,000	100.23	3,007,050	0.36	2017年1月27日	1.12
18	日本	地方債証券	第50回神奈川県公募公債（5年）	3,000,000	100.23	3,006,930	100.19	3,005,970	0.35	2016年12月20日	1.12
19	日本	国債証券	第97回利付国債（5年）	3,000,000	100.28	3,008,400	100.06	3,001,950	0.4	2016年6月20日	1.12
20	日本	地方債証券	平成18年度第1回大分県公募公債	2,000,000	101.00	2,020,080	100.88	2,017,700	1.8	2016年10月31日	0.75
21	日本	地方債証券	平成18年度第8回静岡県公募公債	1,000,000	101.58	1,015,820	101.61	1,016,100	1.79	2017年3月28日	0.37
22	日本	地方債証券	平成18年度第4回埼玉県公募公債	1,000,000	100.73	1,007,370	100.72	1,007,250	1.8	2016年9月28日	0.37
23	日本	地方債証券	平成23年度第5回京都市公募公債	1,000,000	100.23	1,002,300	100.23	1,002,300	0.374	2017年1月31日	0.37
24	日本	地方債証券	平成23年度第3回京都市公募公債	1,000,000	100.12	1,001,240	100.12	1,001,290	0.364	2016年9月29日	0.37
25	日本	社債券	第9回広島ガス株式会社無担保社債	1,000,000	100.15	1,001,510	100.11	1,001,150	0.32	2016年12月20日	0.37

## □ 種類別投資比率

種類	国内/外国	投資比率(%)
国債証券	国内	1.12
地方債証券	国内	50.93
特殊債券	国内	46.13
社債券	国内	1.49
合計		99.68

### 【投資不動産物件】

インカムビルダー（年1回決算型）限定為替ヘッジ

該当事項はありません。

インカムビルダー（年1回決算型）為替ヘッジなし

該当事項はありません。

（参考）MHAM短期金融資産マザーファンド

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

インカムビルダー（年1回決算型）限定為替ヘッジ

該当事項はありません。

インカムビルダー（年1回決算型）為替ヘッジなし

該当事項はありません。

（参考）MHAM短期金融資産マザーファンド

該当事項はありません。

（3）【運用実績】

【純資産の推移】

インカムビルダー（年1回決算型）限定為替ヘッジ

平成28年4月末日及び同日前1年以内における各月末ならびに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

期別	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1計算期間末（平成26年 4月23日）	858	858	1.0261	1.0261
第2計算期間末（平成27年 4月23日）	2,206	2,206	1.0265	1.0265
第3計算期間末（平成28年 4月25日）	1,511	1,511	0.9355	0.9355
平成27年 4月末日	2,211		1.0337	
5月末日	2,217		1.0282	
6月末日	2,139		1.0011	
7月末日	2,008		0.9788	
8月末日	1,906		0.9500	
9月末日	1,781		0.9232	
10月末日	1,799		0.9530	
11月末日	1,658		0.9193	
12月末日	1,536		0.8776	

平成28年 1月末日	1,397		0.8340
2月末日	1,371		0.8322
3月末日	1,469		0.9035
4月末日	1,514		0.9446

（注）表中の末日とは当該月の最終営業日を指します。

インカムビルダー（年1回決算型）為替ヘッジなし

平成28年4月末日及び同日前1年以内における各月末ならびに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

期別	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1計算期間末（平成26年 4月23日）	6,048	6,048	1.0231	1.0231
第2計算期間末（平成27年 4月23日）	21,196	21,196	1.1950	1.1950
第3計算期間末（平成28年 4月25日）	12,803	12,803	1.0161	1.0161
平成27年 4月末日	20,998		1.1936	
5月末日	21,490		1.2332	
6月末日	20,629		1.1886	
7月末日	20,069		1.1767	
8月末日	18,827		1.1153	
9月末日	17,500		1.0736	
10月末日	17,026		1.1174	
11月末日	15,862		1.0941	
12月末日	14,296		1.0260	
平成28年 1月末日	13,205		0.9743	
2月末日	12,099		0.9147	
3月末日	12,701		0.9895	
4月末日	12,593		1.0114	

（注）表中の末日とは当該月の最終営業日を指します。

#### 【分配の推移】

インカムビルダー（年1回決算型）限定為替ヘッジ

期	計算期間	1口当たりの分配金（円）
第1計算期間	平成25年12月18日～平成26年 4月23日	0.0000
第2計算期間	平成26年 4月24日～平成27年 4月23日	0.0000
第3計算期間	平成27年 4月24日～平成28年 4月25日	0.0000

インカムビルダー（年1回決算型）為替ヘッジなし

期	計算期間	1口当たりの分配金（円）
第1計算期間	平成25年12月18日～平成26年 4月23日	0.0000
第2計算期間	平成26年 4月24日～平成27年 4月23日	0.0000
第3計算期間	平成27年 4月24日～平成28年 4月25日	0.0000

## 【収益率の推移】

## インカムビルダー（年1回決算型）限定為替ヘッジ

期	計算期間	収益率（%）
第1計算期間	平成25年12月18日～平成26年 4月23日	2.61
第2計算期間	平成26年 4月24日～平成27年 4月23日	0.04
第3計算期間	平成27年 4月24日～平成28年 4月25日	8.87

（注1）収益率は期間騰落率。

（注2）小数点第3位四捨五入。

## インカムビルダー（年1回決算型）為替ヘッジなし

期	計算期間	収益率（%）
第1計算期間	平成25年12月18日～平成26年 4月23日	2.31
第2計算期間	平成26年 4月24日～平成27年 4月23日	16.80
第3計算期間	平成27年 4月24日～平成28年 4月25日	14.97

（注1）収益率は期間騰落率。

（注2）小数点第3位四捨五入。

## （4）【設定及び解約の実績】

## インカムビルダー（年1回決算型）限定為替ヘッジ

期	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）	発行済み口数（口）
第1計算期間	平成25年12月18日～平成26年 4月23日	847,366,690	10,559,067	836,807,623
第2計算期間	平成26年 4月24日～平成27年 4月23日	1,569,988,721	257,476,210	2,149,320,134
第3計算期間	平成27年 4月24日～平成28年 4月25日	133,161,971	667,219,117	1,615,262,988

（注）第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

## インカムビルダー（年1回決算型）為替ヘッジなし

期	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）	発行済み口数（口）
第1計算期間	平成25年12月18日～平成26年 4月23日	5,916,349,356	4,145,517	5,912,203,839

第2計算期間	平成26年 4月24日～平成27年 4月23日	14,242,674,035	2,416,936,115	17,737,941,759
第3計算期間	平成27年 4月24日～平成28年 4月25日	1,445,567,263	6,582,685,449	12,600,823,573

(注)第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

## 参考情報

(2016年4月28日現在)

### 基準価額・純資産の推移

(基準価額は1万口当たり)

### 分配の推移

(1万口当たり、税引前)



年1回決算型・限定為替ヘッジ

2016年4月	0円
2015年4月	0円
2014年4月	0円
設定未累計	0円



年1回決算型・為替ヘッジなし

2016年4月	0円
2015年4月	0円
2014年4月	0円
設定未累計	0円

基準価額および分配金再投資基準価額は、信託報酬控除後の値です。(以下同じ。)

分配金再投資基準価額は、決算時に収益分配があった場合にその分配金(税引前)を再投資したものと計算しています。(以下同じ。)なお、各ファンドは分配実績がないため、基準価額と分配金再投資基準価額の線が重なっております。

設定来: 2013年12月18日以降

### 主要な資産の状況

各比率は各ファンドの純資産総額に対する組入比率を表示(小数点第二位四捨五入)しています。

#### 資産の組入比率

## 年1回決算型・限定為替ヘッジ

資産	比率(%)
ストラテジック・インカム・ファンド（クラスM）受益証券	96.3
MHAM短期金融資産マザーファンド受益証券	0.1
現金・預金・その他の資産	3.6
合計	100.0

## 年1回決算型・為替ヘッジなし

資産	比率(%)
ストラテジック・インカム・ファンド（クラスM）受益証券	98.5
MHAM短期金融資産マザーファンド受益証券	0.1
現金・預金・その他の資産	1.4
合計	100.0

## 主要投資対象である投資対象ファンドの運用状況(組入上位銘柄)

## ●ストラテジック・インカム・ファンド

順位	銘柄名	種類(種別)	比率(%)
1	インテル	株式等	2.9
2	IBM	株式等	2.4
3	ニューサウス・ウェールズ財務公社	非米ドル建て債	2.3
4	シティグループ	非米ドル建て債	2.1
5	ニュージーランド国債	非米ドル建て債	2.1
6	メキシコ国債	非米ドル建て債	2.1
7	RRドネリー&サンズ	ハイイールド債券	2.0
8	SMエナジー	ハイイールド債券	1.9
9	ユナイテッド・ステイツ・スチール	ハイイールド債券	1.8
10	グループ・ワン・オートモーティブ	ハイイールド債券	1.8

※2016年4月27日現在

※種類(種別)の分類は、ストラテジック・インカム・ファンドの運用を行うルーミス・セイレス社から提供されたデータに基づきます。

※比率は、上記外国投資信託の純資産総額に対する組入比率です。

## ●MHAM短期金融資産マザーファンド

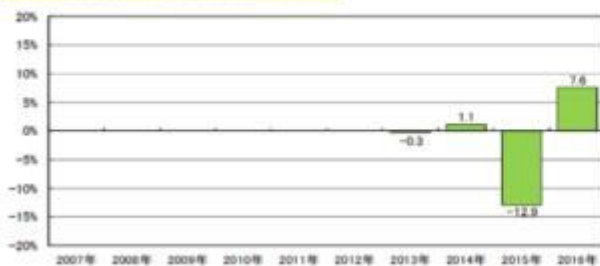
順位	銘柄名	種類(種別)	比率(%)
1	第639回東京都公募公債	地方債証券	11.3
2	第17回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	特殊債券	11.3
3	第866回政府保証公営企業債券	特殊債券	11.3
4	第13回政府保証日本政策投資銀行債券	特殊債券	8.6
5	平成23年度第8回千葉県公募公債	地方債証券	8.6
6	第264回信金中金債(5年)	特殊債券	7.5
7	平成23年度第7回福岡市公募公債(5年)	地方債証券	7.5
8	第31回川崎市公募公債(5年)	地方債証券	7.4
9	い第739号農林債	特殊債券	3.7
10	第13回日本高速道路保有・債務返済機構債券	特殊債券	3.7

※2016年4月28日現在

※比率は、上記マザーファンドの純資産総額に対する組入比率です。

## 年間収益率の推移(暦年ベース)

## 年1回決算型・限定為替ヘッジ



## 年1回決算型・為替ヘッジなし



年間収益率は、分配金再投資基準価額をもとに計算したものです。

各ファンドにはベンチマークはありません。

2013年は設定日(12月18日)から年末までの収益率、2016年は1月から4月末までの収益率を表示しています。

当該実績は過去のものであり、将来の運用成果等を示唆、保証するものではありません。

運用実績については、別途開示している場合があります。この場合、委託会社のホームページにおいて閲覧することができます。

## 第2【管理及び運営】

## 1【申込(販売)手続等】

(1) 各ファンドのお申込みは、原則として委託会社および販売会社の営業日の午後3時までにお買付けのお申込みが行われ、かつ当該お申込みの受付にかかる販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日分のお申込みといたします。この時間を過ぎてのお申込みおよび所定の事務手続き完了分については翌営業日のお取扱いとなります。ただし、取得申込日が、ニューヨーク証券取引所またはニューヨークの銀行のいずれかの休業日にあたる場合には、お申込み(スイッチングのお申込みを含みます。)の受付はいたしません。

(2) 取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社

は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。

- (3) お申込みには、収益の分配がなされた場合に分配金を受領する「分配金受取コース」と、分配金は原則として税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資される「分配金再投資コース」の2つの申込方法があります。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のコースのみの取扱いとなる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- (4) 申込単位は、販売会社が委託会社の承認を得て別に定める単位とします。申込単位については、販売会社にお問い合わせください。
- (5) 取得申込みにかかる受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、販売会社が別に定める申込手数料および申込手数料にかかる消費税等相当額を加算した価額とします。
- (6) 販売会社において金額買付（申込単位が金額にて表示されている場合）による申込みをされた場合、申込手数料および申込手数料にかかる消費税等相当額はお申込代金の中から差し引かれます。
- (7) 以下のファンド間の乗換え（スイッチング）による受益権の取得申込みにかかる受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、販売会社が別に定めるスイッチングにかかる申込手数料および申込手数料にかかる消費税等相当額を加算した価額とします。

インカムビルダー（毎月決算型）限定為替ヘッジ

インカムビルダー（毎月決算型）為替ヘッジなし

インカムビルダー（年1回決算型）限定為替ヘッジ

インカムビルダー（年1回決算型）為替ヘッジなし

スイッチングとは、現在保有しているファンドを換金（解約請求）すると同時に他のファンドの取得申込みを行う取引をいい、ファンドの換金代金そのまま取得申込代金に充当されます。

「インカムビルダー（毎月決算型）限定為替ヘッジ」または「インカムビルダー（毎月決算型）為替ヘッジなし」へのスイッチングをお申込みの際には、当該ファンドの目論見書をご覧ください。なお、販売会社によっては当該ファンドを取り扱わない場合があります。

販売会社によっては、スイッチングの取扱いを行わない場合、スイッチングの取扱いに一定の制限を設ける場合、スイッチングの申込単位等を別に定める場合、スイッチングの際に「分配金受取コース」、「分配金再投資コース」間の変更を受け付けられない場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

スイッチングの際には、解約請求時と同様の費用および税金（課税対象者の場合）がかかりますのでご注意ください。

- ・換金の際には信託財産留保額（1口につき、解約請求受付日の翌営業日の基準価額の0.2%）が差し引かれます。

- (8) 販売会社によっては「限定為替ヘッジ」または「為替ヘッジなし」のどちらか一方のみのお取扱いとなる場合があります。詳しくは販売会社または委託会社にお問い合わせください。
- (9) 収益分配金の再投資に関する契約に基づき、収益分配金を再投資する際は、1口単位で購入できるものとします。なお、その際の受益権の価額は、原則として各計算期間終了日の基準価額とします。
- (10) 信託財産の効率的な運用または受益者に対する公平性を期する運用が妨げられると委託会社が合理的に判断する場合、取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および同法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、非常事態（金融危機、重大な政策変更や資産凍結等を含む規制導入、クーデター等）による市場の閉鎖等、その他やむを得ない事情があるときは、販売会社は、受益権の取得申込み（スイッチングのお申込みを含みます。）の受付を中止すること、およびすでに受け付けた取得申込み（スイッチングのお申込みを含みます。）の受付を取り消すことができます。

## 2【換金（解約）手続等】

- (1) 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に対し1万口単位または1口単位をもって解約を請求することができます。
- 解約単位は、販売会社およびお申込コースにより異なる場合があります。また、販売会社によっては解約単位を別に設定する場合があります。
- (2) 解約の請求を行う受益者は、振替制度にかかる口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。なお、解約の請求を受益者が行う際は、振替受益権をもって行うものとします。
- (3) 解約請求受付については、原則として委託会社および販売会社の営業日の午後3時までに、解約のお申込みが行われ、かつ当該お申込みの受付にかかる販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日分のお申込みとします。この時間を過ぎてのお申込みおよび所定の事務手続き完了分については、翌営業日のお取扱いとなります。ただし、解約請求受付日が、ニューヨーク証券取引所またはニューヨークの銀行のいずれかの休業日にあたる場合には、解約請求の受付はいたしません。
- (4) 解約の価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.2%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額（「解約価額」といいます。）とします。詳しくは、販売会社または委託会社にお問い合わせください。なお、委託会社に対する照会は下記においてできます。
- 「信託財産留保額」とは、運用の安定性を高めるとともに、信託期間の途中で換金する受益者と保有を継続する受益者との公平を確保するために、換金する受益者が負担する金額で、信託財産に組入れられます。
- | 照会先の名称            | 電話番号         |
|-------------------|--------------|
| アセットマネジメントOne株式会社 | 0120-104-694 |
- 電話によるお問い合わせは、営業日の午前9時～午後5時までとさせていただきます。（以下同じ。）
- (5) 解約代金は、受益者の解約請求を受け付けた日から起算して、原則として、7営業日目から販売会社において受益者に支払われます。
- (6) 信託財産の資金管理を円滑に行うために、大口の解約請求には制限を設ける場合があります。
- (7) 委託会社は、各ファンドが主要投資対象とする外国投資信託の解約請求の受付の停止・取消または延期、信託財産の効率的な運用または受益者に対する公平性を期する運用が妨げられると委託会社が合理的に判断する場合（一部解約の実行の請求金額が多額な場合を含みます。）、取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、非常事態（金融危機、重大な政策変更や資産凍結等を含む規制導入、クーデター等）による市場の閉鎖等、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止すること、およびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受付を取り消すことができます。この場合、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この日が前記(3)に規定する一部解約の実行の請求を受け付けない日であるときは、この計算日以降の最初の一部解約の実行の請求を受け付けることができる日とします。）に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、前記(4)の規定に準じた価額とします。

### 3【資産管理等の概要】

#### (1)【資産の評価】



基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

<主な投資対象資産の時価評価方法の原則>

外国投資信託受益証券：計算日に入手し得る直近の純資産価格（基準価額）

マザーファンド受益証券：計算日の基準価額

外貨建資産の円換算：計算日の国内における対顧客電信売買相場の仲値

外国為替予約の円換算：計算日の国内における対顧客先物売買相場の仲値

各ファンドの基準価額は、委託会社の毎営業日（土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に定める休日ならびに12月31日、1月2日および1月3日以外の日とします。）に計算されます。基準価額については、販売会社または委託会社にお問い合わせください。なお、委託会社に対する照会は下記においてできます。基準価額は1万口単位で表示されたものが発表されます。

照会先の名称	ホームページアドレス	電話番号
アセットマネジメントOne 株式会社	<a href="http://www.am-one.co.jp/">http://www.am-one.co.jp/</a>	0120-104-694

## （２）【保管】

該当事項はありません。

## （３）【信託期間】

平成25年12月18日から平成40年4月21日までとします。

ただし、委託会社が、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託会社と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

## （４）【計算期間】

原則として毎年4月24日から翌年4月23日までとします。ただし、第1計算期間は、平成25年12月18日から平成26年4月23日までとします。

上記の規定にかかわらず、計算期間終了日に該当する日（以下「当該日」といいます。）が休業日のとき、計算期間終了日は、当該日の翌日以降の最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとしします。

## （５）【その他】

信託契約の解約

- 委託会社は、各ファンドが主要投資対象とする外国投資信託受益証券が存続しないこととなる場合（外国投資信託が繰上償還する場合をいいます。）には、受託会社と合意のうえ、該当するファンドの信託契約を解約し、信託を終了（繰上償還）させます。
- 委託会社は、次のいずれかに該当する場合、受託会社と合意のうえ、該当するファンドの信託契約を解約し、信託を終了（繰上償還）させることがあります。この場合、委託会社は書面による決議

（以下「書面決議」といいます。）を行います。ただし、当該信託契約の解約についての委託会社による提案につき、信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには書面決議は行いません。また、信託財産の状況に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、書面決議の手続きを行うことが困難な場合にも書面決議は行いません。

- a．信託終了前に、信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき。
  - b．やむを得ない事情が発生したとき。
  - c．信託契約の一部解約により、受益権の口数が30億口を下回ることとなるとき。
- 3．前記1．または2．により信託契約を解約する場合には、委託会社はあらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- 4．委託会社は、次の事象が起きた場合、信託契約を解約し、信託を終了（繰上償還）させます。
- a．委託会社が監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたとき。
  - b．委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したとき、または業務を廃止したとき。ただし、監督官庁が、信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、信託は、「信託約款の変更等」の書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
  - c．受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受託会社を選任できないとき。

#### 信託約款の変更等

- 1．委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、該当するファンドの信託約款を変更することまたは信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、信託約款は「信託約款の変更等」および「書面決議」に定める以外の方法によって変更することができないものとし、
- 2．委託会社は、前記1．の事項（前記1．の変更事項にあつては、その変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、前記1．の併合事項にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。ただし、当該重大な約款の変更等についての委託会社による提案につき、信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには書面決議は行いません。
- 3．投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。
- 4．委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、上記の規定にしたがいます。

#### 書面決議

- 1．委託会社は、信託契約の解約または重大な約款の変更等に係る書面決議を行う場合には、あらかじめ、書面決議の日および当該決議の内容に応じて次の事項をそれぞれ定め、当該決議の日の2週間前までに、信託契約または信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
  - a．信託契約の解約の場合 信託契約の解約の理由など
  - b．重大な約款の変更等の場合 重大な約款の変更等の内容およびその理由など
- 2．書面決議において、受益者（委託会社および信託の信託財産に信託の受益権が属するときの当該受

益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下この2.において同じ。)は受益権の口数に応じて議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

3. 書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
4. 書面決議の効力は、信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
5. 信託は、受益者が一部解約の実行の請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約または重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

#### 償還金の支払い

償還金は、原則として償還日（償還日が休業日の場合には当該償還日の翌営業日）から起算して5営業日まで、販売会社において支払いが開始されます。

償還金は、償還日に振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に対し、お支払いします。

#### 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

1. 委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴ない、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
2. 委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴ない、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

#### 関係法人との契約の更改ならびに受託会社の辞任または解任に伴う取扱い

1. 委託会社と販売会社との間の募集・販売等契約は、締結日から原則1年間とし、期間終了の3ヵ月前までに別段の意思表示のない時は、同一条件にて継続されます。
2. 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。また、受託会社はその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、「信託約款の変更等」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

#### 信託事務処理の再信託

受託会社は、各ファンドにかかる信託事務処理の一部について、資産管理サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

#### 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<http://www.am-one.co.jp/>（平成28年10月1日現在（予定））

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

## 運用報告書

委託会社は、決算時および信託終了時に期中の運用経過のほか、信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した「運用報告書」を作成します。

- ・ 交付運用報告書は、販売会社を通じて交付いたします。
- ・ 運用報告書（全体版）は、次のアドレスに掲載します。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付の請求があった場合には、交付いたします。

<http://www.am-one.co.jp/>（平成28年10月1日現在（予定））

## 4【受益者の権利等】

受益者の主な権利の内容は次のとおりです。

### (1) 収益分配金に対する請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を、持ち分に応じて請求することができます。ただし、受益者が収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属するものとします。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）にお支払いします。なお、「分配金再投資コース」を選択された場合、収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後自動的に無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されません。

### (2) 一部解約の実行請求権

受益者は、一部解約の実行を信託約款の規定および本書の記載にしたがって請求することができます。

### (3) 償還金に対する請求権

受益者は、信託約款の規定および本書の記載にしたがって、持ち分に応じて償還金を請求することができます。ただし、受益者が信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属するものとします。

### (4) 帳簿書類の閲覧・謄写の請求権

受益者は、委託会社に対し、当該受益者にかかる信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

### 第3【ファンドの経理状況】

インカムビルダー（年1回決算型）限定為替ヘッジ

インカムビルダー（年1回決算型）為替ヘッジなし

（1）当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

（2）当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3期計算期間の財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

#### 1【財務諸表】

## 【インカムビルダー（年1回決算型）限定為替ヘッジ】

## （1）【貸借対照表】

（単位：円）

	第2期計算期間 (平成27年 4月23日現在)	第3期計算期間 (平成28年 4月25日現在)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	58,421,345	61,300,709
投資信託受益証券	2,136,154,364	1,495,374,101
親投資信託受益証券	2,003,300	1,414,773
未収入金	42,752,728	-
未収利息	68	-
流動資産合計	2,239,331,805	1,558,089,583
資産合計	2,239,331,805	1,558,089,583
<b>負債の部</b>		
流動負債		
派生商品評価勘定	18,552,659	33,906,374
未払解約金	1,211,392	3,698,537
未払受託者報酬	350,914	250,394
未払委託者報酬	12,867,079	9,181,135
未払利息	-	167
その他未払費用	70,128	49,761
流動負債合計	33,052,172	47,086,368
負債合計	33,052,172	47,086,368
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	2,149,320,134	1,615,262,988
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	56,959,499	104,259,773
（分配準備積立金）	87,512,077	145,416,390
元本等合計	2,206,279,633	1,511,003,215
純資産合計	2,206,279,633	1,511,003,215
負債純資産合計	2,239,331,805	1,558,089,583

## （２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第2期計算期間 (自 平成26年 4月24日 至 平成27年 4月23日)	第3期計算期間 (自 平成27年 4月24日 至 平成28年 4月25日)
<b>営業収益</b>		
受取配当金	105,496,188	121,440,245
受取利息	45,525	33,239
有価証券売買等損益	84,469,008	398,025,938
為替差損益	8,252,296	93,092,957
営業収益合計	12,820,409	183,459,497
<b>営業費用</b>		
支払利息	-	1,126
受託者報酬	619,140	580,911
委託者報酬	22,701,855	21,300,141
その他費用	101,099	115,808
営業費用合計	23,422,094	21,997,986
営業利益又は営業損失（ ）	10,601,685	205,457,483
経常利益又は経常損失（ ）	10,601,685	205,457,483
当期純利益又は当期純損失（ ）	10,601,685	205,457,483
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	4,510,678	65,610,256
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	21,832,087	56,959,499
剰余金増加額又は欠損金減少額	48,985,442	-
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	48,985,442	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	7,767,023	21,372,045
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	7,767,023	16,440,374
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	4,931,671
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	56,959,499	104,259,773

## ( 3 ) 【注記表】

## ( 重要な会計方針に係る事項に関する注記 )

項目	第3期計算期間 (自 平成27年 4月24日 至 平成28年 4月25日)
1 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券、親投資信託受益証券  基準価額で評価しております。
2 派生商品等の評価基準及び評価方法	為替予約取引  原則として時価で評価しております。
3 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売相場場の仲値によって計算し、為替予約の評価は計算期間末日に残高がある場合、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売相場場の仲値によって計算しております。
4 収益・費用の計上基準	受取配当金  受取配当金は、原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。  有価証券売買等損益及び為替差損益  約定日基準で計上しております。
5 その他	当ファンドの計算期間は期末が休日のため、平成27年 4月24日から平成28年 4月25日までとなっております。

## ( 貸借対照表に関する注記 )

第2期計算期間 (平成27年 4月23日現在)		第3期計算期間 (平成28年 4月25日現在)	
1	計算期間末日における受益権の総数  2,149,320,134口	1	計算期間末日における受益権の総数  1,615,262,988口
2	元本の欠損金額	2	元本の欠損金額  純資産額は元本を104,259,773円下回っております。
3	計算期間末日における1単位当たりの純資産の額	3	計算期間末日における1単位当たりの純資産の額



第2期計算期間 (平成27年 4月23日現在)		第3期計算期間 (平成28年 4月25日現在)	
1口当たり純資産の額	1.0265円	1口当たり純資産の額	0.9355円
(1万口当たり純資産の額)	(10,265円)	(1万口当たり純資産の額)	(9,355円)

## (損益及び剰余金計算書に関する注記)

第2期計算期間 (自平成26年 4月24日 至平成27年 4月23日)	第3期計算期間 (自平成27年 4月24日 至平成28年 4月25日)
<p>1 分配金の計算過程</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益(75,267,470円)、有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(47,775,477円)、分配準備積立金(12,244,607円)より、分配対象収益は135,287,554円(1万口当たり629円)ですが、当期の収益分配金につきましては、見送りとなりました。</p>	<p>1 分配金の計算過程</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益(83,873,655円)、有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(42,045,262円)、分配準備積立金(61,542,735円)より、分配対象収益は187,461,652円(1万口当たり1,160円)ですが、当期の収益分配金につきましては、見送りとなりました。</p>

## (金融商品に関する注記)

## 1. 金融商品の状況に関する事項

項目	第2期計算期間 (自平成26年 4月24日 至平成27年 4月23日)	第3期計算期間 (自平成27年 4月24日 至平成28年 4月25日)
1 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める投資を目的とする証券投資信託であり、証券投資信託約款および投資ガイドラインに基づいて運用しております。	同左
2 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	<p>当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。</p> <p>なお、詳細は附属明細表をご参照下さい。</p> <p>これらは、市場リスク（価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク）、信用リスク、及び流動性リスクを有しております。</p> <p>また、当ファンドは金融商品の為替変動リスクの低減を目的として為替予約取引を行っております。</p>	同左

項目	第2期計算期間 (自 平成26年 4月24日 至 平成27年 4月23日)	第3期計算期間 (自 平成27年 4月24日 至 平成28年 4月25日)
3 金融商品に係るリスク管理体制	<p>運用部門がポジション管理を行っておりますが、取引の執行・記録・管理については、トレーディング部門が行っております。また、コンプライアンス・リスク管理部門においてデリバティブに関する法令・約款など運用に関する諸規則の遵守状況のチェックを行うとともにポートフォリオのリスク状況の分析・チェックを行い、上記プロセスを通じ、適正なリスク管理が行われているかをチェックし、必要に応じて関連部署へ報告、注意、勧告を行っております。</p> <p>なお具体的には以下のリスクの管理を行っております。</p> <p>市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。</p> <p>信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。</p> <p>流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。</p>	同左
4 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	<p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には、合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p> <p>また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。</p>	同左

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

項目	第2期計算期間 (平成27年 4月23日現在)	第3期計算期間 (平成28年 4月25日現在)
1 貸借対照表日における貸借対照表の科目ごとの計上額・時価・時価との差額	貸借対照表に計上している金融商品は、原則として時価評価としているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2 貸借対照表の科目ごとの時価の算定方法	(1)有価証券 投資信託受益証券、親投資信託受益証券  原則として、投資信託受益証券及び親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。  (2)デリバティブ取引 為替予約取引  デリバティブ取引等に関する注記に記載しております。  (3)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務  コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	(1)有価証券 投資信託受益証券、親投資信託受益証券  同左  (2)デリバティブ取引 為替予約取引  同左  (3)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務  同左

## (有価証券に関する注記)

## 売買目的有価証券

第2期計算期間(自 平成26年 4月24日 至 平成27年 4月23日)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	33,730,889
親投資信託受益証券	382
合計	33,730,507

第3期計算期間(自 平成27年 4月24日 至 平成28年 4月25日)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	194,481,899

親投資信託受益証券	414
合計	194,481,485

（デリバティブ取引等に関する注記）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

（通貨関連）

第2期計算期間（平成27年 4月23日現在）

区分	種類	契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建	2,084,327,341	-	2,102,880,000	18,552,659
	米・ドル	2,084,327,341	-	2,102,880,000	18,552,659
	合計	2,084,327,341	-	2,102,880,000	18,552,659

第3期計算期間（平成28年 4月25日現在）

区分	種類	契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建	1,446,627,936	-	1,480,534,310	33,906,374
	米・ドル	1,446,627,936	-	1,480,534,310	33,906,374
	合計	1,446,627,936	-	1,480,534,310	33,906,374

（注）時価の算定方法

(1) 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

・計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算しております。

・計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。

(2) 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

（関連当事者との取引に関する注記）

第2期計算期間 （自 平成26年 4月24日 至 平成27年 4月23日）	第3期計算期間 （自 平成27年 4月24日 至 平成28年 4月25日）
市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はありません。	同左

(その他の注記)

項目	期別	第2期計算期間 (平成27年 4月23日現在)	第3期計算期間 (平成28年 4月25日現在)
期首元本額		836,807,623円	2,149,320,134円
期中追加設定元本額		1,569,988,721円	133,161,971円
期中一部解約元本額		257,476,210円	667,219,117円

## (4)【附属明細表】

## 第1 有価証券明細表

## (1)株式

該当事項はありません。

## (2)株式以外の有価証券

(平成28年 4月25日現在)

種類	通貨	銘柄	口数	評価額	備考
投資信託受益証券	米・ドル	STRATEGIC INCOME FUND CLASS M	1,592,012,933	13,422,261.03	
	小計	銘柄数：1 組入時価比率：99.0%	1,592,012,933	13,422,261.03 (1,495,374,101) 99.9%	
	合計			1,495,374,101 (1,495,374,101)	
親投資信託受益証券	日本・円	MHAM短期金融資産マザーファンド	1,383,912	1,414,773	
	小計	銘柄数：1 組入時価比率：0.1%	1,383,912	1,414,773 0.1%	
	合計			1,414,773	
合計				1,496,788,874 (1,495,374,101)	

(注1) 比率は左より組入時価の純資産総額に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

(注2) 通貨種類毎の小計欄の( )内は、邦貨換算額であります。

(注3) 合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

## 有価証券明細表注記

## 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入投資信託 受益証券 時価比率	合計金額に 対する比率
米・ドル	投資信託受益証券 1銘柄	100.0%	99.9%

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「デリバティブ取引等に関する注記」に記載しております。

## 【インカムビルダー（年1回決算型）為替ヘッジなし】

## （1）【貸借対照表】

（単位：円）

	第2期計算期間 (平成27年 4月23日現在)	第3期計算期間 (平成28年 4月25日現在)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	554,110,678	272,729,456
投資信託受益証券	20,907,527,127	12,620,877,921
親投資信託受益証券	20,627,086	14,702,400
未収入金	-	36,988,120
未収利息	653	-
流動資産合計	21,482,265,544	12,945,297,897
資産合計	21,482,265,544	12,945,297,897
<b>負債の部</b>		
流動負債		
派生商品評価勘定	-	561,678
未払解約金	158,327,528	54,683,049
未払受託者報酬	3,372,275	2,279,058
未払委託者報酬	123,650,023	83,565,335
未払利息	-	744
その他未払費用	674,393	453,481
流動負債合計	286,024,219	141,543,345
負債合計	286,024,219	141,543,345
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	17,737,941,759	12,600,823,573
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	3,458,299,566	202,930,979
（分配準備積立金）	2,688,514,487	2,536,971,590
元本等合計	21,196,241,325	12,803,754,552
純資産合計	21,196,241,325	12,803,754,552
負債純資産合計	21,482,265,544	12,945,297,897

## （２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第2期計算期間 (自 平成26年 4月24日 至 平成27年 4月23日)	第3期計算期間 (自 平成27年 4月24日 至 平成28年 4月25日)
<b>営業収益</b>		
受取配当金	985,316,807	1,178,484,714
受取利息	228,425	167,947
有価証券売買等損益	694,532,132	3,855,710,100
為替差損益	2,794,952,702	5,670,462
営業収益合計	3,085,965,802	2,682,727,901
<b>営業費用</b>		
支払利息	-	5,770
受託者報酬	5,690,443	5,506,241
委託者報酬	208,649,465	201,895,193
その他費用	943,156	1,098,853
営業費用合計	215,283,064	208,506,057
営業利益又は営業損失（ ）	2,870,682,738	2,891,233,958
経常利益又は経常損失（ ）	2,870,682,738	2,891,233,958
当期純利益又は当期純損失（ ）	2,870,682,738	2,891,233,958
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	261,795,941	672,247,439
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	136,678,704	3,458,299,566
剰余金増加額又は欠損金減少額	810,266,074	240,733,146
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	810,266,074	240,733,146
剰余金減少額又は欠損金増加額	97,532,009	1,277,115,214
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	97,532,009	1,277,115,214
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	3,458,299,566	202,930,979



## ( 3 ) 【注記表】

## ( 重要な会計方針に係る事項に関する注記 )

項目	第3期計算期間 (自 平成27年 4月24日 至 平成28年 4月25日)
1 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券、親投資信託受益証券  基準価額で評価しております。
2 派生商品等の評価基準及び評価方法	為替予約取引  原則として時価で評価しております。
3 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売相場場の仲値によって計算し、為替予約の評価は計算期間末日に残高がある場合、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売相場場の仲値によって計算しております。
4 収益・費用の計上基準	受取配当金  受取配当金は、原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。  有価証券売買等損益及び為替差損益  約定日基準で計上しております。
5 その他	当ファンドの計算期間は期末が休日のため、平成27年 4月24日から平成28年 4月25日までとなっております。

## ( 貸借対照表に関する注記 )

第2期計算期間 (平成27年 4月23日現在)		第3期計算期間 (平成28年 4月25日現在)	
1	計算期間末日における受益権の総数 17,737,941,759口	1	計算期間末日における受益権の総数 12,600,823,573口
2	計算期間末日における 1 単位当たりの純資産の額 1 口当たり純資産の額 1.1950円  (1万口当たり純資産の額) (11,950円)	2	計算期間末日における 1 単位当たりの純資産の額 1 口当たり純資産の額 1.0161円  (1万口当たり純資産の額) (10,161円)

## （損益及び剰余金計算書に関する注記）

第2期計算期間 (自 平成26年 4月24日 至 平成27年 4月23日)	第3期計算期間 (自 平成27年 4月24日 至 平成28年 4月25日)
<p>1 分配金の計算過程</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益(846,049,996円)、有価証券売買等損益(1,762,836,801円)、収益調整金(769,785,079円)、分配準備積立金(79,627,690円)より、分配対象収益は3,458,299,566円(1万口当たり1,949円)であります。当期の収益分配金につきましては、見送りとなりました。</p>	<p>1 分配金の計算過程</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益(782,968,424円)、有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(462,374,412円)、分配準備積立金(1,754,003,166円)より、分配対象収益は2,999,346,002円(1万口当たり2,380円)であります。当期の収益分配金につきましては、見送りとなりました。</p>

## （金融商品に関する注記）

## 1. 金融商品の状況に関する事項

項目	第2期計算期間 (自 平成26年 4月24日 至 平成27年 4月23日)	第3期計算期間 (自 平成27年 4月24日 至 平成28年 4月25日)
1 金融商品に対する取組方針	<p>当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める投資を目的とする証券投資信託であり、証券投資信託約款および投資ガイドラインに基づいて運用しております。</p>	同左
2 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	<p>当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。</p> <p>なお、詳細は附属明細表をご参照下さい。</p> <p>これらは、市場リスク（価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク）、信用リスク、及び流動性リスクを有しております。</p> <p>また、当ファンドは、外貨建証券の売買等の決済に伴い必要となる外貨の売買のために、為替予約取引を行っております。</p>	同左

項目	第2期計算期間 (自 平成26年 4月24日 至 平成27年 4月23日)	第3期計算期間 (自 平成27年 4月24日 至 平成28年 4月25日)
3 金融商品に係るリスク管理体制	<p>運用部門がポジション管理を行っておりますが、取引の執行・記録・管理については、トレーディング部門が行っております。また、コンプライアンス・リスク管理部門においてデリバティブに関する法令・約款など運用に関する諸規則の遵守状況のチェックを行うとともにポートフォリオのリスク状況の分析・チェックを行い、上記プロセスを通じ、適正なリスク管理が行われているかをチェックし、必要に応じて関連部署へ報告、注意、勧告を行っております。</p> <p>なお具体的には以下のリスクの管理を行っております。</p> <p>市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。</p> <p>信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。</p> <p>流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。</p>	同左
4 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	<p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には、合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p> <p>また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。</p>	同左

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

項目	第2期計算期間 (平成27年 4月23日現在)	第3期計算期間 (平成28年 4月25日現在)
1 貸借対照表日における貸借対照表の科目ごとの計上額・時価・時価との差額	貸借対照表に計上している金融商品は、原則として時価評価としているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2 貸借対照表の科目ごとの時価の算定方法	(1)有価証券 投資信託受益証券、親投資信託受益証券  原則として、投資信託受益証券及び親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。  (2)デリバティブ取引  (3)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務  コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	(1)有価証券 投資信託受益証券、親投資信託受益証券  同左  (2)デリバティブ取引 為替予約取引  デリバティブ取引等に関する注記に記載しております。  (3)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務  同左

## (有価証券に関する注記)

## 売買目的有価証券

第2期計算期間(自 平成26年 4月24日 至 平成27年 4月23日)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	405,436,819
親投資信託受益証券	3,141
合計	405,433,678

第3期計算期間(自 平成27年 4月24日 至 平成28年 4月25日)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	2,283,282,297

親投資信託受益証券	4,313
合計	2,283,277,984

（デリバティブ取引等に関する注記）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

（通貨関連）

第2期計算期間（平成27年 4月23日現在）

該当事項はありません。

第3期計算期間（平成28年 4月25日現在）

区分	種類	契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建	36,423,122	-	36,984,800	561,678
	米・ドル	36,423,122	-	36,984,800	561,678
	合計	36,423,122	-	36,984,800	561,678

（注）時価の算定方法

(1) 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

・計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算しております。

・計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。

(2) 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

（関連当事者との取引に関する注記）

第2期計算期間 (自 平成26年 4月24日 至 平成27年 4月23日)	第3期計算期間 (自 平成27年 4月24日 至 平成28年 4月25日)
市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はありません。	同左

（その他の注記）

項目	期別	第2期計算期間 (平成27年 4月23日現在)	第3期計算期間 (平成28年 4月25日現在)
	期首元本額		5,912,203,839円
期中追加設定元本額		14,242,674,035円	1,445,567,263円
期中一部解約元本額		2,416,936,115円	6,582,685,449円

## (4) 【附属明細表】

## 第1 有価証券明細表

## (1) 株式

該当事項はありません。

## (2) 株式以外の有価証券

(平成28年 4月25日現在)

種類	通貨	銘柄	口数	評価額	備考
投資信託受益証券	米・ドル	STRATEGIC INCOME FUND CLASS M	13,436,504,516	113,283,169.57	
	小計	銘柄数：1 組入時価比率：98.6%	13,436,504,516	113,283,169.57 (12,620,877,921) 99.9%	
	合計			12,620,877,921 (12,620,877,921)	
親投資信託受益証券	日本・円	MHAM短期金融資産マザーファンド	14,381,689	14,702,400	
	小計	銘柄数：1 組入時価比率：0.1%	14,381,689	14,702,400 0.1%	
	合計			14,702,400	
合計				12,635,580,321 (12,620,877,921)	

(注1) 比率は左より組入時価の純資産総額に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

(注2) 通貨種類毎の小計欄の( )内は、邦貨換算額であります。

(注3) 合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

## 有価証券明細表注記

## 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入投資信託 受益証券 時価比率	合計金額に 対する比率
米・ドル	投資信託受益証券 1銘柄	100.0%	99.9%

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「デリバティブ取引等に関する注記」に記載しております。

（参考）

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

各ファンドは、「STRATEGIC INCOME FUND」及び「MHAM短期金融資産マザーファンド」を主要投資対象としております。

貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」の全額は、「STRATEGIC INCOME FUND」の受益証券、また「親投資信託受益証券」の全額は、「MHAM短期金融資産マザーファンド」の受益証券であります。

各ファンドの状況は次の通りであります。

## STRATEGIC INCOME FUNDの状況

同ファンドは、計算期間終了後、同ファンドの有する国籍において、一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠した財務諸表が作成され、監査人による財務諸表監査を受けております。

なお、同ファンドの直近の計算期間は2015年12月末に終了しておりますが、当該計算期間にかかる監査済み財務諸表については、同ファンドの事務管理会社より入手できないことから同ファンドの2014年12月末現在の監査済み財務諸表を記載致します。

本書に添付した同ファンドの財務諸表は、同ファンドの事務管理会社であるステート・ストリート・ケイマン・トラスト・カンパニーから入手した2014年12月31日終了年度に対する原文を委託会社が誠実に和訳したものでありますが、あくまで参考和訳であり、正確性を保証するものではありません。

**ストラテジック・インカム・ファンド**  
**MHAMアンブレラファンドのサブトラスト**

**財政状態計算書**

**2014年12月31日現在**

（米ドルで表示）

	2014年12月31日
<b>資産</b>	
現金（注記2g）	\$ 29,477,360
損益を通じて公正価値で測定される金融資産（注記3及び4）	698,304,373
先物為替予約に係る未実現評価益（注記4及び7）	12,262,874
未収利息	8,068,300
発行済ユニットに係る未収金	1,814,000
未収配当金	89,909

その他資産	30,884
<b>資産合計</b>	<b>\$ 750,047,700</b>
<b>負債</b>	
先物為替予約に係る未実現評価損（注記4及び7）	23,502,570
未払投資運用報酬（注記1e）	746,540
ブローカー未払金（注記2h）	267,369
未払管理報酬（注記1d）	75,180
通貨運用報酬（注記1f）	68,311
未払専門家報酬	40,000
未払受託会社報酬（注記1b）	15,843
未払カस्टディ報酬（注記1c）	15,821
設立費	577
その他負債	343
負債（ユニット保有者に帰属する純資産を除く）	24,732,554
<b>ユニット保有者に帰属する純資産</b>	<b>\$ 725,315,146</b>
<b>負債合計</b>	<b>\$ 750,047,700</b>
<b>ユニット保有者に帰属するユニット当たり純資産：</b>	
クラスMユニット - （発行済46,823,497,767ユニット）	\$ 0.00978
クラスMCユニット - （発行済32,496,377,074ユニット）	\$ 0.00823

**ストラテジック・インカム・ファンド**  
**MHAMアンブレラファンドのサブトラスト**

**包括損失計算書**

**2013年12月18日（運用開始日）から2014年12月31日までの期間**

（米ドルで表示）

	2014年12月31日に 終了した期間
<b>収益</b>	
受取配当金（注記2e）	\$ 1,029,446
その他収益	(4,124)
受取利息	15,098,261
金融資産に係る純実現利益	44,055
先物為替予約および外国通貨換算に係る純実現損失	(11,113,821)
金融資産に係る未実現評価損の純変動額	(25,463,390)
先物為替予約および外国通貨換算に係る未実現評価損の純変動額	(11,239,696)
<b>純損失合計</b>	<b>(31,649,269)</b>
<b>費用</b>	
投資運用報酬（注記1e）	1,612,247
管理報酬（注記1d）	227,198



通貨運用報酬(注記1f)	89,592
カストディ報酬(注記1c)	71,005
法律顧問報酬	63,098
受託会社報酬(注記1b)	46,859
専門家報酬	40,000
取引費用(注記2k)	37,535
その他費用	576
営業費用合計	2,188,110
純営業損失	(33,837,379)
<b>金融費用</b>	
ユニット保有者に対する分配金(注記2j及び9)	(21,188,055)
<b>税金</b>	
源泉税	(285,475)
<b>ユニット保有者に帰属する営業活動及び包括利益合計による純資産の純減少</b>	<b>\$ (55,310,909)</b>

**ストラテジック・インカム・ファンド**  
**MHAMアンブレラファンドのサブトラスト**  
**ユニット保有者に帰属する純資産変動計算書**

**2013年12月18日(運用開始日)から2014年12月31日までの期間**

(米ドルで表示)

ユニット保有者に帰属する  
純資産合計

2013年12月18日現在の残高	\$ -
期中に発行したユニット(注記8)	790,534,055
期中に償還したユニット(注記8)	(9,908,000)
期中におけるユニット保有者に帰属する営業活動による純資産の純減少	(55,310,909)
2014年12月31日現在の残高	\$ 725,315,146

**ストラテジック・インカム・ファンド**  
**MHAMアンブレラファンドのサブトラスト**

**キャッシュ・フロー計算書**

**2013年12月18日（運用開始日）から2014年12月31日までの期間**

（米ドルで表示）

	2014年12月31日に終 了した期間
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>	
ユニット保有者に帰属する営業活動及び包括利益合計による純資産の純減少	(55,310,909)
営業活動及び包括利益合計による純資産の純減少額と営業活動によるキャッシュ・フローとの調整：	
ユニット保有者に対する分配金	21,188,055
金融資産に係る純実現利益	(44,055)
金融資産に係る未実現評価損の純変動額	25,463,390
先物為替予約及び外国通貨換算に係る未実現評価損の純変動額	11,239,696
営業に係る純資産及び純負債の変動額：	
未収利息の増加	(8,068,300)
受取配当金の増加	(89,909)
その他資産の増加	(30,884)

未払投資運用報酬の増加	746,540
未払管理報酬の増加	75,180
未払通貨運用報酬の増加	68,311
未払専門家報酬の増加	40,000
未払受託会社報酬の増加	15,843
未払カストディ報酬の増加	15,821
設立費の増加	577
その他負債の増加	343
<b>営業活動による純現金減少額</b>	<b>(4,690,301)</b>
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	
金融資産の購入	(863,730,068)
金融資産の売却に係る受取額	140,273,729
<b>投資活動による純現金減少額</b>	<b>(723,456,339)</b>
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	
償還可能ユニット発行手取金	767,532,000
償還可能ユニットの償還	(9,908,000)
<b>財務活動による純現金増加額</b>	<b>757,624,000</b>
現金及び現金同等物の純増加	29,477,360
現金の期首残高	-
現金の期末残高	29,477,360
<b>キャッシュ・フロー情報に関する補足事項：</b>	
利息受取額	7,029,961
税金支払額	(285,475)
配当金受取額	939,537

**非現金取引：**

2014年12月31日に終了した期間のファンドからの分配金のうち、21,188,055米ドル相当の2,221,856,202ユニットが追加ユニットとしてファンドに再投資された。

**ストラテジック・インカム・ファンド**  
**MHAMアンブレラファンドのサブトラスト**

**財務諸表注記**

**2014年12月31日に終了した期間**

**1. 一般事項**

ストラテジック・インカム・ファンド（「ファンド」）は、2013年12月18日に設立され、運用を開始した。ファンドは、2009年9月29日付の信託宣言書（「信託約款」）によってケイマン諸島の法律の下に設立された免税ユニットトラストであるMHAMアンブレラファンド（「トラスト」）の個別のシリーズ・トラストである。トラストは、2009年11月2日に運用を開始した。トラストの営業場所はドクター・ロイズ・ドライブ11番、ジョージタウン、グランド・ケイマンKY1-1107、ケイマン諸島である。

**(a) ファンドの活動及び目的**

ファンドの投資目的は、全世界の金融商品（債券及び株式を含むが、これらには限定されない）に対する投資機会を追求し、高水準のインカムゲインに加えて資本の成長を達成することである。

ファンドは、主に、新興市場を含む全世界の発行体の債券及び株式の分散されたポートフォリオに投資することによって、その投資目的の達成に努める。

2014年7月3日、受託会社は、改訂及び全面改訂後補遺信託約款を通じてユニットの新クラスである「クラスMC」を創設した。かかるクラスを創設するための創設費用は、当該クラスによって負担される。

**(b) 受託会社**

2009年9月29日、CIBCバンク・アンド・トラスト・カンパニー(ケイマン)リミテッドは、トラストの受託会社となった。信託約款に従い、受託会社はトラストの管理に対して独占的な権限と全体的な責任を有し、これにはトラストにおけるユニットの分配及び償還に関する責任が含まれる。受託会社は、ファンドの日常管理事務をステートストリート・ケイマン・トラスト・カンパニー・リミテッドに委託している。

受託会社のサービスについて、ファンドは受託会社に当該四半期末の直前3ヶ月間(暦月)のユニットの平均純資産価額に対して年率0.01%の月間報酬を米ドル建てで支払う。これは各四半期末から30日以内に後払いで支払われ、年間報酬最低額は20,000米ドルとする。加えて、受託会社は1度限りの設立報酬として、4,500米ドルを受け取る。

**(c) カストディアン**

カストディ契約に従い、ステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニー(「SSBT」)は、ファンドの保管会社(「カストディアン」)に任命された。カストディアンはファンドに代わってファンドの資産の全部又は一部の所有権を有し、投資の購入及び売却の決済、元金の支払いの回収及び分配、ファンドが購入したすべての資産に関連する債務証書及び書類の物的な保管等の各種のサービスを提供する。カストディアンはまた、申込資金の回収、償還金の支払い、及びファンドの費用の支払いを含む特定の現金取引の処理を行う。カストディアンは、書面による受託会社の同意を得て、ファンドの副カストディアンとしての役割を果す任意の数の保管会社を、1社以上の関係会社を含め、任命することができる。

カストディアンはそのサービスに対して、月末資産の価額に基づいて、カストディアンの通常の料率に従った月間カストディ報酬に加えて、合理的な立替費用を受け取る。加えて、ファンドはカストディアンに、ファンドに代わって実行された取引に対する手数料を、カストディアンの標準料金表に従って支払う。カストディアン報酬は包括損失計算書に含められ、2014年12月31日現在での関連する未払額は、財政状態計算書に含められている。

**(d) 管理者**

受託会社は、ファンドに代わり、ステート・ストリート・ケイマン・トラスト・カンパニー・リミテッドと2013年12月13日付で契約を締結し、ステート・ストリート・ケイマン・トラスト・カンパニー・リミテッドは同契約に従ってファンドの管理者としての役割を果している。ステート・ストリート・ケイマン・トラスト・カンパニー・リミテッドは管理サービスについて、管理契約に従って、遂行した管理事務に対する管理報酬を受け取る。受託会社は、管理者に対して、ファンドの資産から管理者のサービス及び経費について、受託会社と管理者によって承認された書面による料金表でその時々合意された、合理的な報酬を支払うことに同意している。報酬は日次で発生し、月次で請求されるものとし、請求書の受領時に支払うものとする。管理報酬は包括損失計算書に含められ、2014年12月31日現在での関連する未払額は、財政状態計算書に含められている。

**(e) 投資運用会社**

受託会社は、ルーミス・セイルズ・アンド・カンパニー・エルピーをファンドの投資運用会社(「運用会社」)として任命した。運用会社は、投資の目的、方針及び制限に従って、投資上の意思決定についてファンドに代わって責任を負う。運用会社は、各評価日に算出されたファンドの平均純資産価額に対して年率0.425%の、日次で発生する投資運用報酬の支払いを四半期ごとに後払いで受ける。

**ストラテジック・インカム・ファンド  
MHAMアンブレラファンドのサブトラスト**

**財務諸表注記**

**2014年12月31日に終了した期間**

**1. 一般事項**

**(e) 投資運用会社**

四半期に満たない期間に対する報酬は、当該四半期中に口座が開設されていた日数に基づいて比例按分される。運用会社はファンドに代わり、一時的な防御手段として又はファンドのユニットの買戻しのための資金調達若しくは為替損失の補てんを予期して、現金及び銀行預金を保有する権利並びに、国債、譲渡性預金証書およびコマーシャル・ペーパー等の高格付の短期金融商品に投資する権利を留保する。

**(f) 通貨運用報酬**

2014年7月8日、受託会社はファンドに代わり、みずほ投信投資顧問株式会社との間で通貨取引運用契約を締結した。通

貨取引会社に対しては、年率0.04%の料率に年率0.06%の料率と75,000米ドルのうちいずれが多い方を加えた額（「通貨運用報酬」）で、四半期ごとに米ドル建てで通貨運用報酬が後払いで支払われる。通貨運用報酬は、該当する四半期のクラスMCのすべての発行済ユニットのユニット当たりクラス純資産価額合計の平均（管理者によって算出されたクラスMCの純資産価額に基づく）に基づいて日次で発生し、通貨取引運用契約の開始日又は終了日がそれぞれ暦日の四半期の初日又は末日でない場合には、按分計算される。

#### (g) 申込み及び償還

ファンドのユニット（「ユニット」）は、信託約款に準拠して、1つ以上のクラスで発行することができる。各クラスのユニットは、当初申込価格としてユニット当たり0.01米ドルで募集される。当初申込みの後、各クラスのユニットは、各営業日（東京及びニューヨークの銀行営業日、ニューヨーク証券取引所の営業日、並びに/又は受託会社が決定する他の場所における銀行営業日のいずれかの日）に、申込日に算出された当該クラスのユニット当たり純資産価額で販売される。申込み最低額は0.01米ドルであり、申込額は0.01米ドルの倍数でなければならない。

ユニット保有者は、いずれの営業日においても、償還日の正午（米国東部標準時間）までに受託会社及び運用会社に通知することによって、あらゆるクラスのユニットの全部又は一部の償還を受けることができる。運用会社は、受託会社への書面の通知により、自己の裁量で、より短期の通知による償還請求を受け入れることを受託会社に指図することができる。最低償還額は0.01米ドルである。運用会社は、受託会社への書面の通知により、自己の裁量で、より少額の償還請求を受け入れることを受託会社に指図することができる。償還に係る手数料または違約金はない。

#### (h) 参加ユニット

ファンドは、当初クラスMユニットを発行した。2014年7月3日、ファンドはまた、クラスMCユニットを発行した。追加のクラスが将来に募集されることがあり得る。2014年12月31日現在、この2クラスのすべてが発行され、残高がある。クラスMCユニットに関しては、クラスMCユニットが10以下の通貨で等しいエクスポージャーとなるように通貨エクスポージャーをヘッジするために、ファンドはスワップ契約、先物為替予約及びその他のデリバティブを含む特定の通貨取引を行うよう努める。

## 2. 重要な会計方針の要約

これらの財務書類の作成において適用した主要な会計方針は以下のとおりである。別段の記載がある場合を除き、これらの方針はすべての期間において一貫して適用されている。

### 表示の基礎

ファンドの財務諸表は、国際財務報告基準（「IFRS」）に準拠して作成されている。本財務諸表は、損益を通じて公正価値で測定される金融資産及び金融負債（デリバティブ金融商品を含む）を再評価することで修正された取得原価主義に基づいて作成されている。

IFRSに準拠した財務諸表作成では、一定の重要な会計上の見積りを使用することが求められている。また、受託会社はファンドの会計方針の適用過程で判断を下すことも求められる。実際の結果は、これらの見積りとは異なる可能性がある。以下は、重要な会計方針の要約である。

#### (a) 2014年1月1日発効の会計基準及び既存の会計基準の改正

2014年1月1日に開始した会計期間に初めて適用され、ファンドに重要な影響をもたらすと予想される会計基準、解釈指針、既存の会計基準の改正はない。

## ストラテジック・インカム・ファンド MHAMアンブレラファンドのサブトラスト

### 財務諸表注記

2014年12月31日に終了した期間

## 2. 重要な会計方針の要約

#### (b) 2014年1月1日より後に発効した新しい会計基準、（既存会計基準の）改正及び解釈指針で、早期適用されていないもの

数件の新しい会計基準、既存会計基準の改正及び解釈指針が2014年1月1日より後に開始する会計年度より発効するが、本財務諸表の作成においては適用されていない。これらのうち、ファンドの財務諸表に重要な影響を及ぼすものはないと見込まれている。

#### (c) 投資

##### 分類

ファンドは、債券及び株式への投資並びに関連するデリバティブを、損益を通じて公正価値で測定される金融資産又は

金融負債として分類している。

損益を通じて公正価値で測定される金融資産又は金融負債は、短期間のうちに売却若しくは買戻しを行うことを目的として取得若しくは発生した金融資産若しくは金融負債、又は合同で運用され、最近行われた短期的な利益確定の実際のパターンの証拠が存在する識別可能な金融投資のポートフォリオの一部である。デリバティブもまた、損益を通じて公正価値で測定される金融資産又は金融負債に分類される。ファンドは、いかなるデリバティブもヘッジ関係におけるヘッジとして分類しない。

#### **認識、認識の中止及び測定**

投資の通常の購入及び売却は、ファンドが当該投資の購入又は売却を約定した日である取引日に認識される。損益を通じて公正価値で測定される金融資産又は金融負債は、当初公正価値で認識される。取引費用は発生時に包括損失計算書上で費用計上される。

金融資産は、当該投資からのキャッシュ・フローを受け取る権利が失効したか、あるいはファンドが所有に係るリスク及び報酬を実質的にすべて譲渡した際に、認識が中止される。

当初認識の後、損益を通じて公正価値で測定されるすべての金融資産又は金融負債は、公正価値で測定される。金融資産の公正価値の変動から発生する損益は、発生した期間に、包括損失計算書上の「金融資産に係る未実現評価損の純変動額」に表示される。

#### **公正価値の見積り**

公正価値は、測定日における市場参加者間の秩序だった取引において、資産の売却で受け取る、あるいは負債の移転で支払う価格である。金融資産及び金融負債の公正価値は、評価日における最新の買い気配値に基づいている。最新の買い気配値が入手できない状況下では、利用可能な最後の買い気配値及び売り気配値が使用される。

活発な市場で売買されていない金融資産及び金融負債（例えば、店頭デリバティブ）の公正価値は、評価技法を使用しして算定される。ファンドは各種の手法を使用し、各財政状態計算書日時点で存在する市場の状況に基づいた仮定を行う。使用される評価技法には、比較可能な最新の通常取引の使用、実質的に同一のその他の商品の参照、割引キャッシュ・フロー分析、市場参加者によって一般的に使用される、市場インプットを最大限に利用した、企業固有のインプットへの依存を最小限にしたその他の評価技法が含まれる。

#### **先物為替予約**

先物為替予約は、ファンドが将来日において特定の通貨を予約締結日に設定された価格で購入又は売却することを義務付ける。この将来日とは、予約締結日から当事者間の合意による一定の日数が経過した日である。ファンドは、特定の通貨に対するエクスポージャーを持つ又はヘッジするために、これらの取引を行う。

ファンドが先物為替予約を締結した際には、ファンドが予約実行日に特定の通貨を購入する義務を有するか、売却する義務を有するか次第で、未払金又は未収金として計上される。先物為替予約の公正価値は、原通貨の毎日の為替レートを使用して調整されるため、日次で変動する。ファンドが予約を締結した際に使用された為替レートと日次の為替レートの調整との差異は予約実行日まで先物為替予約の未実現評価益または未実現評価損を表し、包括損失計算書の「先物為替予約および外国通貨換算に係る未実現評価損の純変動額」に含められる。未実行の先物為替予約残高については、注記7を参照のこと。

#### **(d) 外国通貨換算**

ファンドのパフォーマンスは、米ドルで測定され、投資家に対して報告される。受託会社は、米ドルを基本となる取引、事象及び状況の経済効果を最も忠実に表す通貨とみなしている。本財務諸表は米ドルで表示されており、米ドルがファンドの機能通貨かつ表示通貨である。

外国通貨建取引は、取引日の実勢為替レートを使用して機能通貨に換算される。外国通貨建資産及び負債は、財状態計算書日の実勢為替レートを使用して機能通貨に換算される。

## **ストラテジック・インカム・ファンド MHAMアンブレラファンドのサブトラスト**

### **財務諸表注記**

**2014年12月31日に終了した期間**

## **2. 重要な会計方針の要約**

#### **(d) 外国通貨換算**

換算から発生した為替差損益は、包括損失計算書に含められる。

現金及び現金同等物に関連する為替差損益は、包括損失計算書において「先物為替予約及び外国通貨換算に係る未実現評価損の純変動額」に表示される。

金融資産に関連する為替差損益は、包括損失計算書において「金融資産に係る未実現評価損の純変動額」に表示される。

**(e) 収益認識**

配当金は、配当落ち日に計上され、財政状態計算書上の未収配当金に含められる。配当金は包括損失計算書上で、発生主義で収益として計上される。受取利息は、実効金利法を用いて発生主義で計上されている。

**(f) 費用認識**

ファンドに直接的に帰属する費用は、発生時に発生主義に基づいて計上される。費用は、各クラスが保有する純資産の構成比に基づいて、各クラスに配分される。

**(g) 現金及び現金同等物**

現金及び現金同等物には、手許現金、要求払いの銀行預金及び当初の満期まで期間が3ヶ月以下の活発な市場へのその他の短期投資が含まれる。

**(h) ブローカー未収金/未払金**

ブローカーとの間の未収金及び未払金は、それぞれ約定済であるが財政状態計算書日現在で決済または引渡し完了していない売却有価証券に係る未収金又は購入有価証券に係る未払金である。これらの金額は公正価値で認識され、測定される。

**(i) 償還可能ユニット**

ファンドは、保有者の選択により償還が可能で、金融負債として分類される償還可能ユニットを発行している。

償還可能ユニットは、保有者が償還請求権を行使した場合の償還金額の公正価値で計上される。償還可能ユニットは、保有者の選択により発行又は償還時におけるファンドのユニット当たり純資産で発行又は償還される。

ファンドのユニット当たり純資産価額は、償還可能ユニットの各クラスのユニット保有者に帰属する純資産を、それぞれのクラスの発行済償還可能ユニットの総数で除して算出される。ファンドの方針の規定に従って、申込みおよび償還のためのユニット当たり純資産価額の算定の目的上、投資ポジションは、最新の買い気配値に基づいて評価される。

**(j) ユニット保有者への未払分配金**

ユニット保有者に対する分配金は、適切に承認され、受託会社の裁量権が及ばなくなった時点で、包括損失計算書上で認識される。

**(k) 取引費用**

取引費用には、有価証券の売買価格に上乗せされる追加報酬が含まれる。これらには、代理人、アドバイザー、ブローカー及びディーラーに支払われる報酬及び手数料が含まれる。取引費用は、包括損失計算書において費用に含められる。

**(l) 金融商品の相殺**

認識された金額を相殺する法的効力のある権利を有し、かつ純額で決済する意図がある場合、又は資産の現金化と負債の決済を同時に行うことを意図している場合に、金融資産及び金融負債は相殺され、その純額が財政状態計算書上で計上される。

**(m) 純資産価額及び損益配分**

ファンドの純資産価額及び各クラスのユニット当たり純資産価額は、各評価日の営業終了時に受託会社によって算定される。純資産価額は、ファンドの資産の価値を算定し、ファンドの負債を差し引くことによって計算される。各ユニットクラスのユニット当たり純資産価額は、当該クラスに帰属する資産から当該ユニットクラスに帰属する負債及び費用を差し引いた額を、該当する評価日現在の当該クラスの発行済ユニット数で除して算出される。

特定のユニットクラスに関連して締結された先物為替予約から発生する実現損益、未実現損益及び重要な費用は、当該ユニットクラスに配分される。

**ストラテジック・インカム・ファンド**  
**MHAMアンブレラファンドのサブトラスト**

**財務諸表注記**

**2014年12月31日に終了した期間**

**3. 損益を通じて公正価値で測定される金融資産**

損益を通じて公正価値で測定される金融資産は、以下のとおりである。

2014年12月31日

	<u>償却原価</u>	<u>公正価値</u>
<b>普通株式</b>		
通信	\$ 5,718,948	\$ 5,804,366
循環消費	4,914,802	5,564,755
製造業	1,732,429	2,293,000
テクノロジー	30,081,954	33,073,678
<b>優先株式</b>		
素材	\$ 7,470,637	\$ 5,568,302
通信	65,446	66,041
エネルギー	5,274,356	5,199,032
金融	1,683,775	1,751,963
公益事業	425,020	433,298
<b>資産担保証券</b>		
資産担保証券	\$ 3,184,824	\$ 3,024,066
<b>モーゲージ担保</b>		
モーゲージ担保証券	\$ 7,573,412	\$ 6,970,734
<b>転換社債</b>		
通信	\$ 19,568,781	\$ 19,879,019
循環消費	12,592,064	12,775,615
エネルギー	6,610,500	6,610,620
テクノロジー	4,812,530	4,843,888
<b>社債</b>		
素材	\$ 38,641,438	\$ 35,205,253
通信	63,607,373	63,597,945
循環消費	75,747,923	75,788,422
非循環消費	48,958,168	49,578,341
エネルギー	124,302,171	107,768,715
金融	91,514,448	88,833,006
製造業	44,778,183	42,993,785
テクノロジー	10,932,532	11,139,999
公益事業	19,543,100	19,962,964
<b>不動産投資</b>		
金融	\$ 198,006	\$ 204,889
<b>政府債</b>		
政府	\$ 93,834,943	\$ 89,372,677
<b>合計</b>	<b>\$ 723,767,763</b>	<b>\$ 698,304,373</b>



**ストラテジック・インカム・ファンド**  
**MHAMアンブレラファンドのサブトラスト**

**財務諸表注記**

**2014年12月31日に終了した期間**

**3. 損益を通じて公正価値で測定される金融資産**

2014年12月31日

公正価値で測定される金融資産	償却原価	公正価値
オーストラリア	\$ 25,512,628	24,793,087
カナダ	79,353,998	72,741,051
フランス	10,225,686	10,191,212
インドネシア	6,295,528	6,646,000
アイルランド	6,983,153	6,348,516
ルクセンブルグ	1,460,000	1,515,000
メキシコ	27,156,822	24,386,601
ニュージーランド	13,351,537	12,408,790
オランダ	11,123,594	11,221,812
ペルー	5,981,281	6,248,375
ポルトガル	14,719,435	15,584,435
英国	11,869,372	9,722,133
米国	509,734,729	496,497,361
損益を通じて公正価値で測定される 金融資産合計	\$ 723,767,763	698,304,373

投資には、1933年証券法のレギュレーションS / ルール144Aによる規制対象有価証券が含まれている。このルールは特定の適格機関投資家間でこれらの有価証券の再販を認めるものである。2014年12月31日時点で保有するレギュレーションS / ルール144Aによる規制対象有価証券の取得原価及び公正価値は、241,639,927米ドル及び228,035,013米ドルであり、ファンド純資産価額の31.44%を占めている。

2014年12月31日現在の投資の満期の範囲は2015年6月1日から2066年11月15日であり、金利の範囲は0.13%から10.58%である。

**4. 金融リスク管理**

ファンドの活動は様々な金融リスク、すなわち市場リスク（価格リスク、通貨リスク及び金利リスクを含む）、信用リスク、流動性リスク及びカストディアン・リスクにさらされている。ファンドのリスク管理プログラム全体は金融市場の予測不可能性に焦点を当てたものであり、ファンドの財務業績に対する潜在的な悪影響を最小限に抑えることを目指すものである。ファンドは、その方針により、一定のリスク・エクスポージャーの緩和及び生成両方のために、デリバティブ金融商品を用いることが認められている。

あらゆる有価証券投資には資本毀損のリスクが伴う。購入した株式及び債券のロングポジションにおける資本毀損の最大限度は、当該ポジションの公正価値に限定される。先物為替予約に伴うリスクは、カウンターパーティーが契約条件を履行することが不能となること、並びに公正価値及び為替レートの変動である。運用会社は、一定制限内で有価証券銘柄やその他金融商品を選択することで、このリスクの緩和に努めている。

**ストラテジック・インカム・ファンド**  
**MHAMアンブレラファンドのサブトラスト**

**財務諸表注記**

**2014年12月31日に終了した期間**

#### 4. 金融リスク管理

ファンドは、様々な方法を用いて、ファンドがさらされている様々な種類のリスクを測定及び管理しており、これらの方法は、以下で説明されている。

##### (a) 市場リスク

###### 価格リスク

サブファンドは主に、新興市場を含む全世界の発行体の債券及び株式の分散されたポートフォリオに投資する。

ポートフォリオの構築の際に、運用会社は個別の発行体及び商品の分析を実施する。運用会社は、投資環境のファンダメンタル分析を通じたポートフォリオの資産配分の変更について、以下を含む金融商品（「金融商品」）に投資することによって、柔軟性を維持する。

- (a) 投資適格債、高利回り債及び転換社債を含む社債
- (b) 中央政府又はその下位組織若しくは機関が発行する政府債又はソブリン債
- (c) 資産担保証券（「ABS」）、モーゲージ担保証券（「MBS」）、モーゲージ証券担保債権（「CMO」）及び分離型モーゲージ担保証券（「SMBS」）
- (d) 銀行貸付金
- (e) 優先株式を含む株式
- (f) 不動産投資信託（「REIT」）によって発行された有価証券（REITによって発行された優先証券を含む）
- (g) 集団投資ファンド
- (h) ヘッジ目的又は他の目的で取得されるかにかかわらず、取引所又は活発に売買が行われる店頭市場のいずれかで売買されるデリバティブ

ファンドの金融商品取引は、金融商品の将来価格に関する不確実性から生じる市場価格リスクを受けやすい。

ファンドの市場価格リスクは、エクスポージャー別に投資ポートフォリオ比率を分散することで管理されている。

2014年12月31日現在の全体的な市場エクスポージャーは、注記3で開示されている。

ファンドの運用会社は、日常的にファンドの市場ポジション全体をモニターしている。

2014年12月31日現在、金融資産の公正価値が5%上昇又は下落したと仮定すると、その他の変数を一定とすれば、ユニット保有者に帰属する純資産は、約35,318,634米ドル増加又は減少する。

ここで示した感応度分析は2014年12月31日時点でのポートフォリオ構成に基づくものである。ファンドの投資ポートフォリオ構成は時間と共に変動することが見込まれる。したがって、2014年12月31日現在で行われた感応度分析の結果は、必ずしも将来のファンドの純資産に対する影響を示唆するわけではない。

###### 通貨リスク

IFRS第7号で定義されている通貨リスクは、他の通貨建ての将来の取引並びに認識された貨幣性資産及び貨幣性負債の価額が、為替レートの影響により変動するとともに発生する。運用会社は、すべての外国通貨建ての資産及び負債へのエクスポージャーをモニターしている。

特定の通貨に対する先物為替を買い、当該通貨への間接的なエクスポージャーを取るために、先物為替予約が締結される。

**ストラテジック・インカム・ファンド**  
**MHAMアンブレラファンドのサブトラスト**

**財務諸表注記**

**2014年12月31日に終了した期間**

**4. 金融リスク管理**

**(a) 市場リスク**

**通貨リスク**

下の表は、2014年12月31日現在の通貨エクスポージャーの詳細を示している。

外国通貨	貨幣性資産 \$	為替予約 \$	合計 \$	純資産構成比 (%)	通貨の5%の変動に よる感応度
豪ドル	20,187,571	25,920,773	46,108,344	6.36	2,305,417
ブラジルリアル	-	26,857,328	26,857,328	3.70	1,342,866
カナダドル	44,218,365	26,143,528	70,361,893	9.70	3,518,095
ユーロ	23,711,581	25,189,551	48,901,132	6.74	2,445,057
インドルピー	-	25,985,371	25,985,371	3.58	1,299,269
インドネシアルピア	-	27,241,926	27,241,926	3.76	1,362,096
メキシコペソ	24,386,601	26,219,520	50,606,121	6.98	2,530,306
ニュージーランドドル	24,592,986	-	24,592,986	3.39	1,229,649
ノルウェークローネ	6,437,767	-	6,437,767	0.89	321,888
英ポンド	-	25,793,229	25,793,229	3.56	1,289,661
ロシアルーブル	-	32,283,914	32,283,914	4.45	1,614,196
	<b>143,534,871</b>	<b>241,635,140</b>	<b>385,170,011</b>	<b>53.11</b>	<b>19,258,500</b>

2014年12月31日現在、米ドルと上記の各通貨との間の為替レートが5%上昇又は下落した仮定すると、その他の変数を一定とした場合、ユニット保有者に帰属する純資産は約19,258,500米ドル変動する。

**金利リスク**

金利リスクは、市場金利の実勢水準の変動が金融資産及び金融負債の公正価値及び将来キャッシュ・フローに与える影響から発生する。

ファンドが保有する固定利付債券は、市場金利の実勢水準の変動に起因する金利リスクの影響を受ける。余剰現金及び現金同等物がある場合は、短期市場金利商品に投資される。

ファンドが保有する損益を通じて公正価値で測定される金融資産を除き、実質的にすべての資産と負債には、6ヶ月未満の金利更新日又は償還日が設定されている。ファンドが保有する損益を通じて公正価値で測定される金融資産を、契

約上の金利更新日又は償還日のいずれか早い日別に分類すると以下のとおりである。

**ストラテジック・インカム・ファンド**  
**MHAMアンブレラファンドのサブトラスト**

**財務諸表注記**

**2014年12月31日に終了した期間**

**4. 金融リスク管理**

**(a) 市場リスク**

**金利リスク**

2014年12月31日現在	1年未満	1年から5年	5年から10年	10年超	無利息	合計
<b>資産</b>						
現金及び現金同等物	-	-	-	-	29,477,360	29,477,360
損益を通じて公正価値で測定される金融資産	6,120,902	166,611,669	345,031,781	120,580,697	59,959,324	698,304,373
デリバティブ	-	-	-	-	12,262,874	12,262,874
その他資産	-	-	-	-	10,003,093	10,003,093
<b>資産合計</b>	<b>6,120,902</b>	<b>166,611,669</b>	<b>345,031,781</b>	<b>120,580,697</b>	<b>111,702,651</b>	<b>750,047,700</b>
<b>負債</b>						
その他負債	-	-	-	-	1,229,984	1,229,984
デリバティブ	-	-	-	-	23,502,570	23,502,570
ユニット保有者	-	-	-	-	725,315,146	725,315,146
<b>負債合計（ユニット保有者を含む）</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>750,047,700</b>	<b>750,047,700</b>
<b>金利感応度ギャップ</b>	<b>6,120,902</b>	<b>166,611,669</b>	<b>345,031,781</b>	<b>120,580,697</b>		

2014年12月31日時点で、金利が100ベースポイント低下したと仮定すると、他の変数を一定とした場合、主に債券の市場価値の上昇により、同時点のユニット保有者に帰属する純資産は約38,985,701米ドル増加する。一方、金利が100ベースポイント上昇したと仮定すると、純資産額は約36,039,236米ドル減少する。

ファンドの方針に従って、運用会社は日常的にファンド全体の金利感応度をモニターしている。

**(b) 信用リスク**

ファンドは信用リスクにさらされている。信用リスクとは、金融商品の一方の当事者が債務の履行を怠ったために、も

う一方の当事者に財務上の損失をもたらすリスクである。これには、デリバティブ取引のカウンターパーティーによるデフォルトリスクへのエクスポージャーが含まれる場合がある。加えて、取引決済に関連する市場慣行及び資産の保管によりリスクが増加する可能性がある。

ファンドは、保有するデリバティブ商品の売買に係る信用損失へのエクスポージャーを、カウンターパーティーとマスター・ネットリング契約を締結することで制限している。マスター・ネットリング契約下では、取引は通常総額ベースで決済されるため、財政状態計算書上での資産と負債の相殺には至らない。だが、利益が発生している契約に伴う信用リスクは、デフォルト事象が発生した場合に、当該カウンターパーティーとのすべての金額は解約され純額ベースで決済されるという点で、マスター・ネットリング契約によって低減される。マスター・ネットリング契約の対象であるデリバティブ商品に係る信用リスクへのファンドの全体的なエクスポージャーは、当該契約の対象となるそれぞれの取引によって影響を受けるため、短期間のうちに大幅に変動することがあり得る。

ファンドが行うすべての上場有価証券の取引は、承認されたブローカーを通じ、引渡しが行われてから決済/支払がなされる。ブローカーが支払いを受けた後でしか売却有価証券を引き渡さないため、デフォルトリスクは最低限であると考えられる。購入に対する支払いは、ブローカーが有価証券を受け取った後で行われる。いずれかの当事者が債務の履行を怠った場合には、取引は不成立となる。信用エクスポージャーの額は、帳簿価額である。

ファンドの有価証券取引の清算及び預託業務は1社のプライム・ブローカー、すなわちカストディアンに集中している。カストディアンは、主要な証券取引所の会員であり、2014年12月31日現在のS&Pの格付けはA+である。2014年12月31日現在、すべての現金、ブローカー未払金及び投資は、カストディアンにて保管されている。

## ストラテジック・インカム・ファンド MHAMアンブレラファンドのサブトラスト

### 財務諸表注記

#### 2014年12月31日に終了した期間

#### 4. 金融リスク管理

##### (b) 信用リスク

また、取引を決済するカストディアン又はブローカーとの取引に関して、資産の分別管理に関連するリスクがある。カストディアン又はブローカーに預託されるすべての有価証券及びその他の資産は、ファンドの資産として明確に識別されることが期待される為、ファンドはかかる当事者に関連して信用リスクにはさらされることはないと考えられる。しかし、この分別管理を行うことが常に可能とは限らないため、該当するカストディアン又はブローカーに関連する信用リスクに対するファンドのポートフォリオのエクスポージャーは増加する場合がある。

ファンドが保有する一部の有価証券の格付けの低下は、発行体の財務状況、経済状況全般のいずれか、若しくは両方の悪化、又は予想外の金利上昇により、発行体の元利支払い能力が損なわれる可能性が増大したことを表している。かかる有価証券は大きなデフォルトリスクを負っており、これは投資元本に影響を及ぼす可能性がある。

発行体が遅滞なく元利支払いを実行できなければ、ファンドが保有する有価証券の価値に影響が及び可能性がある。一部の有価証券について流動性のある取引市場がない場合、かかる有価証券の公正価値を決定できないことがある。

有価証券に対してS&Pから付与される格付けは、かかる有価証券の市場価値のボラティリティ、あるいは投資の流動性の評価を反映していない。ある有価証券の格付けが購入時の格付けを下回った場合でも、当該有価証券は、必ずしも現金化されるわけではない。

債券の格付区分別のポートフォリオ構成は以下のとおりである。

#### 2014年12月31日

普通株式	<u>公正価値</u>	<u>ポートフォリオに占める比率</u>
A+	\$ 11,230,800	1.61%
B+	21,842,878	3.13%
B-	1,112,492	0.16%
B	8,097,366	1.16%
NR	4,452,263	0.64%
普通株式合計	<u>\$ 46,735,799</u>	<u>6.70%</u>

優先株式		
B-	\$ 2,360,729	0.34%
B	433,298	0.06%
CCC-	66,041	0.01%
非該当（格付なし）*	10,158,568	1.45%
優先株式合計	\$ 13,018,636	1.86%
資産担保証券		
非該当（格付なし）*	\$ 3,024,066	0.43%
	\$ 3,024,066	0.43%
モーゲージ証券担保債権		
AAA	\$ 6,970,734	1.00%
	\$ 6,970,734	1.00%
転換社債		
BB+	\$ 6,610,620	0.95%
BB-	11,845,472	1.70%
B	20,749,962	2.97%
非該当（格付なし）*	4,903,088	0.70%
転換社債合計	\$ 44,109,142	6.32%

**ストラテジック・インカム・ファンド**  
**MHAMアンブレラファンドのサブトラスト**

**財務諸表注記**

**2014年12月31日に終了した期間**

**4. 金融リスク管理**

**(b) 信用リスク**

**2014年12月31日**

社債	公正価値	ポートフォリオに占める比率
AA+	\$ 350,600	0.05%
A	2,370,336	0.34%
A-	35,338,189	5.06%
BBB+	12,138,054	1.74%
BBB	22,598,135	3.24%
BBB-	7,336,163	1.05%
BB+	75,253,735	10.78%
BB	111,587,257	15.98%
BB-	58,287,339	8.35%
B+	28,835,331	4.13%
B-	47,869,556	6.86%
B	39,550,177	5.66%
CCC+	27,423,326	3.93%

CCC	8,088,065	1.16%
CCC-	3,087,800	0.44%
非該当（格付なし）*	14,754,367	2.11%
社債合計	\$ 494,868,430	70.88%
不動産投資信託		
CCC+	\$ 204,889	0.03%
	\$ 204,889	0.03%
政府債		
AAA	\$ 31,215,847	4.46%
AA+	19,493,137	2.78%
A	22,175,258	3.18%
BB+	904,000	0.13%
非該当（格付なし）*	15,584,435	2.23%
政府債合計	\$ 89,372,677	12.78%
合計	\$ 698,304,373	100.00%

**(c) 集中リスク**

ファンドの投資ポートフォリオでは、注記3で開示されているように、限られた数のポートフォリオ・セクターへの有価証券の集中が生じている。これらの有価証券への投資には、ファンドが広範なポートフォリオ・セクターに投資している場合と比べて大きなリスクと機会の両方から成る一定の検討事項が伴う。そのため、ファンドが有価証券及びポートフォリオ・セクターにおいてより広範な分散を維持している場合と比べて、ファンドの投資ポートフォリオはこれらの有価証券の価値の変動により、急速な価値の変動を受けやすい場合がある。ファンドはまた、先物為替予約、現金及びその他の未収金残高に関して、カウンターパーティーの信用リスクにさらされている。

**(d) 流動性リスク**

流動性リスクは、企業が金融商品に係る約定を履行するための資金調達において困難に遭遇するリスクである。流動性リスクは、金融資産を公正価値に近似の価額で速やかに売却することができないことから発生する場合がある。ユニット保有者は、償還しようとする営業日の米国東部標準時間の正午までに受託会社及び運用会社に書面による通知を行うことで、保有するユニットの全部または一部の償還を受けることができる。そのため、ファンドは資産の大半を、活発な市場で売買され、容易に売却することができる投資に運用している。

**ストラテジック・インカム・ファンド**  
**MHAMアンブレラファンドのサブトラスト**

**財務諸表注記**

**2014年12月31日に終了した期間**

**4. 金融リスク管理****(d) 流動性リスク**

ファンドの上場有価証券は、規制市場に上場しているため、容易に現金化が可能とみなされる。

ファンドは、その時々店頭で売買されるデリバティブ契約に投資する場合があります。これらのデリバティブ契約は組織化された市場では売買されず、流動性が欠如している場合があります。その結果、ファンドは、流動性要件を満たすため、又は特定の発行体の信用状況の悪化等の特定の事象に対応するために、これらの金融商品への投資を公正価値に近似した金額で迅速に流動化できない場合があります。

2014年12月31日現在、ファンドの金融資産及び金融負債の100%は、3ヶ月以内に現金への転換が可能である。

下表は、ファンドの総額決済されるデリバティブ金融負債の、財政状態計算書日現在における最も早い契約上の満期日までの残存期間に基づいて、該当する満期グループ別に分類した内訳を示している。表における金額は、契約上の割引前キャッシュ・フロー金額である。

2014年12月31日

3ヶ月未満

3ヶ月から12ヶ月

1年超

## 総額決済デリバティブ

- 流出	\$ (977,501,521)	-	-
- 流入	\$ 966,261,825	-	-

## (e) カストディ・リスク

ファンドはまた、カストディ・リスク等のオペレーショナル・リスクにもさらされている。カストディ・リスクは、カストディアンが支払不能または怠慢により引き起こされる、保管されている有価証券を喪失するリスクである。カストディアンにて保管されている有価証券の価値の喪失のリスクを解消する適切な法的枠組みが整備されているが、カストディアンが破綻した場合には、ファンドが有価証券を譲渡する能力は一時的に損なわれる可能性がある。

ファンドの有価証券取引の清算及び預託業務は、SSBTによって遂行されている。2014年12月31日現在、実質的にすべての金融資産及び現金は、SSBTにて保管されている。

## 5. 資本リスク管理

ファンドの資本は、ユニット保有者に帰属する純資産である。ファンドの資本の管理における目的は、ユニット保有者にリターンと利益を提供するためにファンドが継続事業として存続する能力を保全すること、及びファンドの投資活動の発展を支えるために強固な資本基盤を維持することである。

受託会社は、ユニット保有者に帰属する純資産の価額に基づいて、資本をモニターしている。

## 6. 公正価値情報

ファンドは、公正価値測定に用いられるインプットの重要性を反映した公正価値ヒエラルキーを用いて、公正価値測定を分類している。公正価値ヒエラルキーには、次のレベルがある。

- 同一資産又は負債に対する取引が活発な市場における市場相場価格（調整前）（レベル1）
- レベル1に含まれる市場相場価格以外のインプットで、直接的（つまり市場価格として）又は間接的（つまり市場価格から算出）に資産又は負債に対して観察可能なもの（レベル2）
- 観察可能な市場データに基づかない資産又は負債に対するインプット（つまり、観測不能なインプット）（レベル3）

公正価値測定が全体として区分されている公正価値ヒエラルキーのレベルは、公正価値測定全体にとって重要な最低レベルのインプットに基づいて決定される。この目的のために、インプットの重要性は公正価値測定全体に対して評価される。公正価値測定が観察不能なインプットに基づく重要な調整が必要な観察可能なインプットを用いている場合、この測定はレベル3測定となる。公正価値測定全体に対する特定のインプットの重要性を評価するためには判断が求められ、その金融資産や金融負債に固有の要素が考慮される。

「観察可能」を構成するものとは何かに関する判定には、ファンドの重要な判断が必要である。ファンドは、観察可能なデータとは、「簡単に入手でき、定期的に配布又は更新され、信頼性が高く実証可能な、占有財産ではない、該当市場に積極的に関わる独立した立場の情報源によって提供される市場データ」であると考えている。

**ストラテジック・インカム・ファンド**  
**MHAMアンブレラファンドのサブトラスト**

**財務諸表注記**

**2014年12月31日に終了した期間**

## 6. 公正価値情報

次の表は、ファンドの2014年12月31日時点の公正価値で測定される金融資産及び金融負債を公正価値ヒエラルキーで分類したものである。

資産	レベル1	レベル2	レベル3	残高合計
損益を通じて公正価値で測定される金融資産				
普通株式	\$ 46,735,799	\$ -	\$ -	\$ 46,735,799



優先株式	-	13,018,636	-	13,018,636
資産担保証券	-	3,024,066	-	3,024,066
モーゲージ証券担保債権	-	6,970,734	-	6,970,734
転換社債	-	44,109,142	-	44,109,142
社債	-	494,868,430	-	494,868,430
不動産	-	204,889	-	204,889
政府債	9,222,192	80,150,485	-	89,372,677
先物為替予約に係る未実現利益	\$ -	\$ 12,262,874	\$ -	\$ 12,262,874
資産合計	\$ 55,957,991	\$ 654,609,256	\$ -	\$ 710,567,247
負債	レベル1	レベル2	レベル3	残高合計
先物為替予約に係る未実現損失	\$ -	\$ 23,502,570	\$ -	\$ 23,502,570
負債合計	\$ -	\$ 23,502,570	\$ -	\$ 23,502,570

関連する有価証券又はデリバティブが活発に売買され、相場価格が入手可能である場合には、公正価値はレベル1に分類される。レベル1として分類された金融商品がその後活発に売買されなくなった場合は、レベル1から分類変更される。このような場合、当該金融商品はレベル2に分類変更されるが、公正価値測定に重要な観察不能インプットが必要とされる場合はレベル3に分類変更される。

2014年12月31日に終了した期間に、ファンドではレベル1、レベル2又はレベル3の間での分類変更はなかった。

取引が活発な市場における市場相場価格に基づいて評価されており、したがってレベル1に分類されている投資には、取引が活発な上場株式、上場デリバティブ、米国財務省短期証券及び一定の米国以外のソブリン債務が含まれる。ファンドはこれら商品について、相場価格からの調整を行っていない。

取引が活発ではない市場で取引されているが、市場相場価格、ディーラーの呼び値又は観察できるインプットによって裏付けされた代替的な価格情報源に基づいて評価された金融商品は、レベル2に区分される。これらには、投資適格社債、一定の米国以外のソブリン債務、上場株式及び店頭デリバティブが含まれる。レベル2の投資には活発な市場で取引されていないポジション及び/又は譲渡に制限のあるポジションが含まれるため、評価額は流動性及び/又は譲渡可能性の欠如を反映して調整される場合があり、それらは通常入手可能な市場情報に基づいて行われる。

レベル3に区分される投資は、取引の頻度が少ないことにより、重要な観察不能なインプットを有する。レベル3の商品には、未公開の株式及び企業の債券が含まれる。こうした有価証券については観察可能な価格が入手できないため、ファンドは評価技法を使用して公正価値を算出している。

損益を通じて公正価値で測定される金融資産並びに先物為替予約及び直物為替契約に係る未実現損益は、公正価値で計上される。2014年12月31日現在、経営者は、その他のすべての資産及び負債の帳簿価額は、これらの資産及び負債の満期が短期であることから、公正価値に近似しているとみなしている。IFRS第13号の公正価値ヒエラルキーでは、現金及び現金同等物はレベル1に分類され、残りの資産及び負債はレベル2に分類される。

## ストラテジック・インカム・ファンド MHAMアンブレラファンドのサブトラスト

### 財務諸表注記

#### 2014年12月31日に終了した期間

#### 7. 先物為替予約

2014年12月31日現在、金融資産及び金融負債に含まれているファンドの未決済の先物為替予約は次のとおりである。

	満期日	未実現評価益
<b>2014年12月31日</b>		
<b>クラスMCユニット</b>		
ブラジルレアルの買い、米ドルの売り	2015年1月5日	2,084
カナダドルの買い、米ドルの売り	2015年1月5日	332
インドネシアルピアの買い、米ドルの売り	2015年1月5日	130,406
インドルピーの買い、米ドルの売り	2015年1月5日	92,958
メキシコペソの買い、米ドルの売り	2015年1月5日	887
ロシアルーブルの買い、米ドルの売り	2015年1月5日	5,971
米ドルの買い、豪ドルの売り	2015年1月5日	147,132
米ドルの買い、ブラジルレアルの売り	2015年1月5日	50,895
米ドルの買い、カナダドルの売り	2015年1月5日	21,230
米ドルの買い、ユーロの売り	2015年1月5日	936,425
米ドルの買い、英ポンドの売り	2015年1月5日	258,490
米ドルの買い、インドネシアルピアの売り	2015年1月5日	9,501
米ドルの買い、インドルピーの売り	2015年1月5日	16,920
米ドルの買い、メキシコペソの売り	2015年1月5日	51,504
米ドルの買い、ロシアルーブルの売り	2015年1月5日	1,112,016
豪ドルの買い、米ドルの売り	2015年2月3日	3,549
ブラジルレアルの買い、米ドルの売り	2015年2月3日	906,917
カナダドルの買い、米ドルの売り	2015年2月3日	123,811
英ポンドの買い、米ドルの売り	2015年2月3日	1,213
インドネシアルピアの買い、米ドルの売り	2015年2月3日	1,312,080
インドルピーの買い、米ドルの売り	2015年2月3日	3,269
メキシコペソの買い、米ドルの売り	2015年2月3日	205,441
ロシアルーブルの買い、米ドルの売り	2015年2月3日	6,786,183
米ドルの買い、豪ドルの売り	2015年2月3日	4,933
米ドルの買い、ユーロの売り	2015年2月3日	61,777
米ドルの買い、英ポンドの売り	2015年2月3日	16,187
米ドルの買い、インドルピーの売り	2015年2月3日	62
米ドルの買い、メキシコペソの売り	2015年2月3日	701
		12,262,874

## MHAMアンブレラファンドのサブトラスト

## 財務諸表注記

## 2014年12月31日に終了した期間

## 7. 先物為替予約

## クラスMCユニット

	満期日	未実現評価損
2014年12月31日		
クラスMCユニット		
豪ドルの買い、米ドルの売り	2015年1月5日	(1,553,395)
ブラジルレアルの買い、米ドルの売り	2015年1月5日	(894,298)
カナダドルの買い、米ドルの売り	2015年1月5日	(840,163)
ユーロの買い、米ドルの売り	2015年1月5日	(740,465)
英ポンドの買い、米ドルの売り	2015年1月5日	(125,278)
インドネシアルピアの買い、米ドルの売り	2015年1月5日	(606,510)
インドルピーの買い、米ドルの売り	2015年1月5日	(509,330)
メキシコペソの買い、米ドルの売り	2015年1月5日	(2,078,995)
ロシアルーブルの買い、米ドルの売り	2015年1月5日	(7,528,033)
米ドルの買い、ブラジルレアルの売り	2015年1月5日	(816,142)
米ドルの買い、カナダドルの売り	2015年1月5日	(117,985)
米ドルの買い、インドネシアルピアの売り	2015年1月5日	(1,398,572)
米ドルの買い、インドルピーの売り	2015年1月5日	(147,500)
米ドルの買い、メキシコペソの売り	2015年1月5日	(202,079)
米ドルの買い、ロシアルーブルの売り	2015年1月5日	(3,894,735)
豪ドルの買い、米ドルの売り	2015年2月3日	(116,156)
ユーロの買い、米ドルの売り	2015年2月3日	(900,903)
英ポンドの買い、米ドルの売り	2015年2月3日	(252,849)
インドネシアルピアの買い、米ドルの売り	2015年2月3日	(596)
インドルピーの買い、米ドルの売り	2015年2月3日	(15,013)
メキシコペソの買い、米ドルの売り	2015年2月3日	(4,498)
ロシアルーブルの買い、米ドルの売り	2015年2月3日	(42,059)
米ドルの買い、豪ドルの売り	2015年2月3日	(232)
米ドルの買い、ブラジルレアルの売り	2015年2月3日	(78,269)
米ドルの買い、カナダドルの売り	2015年2月3日	(8,961)
米ドルの買い、インドネシアルピアの売り	2015年2月3日	(98,236)
米ドルの買い、インドルピーの売り	2015年2月3日	(31,624)
米ドルの買い、メキシコペソの売り	2015年2月3日	(10,804)
米ドルの買い、ロシアルーブルの売り	2015年2月3日	(488,890)
		(23,502,570)

**ストラテジック・インカム・ファンド**  
**MHAMアンブレラファンドのサブトラスト**

**財務諸表注記**

**2014年12月31日に終了した期間**

**7. 先物為替予約**

次の表は、2014年12月31日現在のファンドの金融資産及び金融負債を、マスター・ネットリング契約又は類似した契約の下で相殺可能な金額及び関連する受入又は差入担保の金額を控除後の金額で、カウンターパーティー別に示している。

**デリバティブ資産の相殺**

カウンター パーティー	認識されている 資産の総額	財政状態計算書に	財政状態計算書に	財政状態計算書において		資産（負債） 純額
		おいて 相殺されている 総額	表示されている 資産の相殺後の純額	相殺されていない総額		
				金融商品	受入現金担保	
ステート・ストリー ト・バンク・アンド・ トラスト・カンパニー	\$ 12,262,874	\$ -	\$ 12,262,874	\$ (12,262,874)	\$ -	\$ -

**デリバティブ負債の相殺**

カウンター パーティー	認識されている 負債の総額	財政状態計算書に	財政状態計算書に	財政状態計算書において		（資産）負債 純額
		おいて 相殺されている 総額	表示されている 負債の相殺後の純額	相殺されていない総額		
				金融商品	受入現金担保	
ステート・ストリー ト・バンク・アンド・ トラスト・カンパニー	\$ 23,502,570	\$ -	\$ 23,502,570	\$ (12,262,874)	\$ -	\$ 11,239,696

**8. 発行済ユニット**

ファンドは2クラスのユニット（「クラスMユニット」および「クラスMCユニット」、総称して「クラス」）を発行している。ユニットは、当該クラスに帰属するファンドの純資産における分割不可能な持分のみを表す。ユニット保有者は、ユニットの保有を理由に、ファンド以外のトラストのいかなるシリーズ・トラストにおける持分も有することはない。

2014年12月31日終了した期間のユニットの増減は次のとおりである。

	クラスMユニット	クラスMCユニット
<b>期首発行済ユニット残高</b>	-	-
発行ユニット	46,367,370,994	31,738,704,818
償還ユニット	(918,698,626)	(89,358,547)
再投資ユニット	1,374,825,399	847,030,803
<b>期末発行済ユニット残高</b>	<b>46,823,497,767</b>	<b>32,496,377,074</b>
<b>ユニット当たり純資産価額</b>	<b>0.00978</b>	<b>0.00823</b>

2014年12月31日現在、すべてのクラスの発行済ユニットの100%はトラスト・アンド・カストディ・サービスズ・バンク・

リミテッドによって保有されている。

## 9. 分配金

運用会社がいずれかのクラスに関して分配を行うことを決定した場合、かかる分配はクラスMユニット及びクラスMCユニットについて各暦月の11日（当日が営業日ではない場合は、次の営業日）に受託会社によって宣言される。かかる分配の金額は運用会社によって決定され、それぞれのクラスのユニット保有者の間で、宣言日現在の当該クラスの発行済ユニット数に基づいて比例配分される。各クラスのユニット当たり純資産価額は、発表が行われた翌営業日に分配がある場合、その金額に応じて影響を受ける。あらゆる期間の分配金は、受託会社によって発表日後5日以内にユニット保有者に支払われる。

### ストラテジック・インカム・ファンド MHAMアンブレラファンドのサブトラスト

#### 財務諸表注記

2014年12月31日に終了した期間

## 9. 分配金

### 2014年の分配金

権利落日	種類	クラスM	クラスMC
		\$	\$
2014年2月13日	中間分配	301,301	-
2014年3月12日	中間分配	309,119	-
2014年4月14日	中間分配	650,110	-
2014年5月13日	中間分配	948,385	-
2014年6月12日	中間分配	1,289,315	-
2014年7月14日	中間分配	1,321,087	-
2014年8月12日	中間分配	1,628,587	622,618
2014年9月12日	中間分配	1,480,218	1,077,512
2014年10月15日	中間分配	1,994,360	1,651,372
2014年11月13日	中間分配	1,806,886	1,829,836
2014年12月12日	中間分配	2,077,744	2,199,605
		13,807,112	7,380,943

## 10. 税制

現行のケイマン諸島の法律では、ファンドが支払うべき所得税、相続税、譲与税、消費税又はその他ケイマン諸島における税金はない。何らかの形態の税制がケイマン諸島で施行された場合、トラストは2009年11月3日から50年間の免除が認められている。他の法域において発生した配当金と受取利息に対しては、税金が課される場合がある。

ファンドは、ケイマン諸島以外の国に実質的に所在する事業体が発行する有価証券に投資している。これらの国には、ファンドのような非居住者に対してキャピタルゲイン課税を課す可能性を示唆する税制を持つ所も多い。通常、これらキャピタルゲインに対する税額は自己申告によって算定する必要があるため、これら税金はファンドのブローカーによって「源泉」控除されない可能性がある。

IAS第12号「所得税」に準拠して、関連税務当局がすべての事実及び状況についての十分な知識を持つと仮定して、外国の税法により、当該外国を源泉とするファンドのキャピタルゲインに対して税金負債を査定することを求める可能性が高い場合は、ファンドは税金負債を認識することが義務付けられる。この場合、税金負債は、報告期間末までに施行された又は実質的に施行された税法及び税率を使用して、関連課税当局への支払が見込まれる金額で測定される。施行されている税法がオフショアの投資ファンドに対して適用される方法について不確実な場合がある。これにより税金負債が最終的にファンドによって支払われるか否かについての不確実性が生じる。したがって、不確実な税金負債を測定する場合には、経営者はその時点で入手可能な、関連税務当局の公式又は非公式な慣行を含む、すべての支払の発生確率に影響を及ぼす可能性のある関連する事実及び状況を検討する。

2014年12月31日現在で、ファンドは外国のキャピタルゲイン課税に関連する不確実な税金負債はゼロと評価している。しか

しながら、外国の税務当局が事前通告なしに、場合によっては遡及的に、ファンドのキャピタルゲインに対して納税を求め始める危険性がある。遡及的施行がある場合、ファンドにとって大きな損失となる可能性がある。

## 11. 契約履行

通常の事業活動において、受託会社はファンドに代わって、様々な表明及び保証を含み、一般的な免責条項がとり定められた契約を締結する。これにはまだ発生していないファンドに対する将来的な損害賠償請求が含まれるため、こうした契約におけるファンドの最大エクスポージャーは未知であるが、経営者は経験に基づき損失リスクは極めて低いものと見込んでいる。

## 12. 後発事象

期末日の後に、ファンドによる多額の償還61,852,000米ドル、現金による申込み31,822,000米ドル、非現金による申込み33,895,342米ドル及び非現金の分配33,895,342米ドルがあった。他には開示が義務付けられる後発事象はなかった。

## MHAM短期金融資産マザーファンド

### 貸借対照表

(単位：円)

(平成28年 4月25日現在)

資産の部	
流動資産	
コール・ローン	170,207
国債証券	3,002,340
地方債証券	136,507,312
特殊債券	123,663,820
社債券	1,001,480
未収利息	564,254
前払費用	101,976
流動資産合計	265,011,389
資産合計	265,011,389
負債の部	
流動負債	
流動負債合計	-
負債合計	-
純資産の部	
元本等	
元本	259,218,128
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金( )	5,793,261
元本等合計	265,011,389
純資産合計	265,011,389
負債純資産合計	265,011,389

### 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	(自平成27年 7月 1日 至平成28年 4月25日)
1 有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券

項目	(自 平成27年 7月 1日 至 平成28年 4月25日)
2 収益・費用の計上基準	原則として時価で評価しております。  有価証券売買等損益  約定日基準で計上しております。

## (貸借対照表に関する注記)

項目	(平成28年 4月25日現在)
1 計算期間末日における受益権の総数	259,218,128口
2 計算期間末日における1単位当たりの純資産の額	1口当たり純資産の額 1.0223円  (1万口当たり純資産の額) (10,223円)

## (金融商品に関する注記)

## 1. 金融商品の状況に関する事項

項目	(自 平成27年 7月 1日 至 平成28年 4月25日)
1 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める投資を目的とする証券投資信託であり、証券投資信託約款および投資ガイドラインに基づいて運用しております。
2 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 なお、詳細は附属明細表をご参照下さい。 これらは、市場リスク（価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク）、信用リスク、及び流動性リスクを有しております。

項目	(自 平成27年 7月 1日 至 平成28年 4月25日)
3 金融商品に係るリスク管理体制	<p>運用部門がポジション管理を行っておりますが、取引の執行・記録・管理については、トレーディング部門が行っております。また、コンプライアンス・リスク管理部門においてデリバティブに関する法令・約款など運用に関する諸規則の遵守状況のチェックを行うとともにポートフォリオのリスク状況の分析・チェックを行い、上記プロセスを通じ、適正なリスク管理が行われているかをチェックし、必要に応じて関連部署へ報告、注意、勧告を行っております。</p> <p>なお具体的には以下のリスクの管理を行っております。</p> <p>市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。</p> <p>信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。</p> <p>流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。</p>
4 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	<p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には、合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p> <p>また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。</p>

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

項目	(平成28年 4月25日現在)
1 貸借対照表日における貸借対照表の科目ごとの計上額・時価・時価との差額	<p>貸借対照表に計上している金融商品は、原則として時価評価としているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p>
2 貸借対照表の科目ごとの時価の算定方法	<p>(1) 有価証券</p> <p>国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券</p> <p>わが国の金融商品取引所または海外取引所に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値）（外貨建証券を除く）、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除く）または価格情報会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。</p> <p>時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できない場合または入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認められた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認められた価額で評価しております。</p>



項目	(平成28年 4月25日現在)
	(2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務  コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

(自 平成27年 7月 1日 至 平成28年 4月25日)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
国債証券	6,060
地方債証券	353,492
特殊債証券	425,250
社債証券	30
合計	784,832

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

項目	期別 (平成28年 4月25日現在)
期首	平成27年 7月 1日
親投資信託の期首における元本額	418,355,423円
期中追加設定元本額	- 円
期中一部解約元本額	159,137,295円
期末元本額及びその内訳として当該親投資信託受益証券を投資対象とする委託者指図型投資信託ごとの元本額	
期末元本額	259,218,128円
MHAMライフ ナビゲーション インカム	2,450,020円
MHAMライフ ナビゲーション 2020	5,880,048円
MHAMライフ ナビゲーション 2030	5,586,045円
MHAMライフ ナビゲーション 2040	2,450,020円

期別	(平成28年 4月25日現在)
項目	
MHAMライフ ナビゲーション 2050	9,801円
米国厳選成長株集中投資ファンド Aコース（為替ヘッジあり）	1,044,457円
米国厳選成長株集中投資ファンド Bコース（為替ヘッジなし）	25,261,713円
米国ハイイールド債券ファンド 円コース	7,903,715円
米国ハイイールド債券ファンド 米ドルコース	16,658,921円
米国ハイイールド債券ファンド 豪ドルコース	80,745,744円
米国ハイイールド債券ファンド 南アフリカランドコース	921,529円
米国ハイイールド債券ファンド ブラジルリアルコース	19,627,804円
エマージング債券ファンド 円コース	423,573円
エマージング債券ファンド 米ドルコース	102,199円
エマージング債券ファンド 豪ドルコース	1,020,003円
エマージング債券ファンド ブラジルリアルコース	506,199円
エマージング債券ファンド 中国元コース	235,403円
エマージング債券ファンド インドネシアルピアコース	564,065円
エマージング債券ファンド 資源国通貨コース	209,255円
通貨選択型Jリート・ファンド（毎月分配型） 円コース	3,534,263円
通貨選択型Jリート・ファンド（毎月分配型） 米ドルコース	4,152,794円
通貨選択型Jリート・ファンド（毎月分配型） 豪ドルコース	1,769,440円
通貨選択型Jリート・ファンド（毎月分配型） ブラジルリアルコース	4,971,163円
グローバル好配当株式ファンド 円コース	1,078,174円
グローバル好配当株式ファンド 豪ドルコース	2,019,453円
グローバル好配当株式ファンド ブラジルリアルコース	1,206,846円
グローバル好配当株式ファンド インドネシアルピアコース	345,399円
グローバル好配当株式ファンド 資源国通貨コース	573,795円
グローバル好配当株式ファンド アジア通貨コース	246,494円
新興国ハイイールド債券ファンド 円コース	493,062円
新興国ハイイールド債券ファンド 豪ドルコース	220,478円
新興国ハイイールド債券ファンド 新興国資源通貨コース	199,720円
みずほグローバルリートファンド 円コース	1,645,569円
みずほグローバルリートファンド 米ドルコース	5,087,119円
みずほグローバルリートファンド 豪ドルコース	2,442,471円
みずほグローバルリートファンド 資源国通貨コース	1,764,360円
新興国ハイイールド債券ファンド Aコース（為替ヘッジあり）	1,079,264円
新興国ハイイールド債券ファンド Bコース（為替ヘッジなし）	489,908円
インカムビルダー（毎月決算型）限定為替ヘッジ	2,247,024円
インカムビルダー（毎月決算型）為替ヘッジなし	15,171,145円
インカムビルダー（年1回決算型）限定為替ヘッジ	1,383,912円
インカムビルダー（年1回決算型）為替ヘッジなし	14,381,689円
インカムビルダー（毎月決算型）世界通貨分散コース	16,955,021円
インカムビルダー（年1回決算型）世界通貨分散コース	4,159,051円

## 附属明細表

## 第 1 有価証券明細表

## (1) 株式

該当事項はありません。

## (2) 株式以外の有価証券

(平成28年 4月25日現在)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	日本・円	第 9 7 回利付国債（ 5 年）	3,000,000	3,002,340	
	小計	銘柄数：1 組入時価比率：1.1%	3,000,000	3,002,340 1.1%	
	合計			3,002,340	
地方債証券	日本・円	第 6 3 9 回東京都公募公債	30,000,000	30,214,800	
		第 5 0 回神奈川県公募公債（ 5 年）	3,000,000	3,006,060	
		平成 1 8 年度第 1 回静岡県公募公債	8,500,000	8,515,640	
		平成 1 8 年度第 8 回静岡県公募公債	1,000,000	1,016,240	
		平成 1 8 年度第 2 回埼玉県公募公債	5,120,000	5,129,420	
		平成 1 8 年度第 4 回埼玉県公募公債	1,000,000	1,007,460	
		平成 1 8 年度第 4 回千葉県公募公債	5,730,000	5,780,194	
		平成 2 3 年度第 8 回千葉県公募公債	23,000,000	23,062,330	
		平成 1 8 年度第 1 回大分県公募公債	2,000,000	2,017,920	
		平成 1 8 年度第 1 回堺市公募公債	4,000,000	4,047,360	
		平成 2 3 年度第 3 回京都市公募公債	1,000,000	1,001,270	
		平成 2 3 年度第 5 回京都市公募公債	1,000,000	1,002,330	
		第 3 1 回川崎市公募公債（ 5 年）	19,820,000	19,862,414	
		平成 1 8 年度第 2 回北九州市公募公債	7,700,000	7,787,934	
		平成 2 3 年度第 7 回福岡市公募公債（ 5 年）	20,000,000	20,048,800	
		平成 2 3 年度第 1 回仙台市公募公債	3,000,000	3,007,140	
	小計	銘柄数：16 組入時価比率：51.5%	135,870,000	136,507,312 51.7%	
合計			136,507,312		

特殊債券	日本・円	第13回政府保証日本政策投資銀行債券	23,000,000	23,152,720	
		第13回日本高速道路保有・債務返済機構債券	10,000,000	10,030,300	
		第17回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	30,000,000	30,208,500	
		第866回政府保証公営企業債券	30,000,000	30,184,200	
		い第739号農林債	10,000,000	10,033,900	
		第264回信金中金債（5年）	20,000,000	20,054,200	
	小計	銘柄数：6 組入時価比率：46.7%	123,000,000	123,663,820	46.8%
合計			123,663,820		
社債券	日本・円	第9回広島ガス株式会社無担保社債	1,000,000	1,001,480	
		小計	銘柄数：1 組入時価比率：0.4%	1,000,000	1,001,480
	合計			1,001,480	
合計				264,174,952	

（注1）比率は左より組入時価の純資産総額に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

## 2【ファンドの現況】

以下のファンドの現況は平成28年 4月28日現在です。

### 【純資産額計算書】

#### インカムビルダー（年1回決算型）限定為替ヘッジ

資産総額	1,538,262,437円
負債総額	23,417,452円
純資産総額（ - ）	1,514,844,985円
発行済口数	1,603,728,298口
1口当たり純資産額（ / ）	0.9446円

#### インカムビルダー（年1回決算型）為替ヘッジなし

資産総額	12,755,799,684円
負債総額	162,310,047円
純資産総額（ - ）	12,593,489,637円
発行済口数	12,451,000,485口
1口当たり純資産額（ / ）	1.0114円

#### （参考）M H A M短期金融資産マザーファンド

資産総額	271,018,511円
負債総額	3,018,187円
純資産総額（ - ）	268,000,324円
発行済口数	262,152,688口
1口当たり純資産額（ / ）	1.0223円

## 第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

### （1）受益証券の名義書換手続等

各ファンドの受益権は、振替制度における振替受益権であるため、委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。ファンドの振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の

再発行の請求を行わないものとします。

(2) 受益者名簿の閉鎖の時期

委託会社は受益者名簿を作成しません。

(3) 受益者に対する特典

ありません。

(4) 譲渡制限及び譲渡の対抗要件

譲渡制限はありません。ただし、受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(5) 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等振替の申請をするものとします。

前記の申請のある場合には、前記の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

前記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(6) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割することができます。

(7) 質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

### 第三部【委託会社等の情報】

#### 第1【委託会社等の概況】

##### 1【委託会社等の概況】

###### (1) 資本金の額

平成28年10月1日現在（予定）

資本金 20億円

発行する株式の総数 100,000株（普通株式 上限100,000株、A種種類株式 上限30,000株）

発行済株式の総数 40,000株（普通株式24,490株、A種種類株式15,510株）

種類株式の発行が可能

過去5年間における資本金の額の増減はありません。

###### (2) 会社の機構(平成28年10月1日現在（予定）)

###### 会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。

取締役は株主総会で選任されます。取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、その選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、任期の満了前に退任した取締役（監査等委員である取締役を除く。）の補欠として選任された取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、現任取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期の満了の時までとします。

また、監査等委員である取締役の任期は、その選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了の時までとします。

取締役会は、決議によって代表取締役を選定します。代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議にしたがい業務を執行します。

また、取締役会の決議によって、取締役社長を定めることができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、原則として取締役社長が招集します。取締役会の議長は、原則として取締役社長があたります。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもって行います。

###### 投資運用の意思決定機構

###### 1．投資環境見直しおよび運用方針の策定

経済環境見直し、資産別市場見直し、資産配分方針および資産別運用方針は月次で開催する「投資環境会議」および「投資方針会議」にて協議、策定致します。これらの会議は運用本部長・副本部長、運用グループ長等で構成されます。

###### 2．運用計画、売買計画の決定

各ファンドの運用は「投資環境会議」および「投資方針会議」における協議の内容を踏まえて、ファンド毎に個別に任命された運用担当者が行います。運用担当者は月次で運用計画書を作成し、運

用本部長の承認を受けます。運用担当者は承認を受けた運用計画に基づき、運用を行います。

## 2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）ならびにその受益証券（受益権）の募集又は私募（第二種金融商品取引業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っています。

委託会社は、平成28年10月1日にみずほ投信投資顧問株式会社、新光投信株式会社、みずほ信託銀行株式会社（資産運用部門）と統合し、商号をアセットマネジメントOne株式会社に変更する予定です。

平成28年5月31日現在、D I A Mアセットマネジメント株式会社の運用する投資信託は以下の通りです。  
（親投資信託を除く）

基本的性格	本数	純資産総額(円)
追加型公社債投資信託	0	0
追加型株式投資信託	379	5,885,771,137,238
単位型公社債投資信託	43	313,084,944,195
単位型株式投資信託	6	74,158,972,183
合計	428	6,273,015,053,616

### （ご参考）

平成28年5月31日現在におけるみずほ投信投資顧問株式会社および新光投信株式会社の運用する投資信託は以下の通りです。（親投資信託を除く）

#### ・みずほ投信投資顧問株式会社

基本的性格	本数	純資産総額(円)
追加型公社債投資信託	15	329,653,710,450
追加型株式投資信託	231	2,186,251,331,253
単位型公社債投資信託	0	0
単位型株式投資信託	5	11,626,381,586
合計	251	2,527,531,423,289

#### ・新光投信株式会社

基本的性格	本数	純資産総額(円)
追加型公社債投資信託	26	669,428,600,763
追加型株式投資信託	244	3,203,001,207,380
単位型公社債投資信託	4	17,754,535,219



単位型株式投資信託	72	256,599,381,477
合計	346	4,146,783,724,839

### 3【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社であるD I A Mアセットマネジメント株式会社（以下「委託会社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。
2. 財務諸表の金額は、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。
3. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき第31期事業年度（自平成27年4月1日至平成28年3月31日）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

D I A Mアセットマネジメント株式会社は、平成28年10月1日にみずほ投信投資顧問株式会社、新光投信株式会社及びみずほ信託銀行株式会社の資産運用部門と統合し、商号をアセットマネジメントO n e 株式会社に変更する予定です。

委託会社の財務諸表に引き続き、みずほ投信投資顧問株式会社の第53期事業年度の財務諸表及び新光投信株式会社の第56期事業年度の財務諸表を参考として添付しております。

#### （1）【貸借対照表】

（単位：千円）

	第30期 （平成27年3月31日現在）	第31期 （平成28年3月31日現在）
（資産の部）		
流動資産		
現金・預金	12,051,921	12,951,736
金銭の信託	14,169,657	13,094,914
前払費用	57,309	44,951
未収委託者報酬	4,622,292	4,460,404
未収運用受託報酬	1,737,052	1,859,778
未収投資助言報酬	2 312,206	2 277,603
未収収益	260,845	205,097
繰延税金資産	411,797	341,078
その他	46,782	40,689
流動資産計	33,669,865	33,276,255
固定資産		

有形固定資産		432,933		658,607
建物	1	138,967	1	29,219
車両運搬具	1	941	1	549
器具備品	1	243,908	1	184,683
建設仮勘定		49,116		444,155
無形固定資産		1,912,472		1,706,201
商標権	1	101	1	7
ソフトウェア	1	1,702,633	1	1,645,861
ソフトウェア仮勘定		202,399		53,036
電話加入権		7,148		7,148
電信電話専用施設利用権	1	188	1	146
投資その他の資産		4,343,365		6,497,772
投資有価証券		613,137		458,701
関係会社株式		2,316,596		3,229,196
繰延税金資産		582,861		679,092
差入保証金		733,907		2,040,945
その他		96,862		89,835
固定資産計		6,688,771		8,862,580
資産合計		40,358,637		42,138,836

(単位：千円)

	第30期 (平成27年3月31日現在)	第31期 (平成28年3月31日現在)
(負債の部)		
流動負債		
預り金	1,605,579	966,681
未払金	2,515,377	2,055,332
未払償還金	49,873	49,873
未払手数料	1,836,651	1,744,274
その他未払金	628,852	261,185
未払費用	2 2,196,267	2 3,076,566
未払法人税等	1,539,263	1,223,957
未払消費税等	671,243	352,820
賞与引当金	722,343	728,769
その他	30,000	-
流動負債計	9,280,074	8,404,128
固定負債		
退職給付引当金	868,928	997,396
役員退職慰労引当金	110,465	154,535
固定負債計	979,394	1,151,932
負債合計	10,259,468	9,556,060

(純資産の部)			
株主資本			
資本金		2,000,000	2,000,000
資本剰余金		2,428,478	2,428,478
資本準備金		2,428,478	2,428,478
利益剰余金		25,417,784	28,000,340
利益準備金		123,293	123,293
その他利益剰余金			
別途積立金		19,480,000	22,030,000
研究開発積立金		300,000	300,000
運用責任準備積立金		200,000	200,000
繰越利益剰余金		5,314,491	5,347,047
	株主資本計	29,846,262	32,428,818
評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金		252,905	153,956
	評価・換算差額等計	252,905	153,956
純資産合計		30,099,168	32,582,775
負債・純資産合計		40,358,637	42,138,836

## (2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	第30期 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)		第31期 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	
	営業収益			
委託者報酬	28,170,831		30,188,445	
運用受託報酬	7,064,021		7,595,678	
投資助言報酬	1,032,659		993,027	
その他営業収益	828,240		724,211	
		営業収益計		39,501,363
営業費用				
支払手数料	12,416,659		12,946,176	
広告宣伝費	527,620		468,931	
公告費	288		258	
調査費	6,317,052		7,616,390	
調査費	4,129,778		4,969,812	
委託調査費	2,187,273		2,646,578	
委託計算費	385,121		412,257	
営業雑経費	488,963		548,183	
通信費	34,089		34,855	
印刷費	414,215		436,756	
協会費	24,177		23,698	
諸会費	37		40	
支払販売手数料	16,443		52,833	
		営業費用計		21,992,198
一般管理費				
給料	5,260,910		5,382,757	
役員報酬	242,666		242,446	
給料・手当	4,378,307		4,431,015	
賞与	639,936		709,295	
交際費	37,625		43,975	

寄付金	2,697		2,628	
旅費交通費	242,164		254,276	
租税公課	127,947		180,892	
不動産賃借料	686,770		1,128,367	
退職給付費用	218,863		226,460	
固定資産減価償却費	628,056		902,248	
福利厚生費	33,310		36,173	
修繕費	13,807		31,617	
賞与引当金繰入額	722,343		728,769	
役員退職慰労引当金繰入額	50,327		49,320	
役員退職慰労金	25,501		5,250	
機器リース料	87		140	
事務委託費	231,303		251,913	
事務用消耗品費	67,208		70,839	
器具備品費	5,869		14,182	
諸経費	135,032		214,532	
一般管理費計		8,489,827		9,524,346
営業利益		8,470,220		7,984,819

(単位：千円)

	第30期 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)		第31期 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	
	営業外収益			
受取配当金		17,346		25,274
受取利息		2,404		2,079
時効成立分配金・償還金		974		-
為替差益		652		3,996
雑収入		1,822		6,693
営業外収益計		23,200		38,044
営業外費用				
金銭の信託運用損		163,033		305,368
時効成立後支払分配金・償還金		65		-
外国税支払損失		47,515		-
営業外費用計		210,614		305,368
経常利益		8,282,806		7,717,494
特別利益				
投資有価証券売却益		-		3,377
特別利益計		-		3,377
特別損失				
固定資産除却損	1	12,988	1	624
固定資産売却損	2	-	2	2,653
ゴルフ会員権売却損		1,080		-
ゴルフ会員権評価損		-		6,307
関係会社株式評価損		202,477		-
特別損失計		216,547		9,584

税引前当期純利益		8,066,259		7,711,286
法人税、住民税及び事業税		2,969,684		2,557,305
法人税等調整額		29,428		27,424
法人税等合計		2,940,256		2,584,730
当期純利益		5,126,003		5,126,556

## ( 3 ) 【株主資本等変動計算書】

第30期（自平成26年4月1日至平成27年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金		利益剰余金					株主資本 合計
		資本準備金	利益 準備金	その他利益剰余金				利益剰余金 合計	
				別途積立 金	研究開発 積立金	運用責 任準備 積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	2,000,000	2,428,478	123,293	17,130,000	300,000	200,000	4,735,451	22,488,744	26,917,222
会計方針の変更 による累積的影 響額							131,037	131,037	131,037
会計方針の変更を 反映した当期首残 高	2,000,000	2,428,478	123,293	17,130,000	300,000	200,000	4,866,488	22,619,781	27,048,259
当期変動額									
剰余金の配当							2,328,000	2,328,000	2,328,000
別途積立金の 積立				2,350,000			2,350,000	-	-
当期純利益							5,126,003	5,126,003	5,126,003
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)									
当期変動額合計	-	-	-	2,350,000	-	-	448,003	2,798,003	2,798,003
当期末残高	2,000,000	2,428,478	123,293	19,480,000	300,000	200,000	5,314,491	25,417,784	29,846,262

	評価・換算 差額等	純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	
当期首残高	243,159	27,160,381
会計方針の変更 による累積的影 響額		131,037
会計方針の変更を 反映した当期首残 高	243,159	27,291,419

当期変動額		
剰余金の配当		2,328,000
別途積立金の積立		-
当期純利益		5,126,003
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	9,746	9,746
当期変動額合計	9,746	2,807,749
当期末残高	252,905	30,099,168

第31期（自平成27年4月1日至平成28年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本								株主資本合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金					利益剰余金合計	
			資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金				
					別途積立金	研究開発積立金	運用責任準備積立金		
当期首残高	2,000,000	2,428,478	123,293	19,480,000	300,000	200,000	5,314,491	25,417,784	29,846,262
会計方針の変更による累積的影響額									
会計方針の変更を反映した当期首残高	2,000,000	2,428,478	123,293	19,480,000	300,000	200,000	5,314,491	25,417,784	29,846,262
当期変動額									
剰余金の配当							2,544,000	2,544,000	2,544,000
別途積立金の積立				2,550,000			2,550,000	-	-
当期純利益							5,126,556	5,126,556	5,126,556
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									
当期変動額合計	-	-	-	2,550,000	-	-	32,556	2,582,556	2,582,556
当期末残高	2,000,000	2,428,478	123,293	22,030,000	300,000	200,000	5,347,047	28,000,340	32,428,818

	評価・換算差額等	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	
当期首残高	252,905	30,099,168

会計方針の変更による累積的影響額		
会計方針の変更を反映した当期首残高	252,905	30,099,168
当期変動額		
剰余金の配当		2,544,000
別途積立金の積立		-
当期純利益		5,126,556
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	98,949	98,949
当期変動額合計	98,949	2,483,607
当期末残高	153,956	32,582,775

### 重要な会計方針

項目	第31期 (自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 子会社株式及び関連会社株式 ：移動平均法による原価法 (2) その他有価証券 時価のあるもの：決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) 時価のないもの：移動平均法による原価法
2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法	時価法
3. デリバティブの評価基準及び評価方法	時価法
4. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法によっております。 (2) 無形固定資産 自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。それ以外の無形固定資産については、定額法によっております。
5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、期末日の直物等為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

6. 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金は、一般債権は貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権は個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 賞与引当金は、従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来支給見込額を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>数理計算上の差異：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理</p> <p>過去勤務費用：発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を費用処理</p> <p>(4) 役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支払に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。</p>
7. 消費税等の処理方法	税抜方式によっております。

### 未適用の会計基準等

第31期（自平成27年4月1日 至平成28年3月31日）
「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）
<p>(1) 概要 本適用指針は、主に日本公認会計士協会監査委員会報告第66号「繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い」において定められている繰延税金資産の回収可能性に関する指針について基本的にその内容を引き継いだ上で、一部見直しが行われたものです。</p> <p>(2) 適用予定日 平成28年4月1日以後に開始する事業年度の期首から適用予定であります。</p> <p>(3) 当該会計基準等の適用による影響 当該適用指針の適用による影響は、評価中であります。</p>

### 会計上の見積りの変更

第31期（自平成27年4月1日 至平成28年3月31日）
------------------------------



当社は、追加情報に記載のとおり、当社、みずほ信託銀行株式会社、みずほ投信投資顧問株式会社及び新光投信株式会社間の統合基本合意書に基づき、資産運用機能の統合に向けた協議・準備を進めております。これに伴い、当事業年度において、本社オフィスに係る内部造作物等の有形固定資産及び無形固定資産の見積り耐用年数の見直しを行い、将来にわたり変更しております。

また、本社オフィスの不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務として資産除去債務の合理的な見積りが可能となったため、見積額の変更を行っております。なお、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、当事業年度の負担に属する金額を費用計上する方法によっております。

これにより、従来の方と比べて、当事業年度の減価償却費が161,916千円、不動産賃借料が42,917千円増加し、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ204,834千円減少しております。

## 追加情報

### 第31期（自平成27年4月1日 至平成28年3月31日）

当社は、平成27年9月30日付で締結した当社、みずほ信託銀行株式会社（取締役社長 中野 武夫）、みずほ投信投資顧問株式会社（取締役社長 中村 英剛）及び新光投信株式会社（取締役社長 後藤 修一）間の統合基本合意書に基づき、資産運用機能の統合に向けた協議・準備を進めてまいりましたが、平成28年3月3日付で新会社に係わる以下事項につき内定いたしました。

1. 商号 : アセットマネジメントOne 株式会社
2. 代表者 : 西 恵正（現 D I A Mアセットマネジメント株式会社 代表取締役社長）
3. 本店所在地 : 東京都千代田区丸の内1 8 2
4. 統合日 : 平成28年10月1日

## 注記事項

（貸借対照表関係）

### 1. 固定資産の減価償却累計額

（千円）

	第30期 （平成27年3月31日現在）	第31期 （平成28年3月31日現在）
建物	582,075	767,802
車両運搬具	3,981	4,374
器具備品	735,461	562,853
商標権	836	930
ソフトウェア	2,015,473	2,613,791
電信電話専用施設利用権	1,408	1,451

### 2. 関係会社項目

関係会社に関する資産及び負債には区分掲記されたもののほか次のものが含まれております。

（千円）

		第30期 （平成27年3月31日現在）	第31期 （平成28年3月31日現在）
流動資産	未収投資助言報酬	311,994	276,211
流動負債	未払費用	492,035	622,004

（損益計算書関係）

## 1. 固定資産除却損の内訳

(千円)

	第30期 (自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)	第31期 (自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)
器具備品	0	182
ソフトウェア	12,988	442

## 2. 固定資産売却損の内訳

(千円)

	第30期 (自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)	第31期 (自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)
器具備品	-	2,653

(株主資本等変動計算書関係)

第30期(自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)

## 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

発行済株式の種類	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
普通株式	24,000	-	-	24,000
合計	24,000	-	-	24,000

## 2. 配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金の 総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成26年6月30日 定時株主総会	普通 株式	2,328,000	97,000	平成26年3月31日	平成26年7月1日

## (2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議	株式の 種類	配当の 原資	配当金の 総額 (千円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年6月29日 定時株主総会	普通 株式	利益剰 余金	2,544,000	106,000	平成27年3月31日	平成27年6月30日

第31期(自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)

## 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

発行済株式の種類	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
普通株式	24,000	-	-	24,000

合計	24,000	-	-	24,000
----	--------	---	---	--------

## 2. 配当に関する事項

### (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成27年6月29日 定時株主総会	普通 株式	2,544,000	106,000	平成27年3月31日	平成27年6月30日

### (2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

平成28年6月29日開催予定の定時株主総会において、以下のとおり決議を予定しております。

決議	株式の種類	配当の 原資	配当金の 総額 (千円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日
平成28年6月29日 定時株主総会	普通 株式	利益剰 余金	2,544,000	106,000	平成28年3月31日	平成28年6月30日

## (金融商品関係)

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

資金運用については短期的な預金等に限定しております。

デリバティブ取引は、後述するリスクを低減する目的で行っております。取引は実需の範囲内でのみ利用することとしており、投機的な取引は行わない方針であります。

取引の方針については社内会議で審議のうえ個別決裁により決定し、取引の実行とその内容の確認についてはそれぞれ担当所管を分離して実行しております。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

投資有価証券の主な内容は、政策投資目的で保有している株式であります。

金銭の信託の主な内容は、当社運用ファンドの安定運用を主な目的として資金投入した投資信託及びデリバティブ取引であります。金銭の信託に含まれる投資信託は為替及び市場価格の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引を利用して一部リスクを低減しております。

長期差入保証金の主な内容は、本社オフィス等の不動産賃借契約に基づき差し入れた敷金等であります。

金銭の信託に含まれるデリバティブ取引は為替予約取引、株価指数先物取引及び債券先物取引であり、金銭の信託に含まれる投資信託に係る為替及び市場価格の変動リスクを低減する目的で行っております。

#### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

為替相場及び株式相場の変動によるリスクを有しておりますが、取引先は信用度の高い金融機関に限定しているため、相手方の契約不履行によるリスクはほとんどないと認識しております。

市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

組織規程における分掌業務の定めに基づき、リスク管理担当所管にて、取引残高、損益及びリスク量等の実績管理を行い、定期的に社内委員会での報告を実施しております。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

取引実行担当所管からの報告に基づき、資金管理担当所管が資金繰計画を確認するとともに、十分な手許流動性を維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

## (4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注2）参照）。

## 第30期（平成27年3月31日現在）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金・預金	12,051,921	12,051,921	-
(2) 金銭の信託	14,169,657	14,169,657	-
(3) 投資有価証券 その他有価証券	532,891	532,891	-
資産計	26,754,470	26,754,470	-
(1) 未払法人税等	1,539,263	1,539,263	-
負債計	1,539,263	1,539,263	-

## 第31期（平成28年3月31日現在）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金・預金	12,951,736	12,951,736	-
(2) 金銭の信託	13,094,914	13,094,914	-
(3) 投資有価証券 その他有価証券	381,005	381,005	-
資産計	26,427,656	26,427,656	-
(1) 未払法人税等	1,223,957	1,223,957	-
負債計	1,223,957	1,223,957	-

## (注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

## (1) 現金・預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

## (2) 金銭の信託

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券について、投資信託は基準価額によっております。また、デリバティブ取引は取引相手先金融機関より提示された価格によっております。

## (3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、投資信託は基準価額によっております。

負 債

## (1) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（千円）

区分	第30期 （平成27年3月31日現在）	第31期 （平成28年3月31日現在）
非上場株式	80,246	77,696
関係会社株式	2,316,596	3,229,196
差入保証金	733,907	2,040,945

非上場株式は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3)投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

関係会社株式は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

前事業年度において、関係会社株式について202,477千円の減損処理を行っております。

差入保証金は、本社オフィス等の不動産賃貸契約に基づき差し入れた敷金等であり、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

（注3）金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第30期（平成27年3月31日現在）

	1年以内 （千円）	1年超5年以内 （千円）	5年超10年以内 （千円）	10年超 （千円）
(1) 預金	12,051,921	-	-	-
合計	12,051,921	-	-	-

第31期（平成28年3月31日現在）

	1年以内 （千円）	1年超5年以内 （千円）	5年超10年以内 （千円）	10年超 （千円）
(1) 預金	12,951,736	-	-	-
合計	12,951,736	-	-	-

（注4）社債、新株予約権付社債及び長期借入金の決算日後の返済予定額

該当事項はありません。

（有価証券関係）

1. 売買目的有価証券

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券

該当事項はありません。

3. 子会社株式及び関連会社株式

関係会社株式（第30期の貸借対照表計上額2,316,596千円、第31期の貸借対照表計上額3,229,196千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

4. その他有価証券

第30期（平成27年3月31日現在）

（千円）

区分	貸借対照表日における 貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
株式	516,710	146,101	370,608
債券	-	-	-
その他（投資信託）	16,181	13,000	3,181
小計	532,891	159,101	373,789
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他（投資信託）	-	-	-
小計	-	-	-
合計	532,891	159,101	373,789

（注）非上場株式（貸借対照表計上額80,246千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

第31期（平成28年3月31日現在）

（千円）

区分	貸借対照表日における 貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
株式	365,683	146,101	219,581
債券	-	-	-
その他（投資信託）	15,322	13,000	2,322
小計	381,005	159,101	221,903
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他（投資信託）	-	-	-
小計	-	-	-
合計	381,005	159,101	221,903

（注）非上場株式（貸借対照表計上額77,696千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

5. 当該事業年度中に売却した満期保有目的の債券  
該当事項はありません。

6. 当該事業年度中に売却したその他有価証券  
第30期（自平成26年4月1日 至平成27年3月31日）  
該当事項はありません。

第31期（自平成27年4月1日 至平成28年3月31日）

区分	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
その他有価証券	5,927	3,377	-

7. 減損処理を行った有価証券  
該当事項はありません。

(金銭の信託関係)

1. 運用目的の金銭の信託

第30期 (平成27年3月31日現在)

	貸借対照表日における 貸借対照表計上額(千円)	当事業年度の損益に含まれた 評価差額(千円)
運用目的の金銭の信託	14,169,657	2,544,066

第31期 (平成28年3月31日現在)

	貸借対照表日における 貸借対照表計上額(千円)	当事業年度の損益に含まれた 評価差額(千円)
運用目的の金銭の信託	13,094,914	825,986

2. 満期保有目的の金銭の信託  
該当事項はありません。
3. その他の金銭の信託  
該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引  
該当事項はありません。
2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引  
該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度(非積立型制度であります)を、また、確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を採用しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(千円)

	第30期 (自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)	第31期 (自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)
退職給付債務の期首残高	1,079,828	973,035
会計方針の変更による累積的影響額	203,600	-

会計方針の変更を反映した期首残高	876,227	973,035
勤務費用	128,297	134,944
利息費用	7,798	8,660
数理計算上の差異の発生額	10,345	21,441
退職給付の支払額	49,633	51,531
過去勤務費用の発生額	-	-
退職給付債務の期末残高	973,035	1,086,550

## (2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(千円)

	第30期 (自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)	第31期 (自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)
非積立型制度の退職給付債務	973,035	1,086,550
未積立退職給付債務	973,035	1,086,550
未認識数理計算上の差異	89,550	79,449
未認識過去勤務費用	14,556	9,704
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	868,928	997,396
退職給付引当金	868,928	997,396
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	868,928	997,396

## (3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(千円)

	第30期 (自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)	第31期 (自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)
勤務費用	128,297	134,944
利息費用	7,798	8,660
数理計算上の差異の費用処理額	33,455	31,542
過去勤務費用の費用処理額	4,852	4,852
確定給付制度に係る退職給付費用	174,402	179,999

## (4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

	第30期 (自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)	第31期 (自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)
割引率	0.89%	0.89%

## 3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、第30期事業年度43,461千円、第31期事業年度44,193千円であります。

## (税効果会計関係)

## 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第30期 (平成27年3月31日現在)	第31期 (平成28年3月31日現在)
繰延税金資産	(千円)	(千円)



未払事業税	118,238	79,702
未払事業所税	5,527	5,581
賞与引当金	239,095	224,898
未払法定福利費	30,557	28,395
未払確定拠出年金掛金	2,650	2,500
外国税支払損失	15,727	-
資産除去債務	-	13,244
減価償却超過額（一括償却資産）	2,158	3,389
減価償却超過額	130,844	136,503
繰延資産償却超過額（税法上）	2,710	1,339
退職給付引当金	281,232	305,591
役員退職慰労引当金	35,724	47,318
ゴルフ会員権評価損	1,940	3,768
関係会社株式評価損	176,106	166,740
その他有価証券評価差額金	-	1,196
繰延税金資産合計	1,042,515	1,020,171
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	47,855	-
繰延税金負債合計	47,855	-
差引繰延税金資産の純額	994,659	1,020,171

## 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため、注記を省略しております。

## 3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年3月31日に公布され、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率の引下げが行われることになりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の32.34%から、平成28年4月1日に開始する事業年度から平成29年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については30.86%に、平成30年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については30.62%となります。

この変更により、当事業年度末の繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は53,300千円減少し、当事業年度に計上された法人税等調整額は57,117千円増加し、その他有価証券評価差額金は3,816千円増加しております。

### （資産除去債務関係）

当社は建物所有者との間で不動産賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約及び法令上の資産除去債務を認識しております。

なお、当該賃貸借契約に関連する長期差入保証金（敷金）が計上されているため、資産除去債務の負債計上に代えて、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用計上し、直接減額しております。

## （セグメント情報等）

## 1．セグメント情報

当社は、投資信託及び投資顧問を主とした資産運用業の単一事業であるため、記載を省略しております。

## 2．関連情報

## 第30期（自平成26年4月1日 至平成27年3月31日）

## （1）サービスごとの情報

	投資信託 （千円）	投資顧問 （千円）	その他 （千円）	合計 （千円）
営業収益	28,170,831	8,096,680	828,240	37,095,752

（注）一般企業の売上高に代えて、営業収益を記載しております。

## （2）地域ごとの情報

## 営業収益

当社は、本邦の外部顧客に対する営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

## 有形固定資産

当社は、本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

## （3）主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する営業収益で損益計算書の営業収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

## 第31期（自平成27年4月1日 至平成28年3月31日）

## （1）サービスごとの情報

	投資信託 （千円）	投資顧問 （千円）	その他 （千円）	合計 （千円）
営業収益	30,188,445	8,588,706	724,211	39,501,363

（注）一般企業の売上高に代えて、営業収益を記載しております。

## （2）地域ごとの情報

## 営業収益

当社は、本邦の外部顧客に対する営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

## 有形固定資産

当社は、本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

## （3）主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する営業収益で損益計算書の営業収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

## （関連当事者との取引）

## (1)親会社及び法人主要株主等

第30期（自平成26年4月1日 至平成27年3月31日）

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
その他 の 関 係 会 社	第一生命保険株式会 社	東京都千代田区	3,431億円	生命保険業	(被所有)直接50%	兼務2名, 出向3名, 転籍2名	資産運用の助言	資産運用の助言の顧問料の受入	862,448	未収投資助言報酬	237,575

第31期（自平成27年4月1日 至平成28年3月31日）

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
その他 の 関 係 会 社	第一生命保険株式会 社	東京都千代田区	3,431億円	生命保険業	(被所有)直接50%	兼務2名, 出向3名, 転籍2名	資産運用の助言	資産運用の助言の顧問料の受入	795,405	未収投資助言報酬	207,235

## 取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 資産運用の助言の顧問料は、一般的取引条件を定めた規定に基づく個別契約により決定しております。

(注2) 上記の取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には、消費税等が含まれております。

## (2)子会社等

第30期（自平成26年4月1日 至平成27年3月31日）

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
	DIAM International Ltd	London United Kingdom	4,000千GBP	資産の運用	(所有)直接100%	兼務2名	当社預り資産の運用	当社預り資産の運用の顧問料の支払	658,756	未払費用	235,583

子会社	DIAM U.S.A., Inc.	New York U.S.A.	4,000千USD	資産の運用	(所有)直接100%	兼務2名	当社預り資産の運用	当社預り資産の運用の顧問料の支払	383,980	未払費用	173,074
	DIAM SINGAPORE PTE.LTD.	Central Singapore	1,100,000千円	資産の運用	(所有)直接100%	兼務2名	当社預り資産の運用	増資の引受	400,000	-	-

## 第31期（自平成27年4月1日 至平成28年3月31日）

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員 の兼 任等	事業上 の 関係				
子会社	DIAM International Ltd	London United Kingdom	9,000千GBP	資産の運用	(所有)直接100%	兼務2名	当社預り資産の運用	当社預り資産の運用の顧問料の支払	800,617	未払費用	308,974
								増資の引受	912,600	-	-
	DIAM U.S.A., Inc.	New York U.S.A.	4,000千USD	資産の運用	(所有)直接100%	兼務2名	当社預り資産の運用	当社預り資産の運用の顧問料の支払	473,948	未払費用	157,130

## 取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 資産運用の顧問料は、一般的取引条件を勘案した個別契約により決定しております。

(注2) 上記の取引金額及び期末残高には免税取引のため、消費税等は含まれておりません。

(注3) 増資の引受は、子会社が行った増資を引き受けたものであります。

## (3)兄弟会社等

## 第30期（自平成26年4月1日 至平成27年3月31日）

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員 の兼 任等	事業上 の 関係				

その他の 関係会社の子会社	株式会社 みずほ 銀行	東京都 千代 田区	14,040 億円	銀行 業	-	-	当社設定 投資信託 の販売、 預金取引	投資信託 の販売代 行手数料  預金の預 入 (純 額)  受取利息	2,217,439  551,351  2,139	未払 手数料  現金・ 預金  未収 収益	306,365  11,276,198  71
	みずほ 第一 フィナ ンシャル テクノ ロジー株 式会社	東京都 千代 田区	2億円	金融 技術 研究等	-	兼務 1名	当社預り 資産の助 言  業務委託 料の支払	当社預り 資産の助 言の顧問 料の支払  業務委託 料の支払	407,531  8,540	未払 費用  未払 金	240,725  6,501
	資産管 理サー ビス信 託銀行 株式会 社	東京都 中央 区	500 億円	資産 管理等	-	-	当社信託 財産の運 用	信託元本 の追加 (純額)  信託報酬 の支払	3,500,000  8,254	金銭 の信 託	14,169,657

## 第31期（自平成27年4月1日 至平成28年3月31日）

属性	会社等 の名称	住所	資本金 又は出 資金	事業 の内容又 は職業	議決 権等 の所有(被 所有) 割合	関係内容		取引の内 容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員 の兼 任等	事業上 の関係				
その 他の	株式会 社 みずほ 銀行	東京都 千代 田区	14,040 億円	銀行 業	-	兼務 1名	当社設定 投資信託 の販売、 預金取引	投資信託 の販売代 行手数料  預金の預 入 (純 額)  受取利息	3,023,040  879,733  1,787	未払 手数料  現金・ 預金  未収 収益	372,837  12,155,931  123

関係会社の子会社	みずほ第一フィナンシャルテクノロジー株式会社	東京都千代田区	2億円	金融技術研究等	-	兼務1名	当社預り資産の助言	当社預り資産の助言の顧問料の支払	557,013	未払費用	292,861
								業務委託料の支払	8,540	未払金	7,581
	資産管理サービス信託銀行株式会社	東京都中央区	500億円	資産管理等	-	-	当社信託財産の運用	信託元本の払戻（純額）	700,000	金銭の信託	13,094,914
							信託報酬の支払	8,336			

## 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 投資信託の販売代行手数料は、一般的取引条件を勘案した個別契約により決定しております。
- (注2) 資産の助言の顧問料は、一般的取引条件を勘案した個別契約により決定しております。
- (注3) 上記の取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には、消費税等が含まれております。
- (注4) 預金取引は、市場金利を勘案した利率が適用されております。
- (注5) 信託報酬は、一般的取引条件を勘案した料率が適用されております。

## (1株当たり情報)

	第30期 (自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)	第31期 (自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)
1株当たり純資産額	1,254,132円02銭	1,357,615円66銭
1株当たり当期純利益金額	213,583円46銭	213,606円51銭

(注1) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。

(注2) 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第30期 (自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)	第31期 (自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)
当期純利益	5,126,003千円	5,126,556千円
普通株主に帰属しない金額	-	-
普通株式に係る当期純利益	5,126,003千円	5,126,556千円
期中平均株式数	24,000株	24,000株

## (重要な後発事象)

該当事項はありません。

## (参考)みずほ投信投資顧問株式会社の経理状況

当該(参考)において、みずほ投信投資顧問株式会社を「当社」という。

1 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに

同規則第2条の規定により「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づいて作成しております。

- 2 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)の財務諸表について新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

## 独立監査人の監査報告書

平成28年6月10日

みずほ投信投資顧問株式会社

取締役会 御中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	江見 睦生 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	亀井 純子 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているみずほ投信投資顧問株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第53期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

#### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、みずほ投信投資顧問株式会社の平成28年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 強調事項

追加情報に記載されているとおり、会社は平成27年9月30日付の「統合基本合意書」に基づき、平成28年3月3日付で新会社に係わる一部主要事項を内定している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)1. 上記は、当社が監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。  
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

(1) 貸借対照表

	(単位： 千円)	
	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
<b>資産の部</b>		
<b>流動資産</b>		
現金及び預金	20,801,864	20,903,257
有価証券	127,840	82,540
前払費用	156,891	157,231
未収委託者報酬	1,827,951	2,183,032
未収運用受託報酬	1,812,198	1,713,643
繰延税金資産	185,882	162,369
その他流動資産	159,069	293,051
貸倒引当金	1,092	1,185
<b>流動資産合計</b>	<b>25,070,606</b>	<b>25,493,940</b>
<b>固定資産</b>		
<b>有形固定資産</b>		
建物（純額）	124,850	100,000
工具、器具及び備品（純額）	71,443	90,655
リース資産（純額）	2,140	818
<b>有形固定資産合計</b>	<b>1 198,434</b>	<b>1 191,474</b>
<b>無形固定資産</b>		
電話加入権	12,747	12,747
その他無形固定資産	65	35
<b>無形固定資産合計</b>	<b>12,812</b>	<b>12,782</b>
<b>投資その他の資産</b>		
投資有価証券	3,987,168	3,260,206
長期差入保証金	360,258	340,503
前払年金費用	331,766	346,659
会員権	8,400	8,400
その他	23,186	19,551
貸倒引当金	19,534	19,404
<b>投資その他の資産合計</b>	<b>4,691,245</b>	<b>3,955,916</b>
<b>固定資産合計</b>	<b>4,902,492</b>	<b>4,160,172</b>
<b>資産合計</b>	<b>29,973,099</b>	<b>29,654,112</b>
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
預り金	77,889	29,699
リース債務	2,648	1,202
<b>未払金</b>		
未払収益分配金	746	833
未払償還金	5,716	3,906
未払手数料	819,341	838,064
その他未払金	86,205	9,022
<b>未払金合計</b>	<b>912,009</b>	<b>851,826</b>
未払費用	2,038,097	1,896,033
未払法人税等	393,574	570,376
未払消費税等	426,857	227,078
賞与引当金	328,900	318,000
その他流動負債	3,075	999
<b>流動負債合計</b>	<b>4,183,052</b>	<b>3,895,216</b>
<b>固定負債</b>		
リース債務	2,088	886
役員退職慰労引当金	104,240	147,427
時効後支払損引当金	8,128	6,471



繰延税金負債	306,725	38,000
その他固定負債	6,926	1,931
固定負債合計	428,109	194,716
負債合計	4,611,161	4,089,932
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,045,600	2,045,600
資本剰余金		
資本準備金	2,266,400	2,266,400
その他資本剰余金	2,450,074	2,450,074
資本剰余金合計	4,716,474	4,716,474
利益剰余金		
利益準備金	128,584	128,584
その他利益剰余金		
配当準備積立金	104,600	104,600
退職慰労積立金	100,000	100,000
別途積立金	9,800,000	9,800,000
繰越利益剰余金	7,739,742	8,908,993
利益剰余金合計	17,872,927	19,042,177
自己株式	-	377,863
株主資本合計	24,635,002	25,426,389
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	726,935	137,791
評価・換算差額等合計	726,935	137,791
純資産合計	25,361,937	25,564,180
負債純資産合計	29,973,099	29,654,112

## (2) 損益計算書

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	17,538,139	17,358,667
運用受託報酬	4,463,429	5,050,661
営業収益合計	22,001,569	22,409,329
営業費用		
支払手数料	8,480,510	7,999,728
広告宣伝費	247,790	205,521
公告費	1,140	152
調査費		
調査費	1,259,067	1,312,466
委託調査費	4,883,037	5,299,598
図書費	4,308	3,703
調査費合計	6,146,412	6,615,769
委託計算費	101,919	116,405
営業雑経費		
通信費	59,454	46,151
印刷費	128,143	246
協会費	18,777	20,221
諸会費	2,540	2,317
その他	855,319	958,635
営業雑経費合計	1,064,234	1,027,572
営業費用合計	16,042,008	15,965,148
一般管理費		
給料		
役員報酬	142,983	143,812
給料手当	1,832,723	1,905,880
賞与	295,180	304,122
給料合計	2,270,886	2,353,814

交際費	775	775
寄付金	-	221
旅費交通費	91,851	87,228
租税公課	51,783	76,075
不動産賃借料	339,964	305,351
退職給付費用	126,451	119,608
福利厚生費	368,622	370,689
貸倒引当金繰入	-	93
賞与引当金繰入	319,122	301,698
役員退職慰労引当金繰入	27,249	47,768
固定資産減価償却費	31,216	44,257
諸経費	358,817	269,502
一般管理費合計	3,986,740	3,977,085
営業利益	1,972,819	2,467,095
営業外収益		
受取配当金	7,027	4,242
受取利息	7,340	7,633
有価証券解約益	953	50,674
有価証券償還益	-	56,303
時効到来償還金等	21,856	1,962
時効後支払損引当金戻入額	-	1,311
雑収入	51,171	20,993
営業外収益合計	88,349	143,121
営業外費用		
有価証券解約損	-	278
有価証券償還損	2,197	2,641
ヘッジ会計に係る損失	2,240	-
時効後支払損引当金繰入額	17,685	-
雑損失	63,198	6,767
営業外費用合計	85,321	9,688
経常利益	1,975,847	2,600,528
特別利益		
投資有価証券売却益	10,500	-
特別利益合計	10,500	-
特別損失		
減損損失	1	51,292
事業再構築費用	2	125,173
外国税負担損失	3	53,547
貸倒引当金繰入		19,534
特別損失合計		249,548
税引前当期純利益	1,736,799	2,600,528
法人税、住民税及び事業税	616,760	839,827
法人税等調整額	16,247	40,166
法人税等合計	633,008	879,993
当期純利益	1,103,790	1,720,534

## (3) 株主資本等変動計算書

前事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	2,045,600	2,266,400	2,450,074	4,716,474
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				

株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				
当期変動額合計				
当期末残高	2,045,600	2,266,400	2,450,074	4,716,474

	株主資本						
	利益剰余金						株主資本合計
	利益準備金	その他利益剰余金				利益剰余金合計	
配当準備積立金		退職慰労積立金	別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	128,584	104,600	100,000	9,800,000	6,988,395	17,121,579	23,883,654
当期変動額							
剰余金の配当					352,443	352,443	352,443
当期純利益					1,103,790	1,103,790	1,103,790
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当期変動額合計					751,347	751,347	751,347
当期末残高	128,584	104,600	100,000	9,800,000	7,739,742	17,872,927	24,635,002

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	41,248	41,248	23,842,406
当期変動額			
剰余金の配当			352,443
当期純利益			1,103,790
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	768,183	768,183	768,183
当期変動額合計	768,183	768,183	1,519,530
当期末残高	726,935	726,935	25,361,937

当事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	2,045,600	2,266,400	2,450,074	4,716,474
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
自己株式の取得				
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				
当期変動額合計				
当期末残高	2,045,600	2,266,400	2,450,074	4,716,474

	株主資本							
	利益剰余金						自己株式	株主資本 合計
	利益 準備金	その他利益剰余金				利益剰余 金合計		
配当準備 積立金		退職慰労 積立金	別途 積立金	繰越利益剰 余金				
当期首残高	128,584	104,600	100,000	9,800,000	7,739,742	17,872,927	-	24,635,002
当期変動額								
剰余金の配当					551,284	551,284		551,284
当期純利益					1,720,534	1,720,534		1,720,534
自己株式の取得							377,863	377,863
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）								
当期変動額合計					1,169,250	1,169,250	377,863	791,386
当期末残高	128,584	104,600	100,000	9,800,000	8,908,993	19,042,177	377,863	25,426,389

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	726,935	726,935	25,361,937
当期変動額			
剰余金の配当			551,284
当期純利益			1,720,534
自己株式の取得			377,863
株主資本以外の項 目の当期変動額 （純額）	589,143	589,143	589,143
当期変動額合計	589,143	589,143	202,242
当期末残高	137,791	137,791	25,564,180

## 重要な会計方針

### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

### 2. デリバティブ取引等の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

### 3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については定額法）を採用しております。

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

(3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定率法を採用しております。

### 4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

当社の自己査定基準に基づき、一般債権については予想損失率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

- (2) 賞与引当金  
従業員に対する賞与の支払いに備えるため、将来の支給見込額のうち当期の負担額を計上しております。
  - (3) 退職給付引当金（前払年金費用）  
従業員に対する退職給付に備えるため、決算日における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、決算日において発生していると認められる額を計上しております。
  - (4) 役員退職慰労引当金  
役員退職慰労金の支給に備えて、内規に基づく期末要支給額を計上しております。（執行役員に対する退職慰労引当金を含む。）
  - (5) 時効後支払損引当金  
時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。
5. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準  
外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
6. ヘッジ会計の方法
- (1) ヘッジ会計の方法  
時価ヘッジによっております。
  - (2) ヘッジ手段とヘッジ対象  
ヘッジ手段...株価指数先物取引  
ヘッジ対象...有価証券
  - (3) ヘッジ方針  
当社が保有する有価証券の投資リスクを低減させるためにヘッジ取引を行っております。
  - (4) ヘッジの有効性評価の方法  
ヘッジ対象とヘッジ手段の価格変動の相関関係を継続的に計測してヘッジの有効性を評価しております。
7. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項  
消費税等の会計処理  
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

#### 未適用の会計基準等

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）

##### 1. 概要

本適用指針は、主に日本公認会計士協会監査委員会報告第66号「繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い」において定められている繰延税金資産の回収可能性に関する指針について基本的にその内容を引き継いだ上で、一部見直しが行われたものです。

##### 2. 適用予定日

当社は、当該適用指針を平成28年4月1日に開始する事業年度の期首から適用する予定であります。

##### 3. 当該会計基準等の適用による影響

当該適用指針の適用による影響は、軽微であります。

#### 会計上の見積りの変更に関する注記

当社は、「追加情報」に記載のとおり、当社、DIAMアセットマネジメント株式会社、みずほ信託銀行株式会社及び新光投信株式会社間の統合基本合意書に基づき、資産運用機能の統合に向けた協議・準備を進めております。これに伴い、当事業年度において、本社オフィスに係る内部造作物等の有形固定資産の見積り耐用年数の見直しを行い、将来にわたり変更しております。また、本社オフィスの不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務として認識していた資産除去債務について、退去時に必要とされる原状回復費用及び使用見込期間の見積りの変更を行っております。これにより、従来の方法と比べて、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ27,598千円減少しております。

#### 追加情報

DIAMアセットマネジメント株式会社（代表取締役社長 西 恵正）、みずほ信託銀行株式会社（取締役社長 中野 武夫）、みずほ投信投資顧問株式会社（取締役社長 中村 英剛）及び新光投信株式会社（取締役社長 後藤 修一）間での平成27年9月30日付統合基本合意書に基づき、資産運用機能の統合に向けた協議・準備を進めてまいりましたが、平成28年3月3日付で新会社に係わる以下事項につき内定いたしました。

1. 商号 : アセットマネジメントOne株式会社

- 2．代表者：西 恵正（現 DIAMアセットマネジメント株式会社 代表取締役社長）  
 3．本店所在地：東京都千代田区丸の内1 - 8 - 2  
 4．統合日：平成28年10月1日

## 注記事項

## （貸借対照表関係）

前事業年度 （平成27年3月31日）		当事業年度 （平成28年3月31日）	
1 有形固定資産の減価償却累計額		1 有形固定資産の減価償却累計額	
建物	111,156千円	建物	136,006千円
工具、器具及び備品	277,249千円	工具、器具及び備品	226,657千円
リース資産	16,185千円	リース資産	17,508千円

## （損益計算書関係）

前事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

## 1 減損損失

当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	金額（千円）
本社（東京都港区）	除却対象資産	建物	23,139
本社（東京都港区）	除却対象資産	工具器具備品	4,253
本社（東京都港区）	除却対象資産	原状回復費用	23,900

レイアウト変更により現行オフィス内部造作等の除却が決定した資産につき、「除却対象資産」としてグルーピングを行い、平成27年3月31日時点の帳簿価額および原状回復費用を減損損失（51,292千円）として特別損失に計上しました。

## 2 事業再構築費用

事業再構築に伴うグループ会社への転籍関連費用であります。

## 3 外国税負担損失

証券投資信託に係る外国税負担額であります。

当事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

該当するものではありません。

## （株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

## 1．発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	1,052,070	-	-	1,052,070

## 2．配当に関する事項

## （1）配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 （円）	1株当たり 配当額 （円）	基準日	効力発効日
平成26年6月11日 第51回定時株主総会	普通株式	352,443,450	335	平成26年3月31日	平成26年6月12日

## （2）基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 （円）	配当の原資	1株当たり 配当額 （円）	基準日	効力発効日
平成27年6月11日 第52回定時株主総会	普通株式	551,284,680	利益剰余金	524	平成27年3月31日	平成27年6月12日

当事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

## 1．発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	1,052,070	-	-	1,052,070

## 2．自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	-	13,662	-	13,662

（変動事由の概要）

平成28年1月6日の株主総会決議による自己株式の取得 13,662株

## 3．配当に関する事項

## （1）配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 （円）	1株当たり 配当額 （円）	基準日	効力発効日
平成27年6月11日 第52回定時株主総会	普通株式	551,284,680	524	平成27年3月31日	平成27年6月12日

## （2）基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 （円）	配当の原資	1株当たり 配当額 （円）	基準日	効力発効日
平成28年6月10日 第53回定時株主総会	普通株式	17,652,936,000	利益剰余金	17,000	平成28年3月31日	平成28年6月13日
		1,346,815,176	資本剰余金	1,297	平成28年3月31日	平成28年6月13日
	合計	18,999,751,176		18,297		

## （リース取引関係）

## 1．ファイナンス・リース取引（借主側）

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

有形固定資産

主として、事務用機器及び車両運搬具であります。

リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「3．固定資産の減価償却方法」に記載のとおりであります。

## （金融商品関係）

## 1．金融商品の状況に関する事項

## （1）金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業、投資助言・代理業、第二種金融商品取引業を行っており、余資運用については、安全性の高い金融資産で運用しております。

デリバティブは、当社が保有する特定の有価証券の投資リスクを低減させる目的で利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

## （2）金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、相手先の信用リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券は、当社業務運営に関連する株式、投資信託であります。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び市場価格の変動リスクに晒されております。営業債務である未払手数料は、1年以内の支払期日であります。

デリバティブ取引には株価指数先物取引があり、その他有価証券で保有する投資信託の価格変動を相殺する目的で行い、ヘッジ対象に係る損益を認識する方法（時価ヘッジ）を適用しております。なお、ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間においてヘッジ手段とヘッジ対象の価格変動の相関関係を継続的に計測する事によりヘッジの有効性を評価しております。

## （3）金融商品に係るリスク管理体制

信用リスクの管理

営業債権の相手先の信用リスクに関しては、当社の信用リスク管理の基本方針に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な相手先の信用状況を半期ごとに把握する体制としております。

有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しては、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

市場リスクの管理

有価証券を含む金融商品の保有については、当社の市場リスク管理の基本方針（自己資金運用）に従い、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、価格変動リスクの軽減を図っております。デリバティブ取引に関しては、取引の執行、ヘッジの有効性の評価に関する部門を分離し、内部統制を確立しております。

## （4）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価は、市場価格に基づく価額によっております。また、注記事項「デリバティブ取引関

係」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。（（注2）を参照ください。）

前事業年度（平成27年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	20,801,864	20,801,864	-
(2) 未収委託者報酬	1,827,951	1,827,951	-
(3) 未収運用受託報酬	1,812,198	1,812,198	-
(4) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	4,054,289	4,054,289	-
資産計	28,496,304	28,496,304	-
(1) 未払手数料	819,341	819,341	-
負債計	819,341	819,341	-
デリバティブ取引（1）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(3,601)	(3,601)	-
ヘッジ会計が適用されているもの	327	327	-
デリバティブ取引計	(3,274)	(3,274)	-

（1）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で示しております。

当事業年度（平成28年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	20,903,257	20,903,257	-
(2) 未収委託者報酬	2,183,032	2,183,032	-
(3) 未収運用受託報酬	1,713,643	1,713,643	-
(4) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	3,282,026	3,282,026	-
資産計	28,081,960	28,081,960	-
(1) 未払手数料	838,064	838,064	-
負債計	838,064	838,064	-
デリバティブ取引（1）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(220)	(220)	-
ヘッジ会計が適用されているもの	(1,564)	(1,564)	-
デリバティブ取引計	(1,784)	(1,784)	-

（1）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で示しております。

### （注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

#### 資 産

#### （1）現金及び預金

預金については、すべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

#### （2）未収委託者報酬及び（3）未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

#### （4）有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、投資信託は基準価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」を参照ください。

#### 負 債

#### （1）未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

#### デリバティブ取引

注記事項「デリバティブ取引関係」を参照ください。

### （注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

（単位：千円）

区分	前事業年度 （平成27年3月31日）	当事業年度 （平成28年3月31日）
非上場株式	60,720	60,720



上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4)有価証券及び投資有価証券 其他有価証券」には含めておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額  
前事業年度(平成27年3月31日)

(単位:千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	20,800,853	-	-	-	-	-
未収委託者報酬	1,827,951	-	-	-	-	-
未収運用受託報酬	1,812,198	-	-	-	-	-
有価証券及び投資有価証券 其他有価証券のうち 満期のあるもの 証券投資信託	127,840	-	-	-	-	3,300,657
合計	24,568,844	-	-	-	-	3,300,657

当事業年度(平成28年3月31日)

(単位:千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	20,902,546	-	-	-	-	-
未収委託者報酬	2,183,032	-	-	-	-	-
未収運用受託報酬	1,713,643	-	-	-	-	-
有価証券及び投資有価証券 其他有価証券のうち 満期のあるもの 証券投資信託	82,540	-	-	-	-	2,395,185
合計	24,881,762	-	-	-	-	2,395,185

(有価証券関係)

1 その他有価証券

前事業年度(平成27年3月31日)

種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価(千円)	差額(千円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの 証券投資信託	3,740,183	2,664,442	1,075,740
小計	3,740,183	2,664,442	1,075,740
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの 証券投資信託	314,105	316,720	2,615
小計	314,105	316,720	2,615
合計	4,054,289	2,981,163	1,073,125

当事業年度(平成28年3月31日)

種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価(千円)	差額(千円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの 証券投資信託	2,698,875	2,500,000	198,875
小計	2,698,875	2,500,000	198,875
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの 証券投資信託	583,151	583,423	271
小計	583,151	583,423	271
合計	3,282,026	3,083,423	198,603

2 当事業年度中に売却した其他有価証券  
該当するものはありません。

3 当事業年度中に解約・償還した其他有価証券  
前事業年度(自平成26年4月1日至平成27年3月31日)

種類	解約・償還額(千円)	解約・償還益の合計額 (千円)	解約・償還損の合計額 (千円)
証券投資信託	102,729	953	2,197
合計	102,729	953	2,197

当事業年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

種類	解約・償還額(千円)	解約・償還益の合計額 (千円)	解約・償還損の合計額 (千円)
証券投資信託	738,178	106,977	2,920
合計	738,178	106,977	2,920

(デリバティブ取引関係)

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

株式関連

前事業年度(平成27年3月31日)

区分	取引の種類	契約額等 (千円)	契約額のうち 1年超 (千円)	時価 (千円)	評価損益 (千円)
市場取引	株価指数先物取引 売建	197,054	-	3,601	3,601
	合計	197,054	-	3,601	3,601

当事業年度(平成28年3月31日)

区分	取引の種類	契約額等 (千円)	契約額のうち 1年超 (千円)	時価 (千円)	評価損益 (千円)
市場取引	株価指数先物取引 売建	148,005	-	220	220
	合計	148,005	-	220	220

(注)時価の算定方法

取引所の価格に基づき算定しております。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

株式関連

前事業年度(平成27年3月31日)

ヘッジ会計 の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (千円)	契約額のうち 1年超 (千円)	時価 (千円)
ヘッジ対象に 係る損益を認 識する方法	株価指数先物取引 売建	投資有価証券	131,145	-	3,325
	買建	投資有価証券	277,953	-	3,652
	合計		409,098	-	327

(注)時価の算定方法

取引所の価格に基づき算定しております。

当事業年度(平成28年3月31日)

ヘッジ会計 の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (千円)	契約額のうち 1年超 (千円)	時価 (千円)
ヘッジ対象に 係る損益を認 識する方法	株価指数先物取引 売建	投資有価証券	117,467	-	147
	買建	投資有価証券	179,836	-	1,711
	合計		297,303	-	1,564

(注)時価の算定方法

取引所の価格に基づき算定しております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度を設けております。また、確定拠出型の制度と

して企業型確定拠出年金制度を設けております。

当社が有する確定給付企業年金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しておりません。

## 2. 確定給付制度

### (1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

	前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
退職給付引当金の期首残高	357,258千円	331,766千円
退職給付費用	150,018	51,208
退職給付の支払額	21,349	-
制度への拠出額	103,177	66,102
退職給付引当金の期末残高	331,766	346,659

### (2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
積立型制度の退職給付債務	669,318千円	727,842千円
年金資産	1,001,084	1,074,502
貸借対照表に計上された前払年金費用	331,766	346,659

### (3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 前事業年度58,362千円 当事業年度51,208千円

## 3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度17,436千円、当事業年度17,574千円であります。

## (税効果会計関係)

### 1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
繰延税金資産		
有価証券償却超過額	4,795千円	4,551千円
ソフトウェア償却超過額	69,263	52,651
賞与引当金損金算入限度超過額	108,734	98,134
社会保険料損金不算入額	15,665	14,233
役員退職慰労引当金	34,461	45,488
未払事業税	30,421	39,817
その他	93,137	58,782
繰延税金資産小計	356,479	313,659
評価性引当額	24,103	22,331
繰延税金資産合計	332,375	291,328
繰延税金負債		
前払年金費用	107,027	106,147
その他有価証券評価差額金	346,190	60,812
繰延税金負債合計	453,218	166,959
繰延税金資産の純額	120,843	124,368

### 2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

### 3 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」が平成28年3月29日に国会で成立したことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰越税金負債の計算（ただし、平成28年4月1日

以降解消されるものに限る）に使用した法定実効税率は、前事業年度の32.26%から、回収又は支払が見込まれる期間が平成28年4月1日から平成30年3月31日までのものは30.86%、平成30年4月1日以降のものについては30.62%にそれぞれ変更されております。

その結果、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）が4,569千円減少し、当事業年度に計上された法人税等調整額が7,826千円、その他有価証券評価差額金が3,257千円それぞれ増加しております。

#### （資産除去債務関係）

当社は建物所有者との間で不動産賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約及び法令上の資産除去債務を認識しております。

なお、当該賃貸借契約に関連する長期差入保証金（敷金）が計上されているため、資産除去債務の負債計上に代えて、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用計上し、直接減額しております。

#### （セグメント情報等）

##### 〔セグメント情報〕

前事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）及び当事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

##### 〔関連情報〕

前事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

##### 1. 製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益各項目の区分と同一であることから、製品及びサービスごとの営業収益の記載を省略しております。

##### 2. 地域ごとの情報

###### （1）売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

###### （2）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

##### 3. 主要な顧客ごとの情報

委託者報酬については、当社が運用している投資信託は大半が公募投信であり、委託者報酬を最終的に負担する受益者は不特定多数であるため、記載を省略しております。

運用受託報酬については、損益計算書の営業収益の10%以上を占める投資一任報酬がありますが、守秘義務によりその顧客の名称に代えて種類と顧客を区別するための記号を記載しております。

顧客の種類等	営業収益（千円）	関連するセグメント名
適格機関投資家 A	2,629,803	資産運用業

当事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

##### 1. 製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益各項目の区分と同一であることから、製品及びサービスごとの営業収益の記載を省略しております。

##### 2. 地域ごとの情報

###### （1）売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

###### （2）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

##### 3. 主要な顧客ごとの情報

委託者報酬については、当社が運用している投資信託は大半が公募投信であり、委託者報酬を最終的に負担する受益者は不特定多数であるため、記載を省略しております。

運用受託報酬については、損益計算書の営業収益の10%以上を占める投資一任報酬がありますが、守秘義務によりその顧客の名称に代えて種類と顧客を区別するための記号を記載しております。

顧客の種類等	営業収益（千円）	関連するセグメント名
適格機関投資家 A	3,061,207	資産運用業

#### 〔報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報〕

前事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）  
該当するものではありません。

（関連当事者情報）

1．関連当事者との取引

財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社

前事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の親会社をもつ会社	株式会社 みずほ銀行	東京都 千代田区	14,040 億円	銀行業	なし	投資信託の販売	支払手数料	3,833,692	未払手数料	361,219
同一の親会社をもつ会社	みずほ信託 銀行株式会社	東京都 中央区	2,473 億円	信託 銀行業	なし	信託財産の管理	委託者報酬	13,851,610	未収委託者報酬	1,661,682

当事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の親会社をもつ会社	株式会社 みずほ銀行	東京都 千代田区	14,040 億円	銀行業	なし	投資信託の販売	支払手数料	3,542,264	未払手数料	336,556
同一の親会社をもつ会社	みずほ信託 銀行株式会社	東京都 中央区	2,473 億円	信託 銀行業	なし	信託財産の管理	委託者報酬	14,108,529	未収委託者報酬	2,053,638

（注）1．上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2．取引条件及び取引条件の決定方針等

上記の取引については、一般取引条件と同様に決定しております。

2．親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

株式会社みずほフィナンシャルグループ

（東京証券取引所及びニューヨーク証券取引所に上場）

（1株当たり情報）

	前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
1株当たり純資産額	24,106.70円	24,618.62円
1株当たり当期純利益金額	1,049.16円	1,639.16円

（注）1．潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載していません。

2．1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
1株当たり当期純利益金額		
当期純利益（千円）	1,103,790	1,720,534
普通株式に帰属しない金額（千円）	-	-
普通株式に係る当期純利益（千円）	1,103,790	1,720,534
期中平均株式数（株）	1,052,070	1,049,643

(重要な後発事象)  
該当事項はありません。

## (参考) 新光投信株式会社の経理状況

### 1. 財務諸表の作成方法について

委託会社である新光投信株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

なお、財務諸表の金額は、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

### 2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

## 独立監査人の監査報告書

平成28年6月10日

新光投信株式会社  
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 伊藤 志保  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 福村 寛  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている新光投信株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第56期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、新光投信株式会社の平成28年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 強調事項

追加情報に記載されているとおり、会社は平成27年9月30日付の統合基本合意書に基づき、平成28年3月3日付で新会社に係わる主要事項を内定している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

( ) 1 . 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2 . X B R L データは監査の対象には含まれていません。

#### (1) 貸借対照表

(単位：千円)

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
<b>資産の部</b>		
<b>流動資産</b>		
現金及び預金	13,427,042	14,861,160
有価証券	3,200,000	3,500,000
貯蔵品	5,117	4,282
立替金	23,184	14,857
前払金	64,821	67,307
前払費用	18,242	17,989
未収入金	872	153
未収委託者報酬	3,187,770	2,884,368
未収運用受託報酬	99,054	82,656
未収収益	6,338	8,528
繰延税金資産	372,215	326,063
<b>流動資産合計</b>	<b>20,404,659</b>	<b>21,767,367</b>
<b>固定資産</b>		
<b>有形固定資産</b>		
建物（純額）	2 12,687	2 0
構築物（純額）	2 1,444	2 0
器具・備品（純額）	2 86,688	2 44,868
<b>有形固定資産合計</b>	<b>100,820</b>	<b>44,868</b>
<b>無形固定資産</b>		
電話加入権	91	91
ソフトウェア	85,517	55,116
ソフトウェア仮勘定	669	1,944
<b>無形固定資産合計</b>	<b>86,278</b>	<b>57,152</b>
<b>投資その他の資産</b>		

投資有価証券	5,101,854	2,858,652
関係会社株式	77,100	77,100
長期差入保証金	124,246	23,339
長期繰延税金資産	-	29,604
前払年金費用	396,211	378,381
その他	6,632	6,632
投資その他の資産合計	5,706,044	3,373,710
固定資産合計	5,893,143	3,475,731
資産合計	26,297,802	25,243,098

(単位：千円)

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
預り金	17,893	19,103
リース債務	345	-
<b>未払金</b>		
未払収益分配金	160	152
未払償還金	5,083	4,216
未払手数料	1 1,558,682	1 1,360,372
その他未払金	952,018	516,568
未払金合計	2,515,945	1,881,309
未払費用	722,806	746,430
未払法人税等	1,222,883	857,031
賞与引当金	451,000	547,750
役員賞与引当金	66,000	44,000
外国税支払損失引当金	184,111	-
訴訟損失引当金	30,000	40,000
流動負債合計	5,210,985	4,135,625
<b>固定負債</b>		
繰延税金負債	89,752	-
退職給付引当金	155,806	146,617
役員退職慰労引当金	39,333	48,333
執行役員退職慰労引当金	63,916	85,916
固定負債合計	348,809	280,867
負債合計	5,559,794	4,416,492
<b>純資産の部</b>		
<b>株主資本</b>		
資本金	4,524,300	4,524,300
<b>資本剰余金</b>		
資本準備金	2,761,700	2,761,700
資本剰余金合計	2,761,700	2,761,700
利益剰余金		



利益準備金	360,493	360,493
その他利益剰余金		
別途積立金	8,900,000	8,900,000
繰越利益剰余金	3,981,245	4,185,368
利益剰余金合計	13,241,738	13,445,861
自己株式	72,415	-
株主資本合計	20,455,322	20,731,861
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	282,685	94,744
評価・換算差額等合計	282,685	94,744
純資産合計	20,738,008	20,826,605
負債純資産合計	26,297,802	25,243,098

## (2) 損益計算書

(単位：千円)

	前事業年度		当事業年度	
	(自 平成26年4月 1日 至 平成27年3月31日)		(自 平成27年4月 1日 至 平成28年3月31日)	
営業収益				
委託者報酬		35,876,795		39,283,623
運用受託報酬		238,412		232,145
営業収益合計		36,115,207		39,515,769
営業費用				
支払手数料	1	18,252,669	1	19,472,734
広告宣伝費		456,430		507,020
公告費		548		469
調査費				
調査費		623,792		841,825
委託調査費		5,966,340		7,419,125
図書費		5,254		4,879
調査費合計		6,595,388		8,265,830
委託計算費		1,352,318		1,711,366
営業雑経費				
通信費		32,335		30,454
印刷費		103,093		1,022
協会費		18,150		19,367
諸会費		3,300		3,117
その他		41,594		44,518
営業雑経費合計		198,475		98,480
営業費用合計		26,855,830		30,055,901
一般管理費				
給料				

役員報酬	96,445	91,205
給料・手当	1,368,552	1,480,875
賞与	336,076	428,776
給料合計	1,801,073	2,000,857
交際費	11,426	10,708
寄付金	3,198	2,346
旅費交通費	100,386	109,240
租税公課	68,508	90,795
不動産賃借料	206,753	205,671
賞与引当金繰入	451,000	547,750
役員賞与引当金繰入	66,000	22,000
役員退職慰労引当金繰入	24,930	22,210
退職給付費用	191,900	169,238
減価償却費	70,676	102,532
諸経費	573,824	647,510
一般管理費合計	3,569,678	3,930,859
営業利益	5,689,698	5,529,008

(単位：千円)

	前事業年度	当事業年度
	(自 平成26年4月 1日 至 平成27年3月31日 )	(自 平成27年4月 1日 至 平成28年3月31日 )
営業外収益		
受取配当金	163,006	65,772
有価証券利息	3,853	3,333
受取利息	10,741	10,751
時効成立分配金・償還金	5,080	923
受取保険金	-	10,300
雑益	487	2,845
営業外収益合計	183,170	93,926
営業外費用		
支払利息	26	3
時効成立後支払分配金・償還金	3,083	5,532
雑損	3,261	556
営業外費用合計	6,371	6,092
経常利益	5,866,496	5,616,842
特別利益		
投資有価証券売却益	68,179	225,965
外国税支払損失引当金戻入益	-	43,200
特別利益合計	68,179	269,166
特別損失		
固定資産除却損	3,177	13,017
投資有価証券売却損	54,613	60,150

投資有価証券評価損	10,952	62,800
外国税支払損失引当金繰入額	184,111	-
訴訟損失引当金繰入額	30,000	10,000
合併関連費用	2	2
その他特別損失	22,227	-
特別損失合計	305,082	310,625
税引前当期純利益	5,629,593	5,575,383
法人税、住民税及び事業税	2,111,379	1,832,729
法人税等調整額	66,999	19,773
法人税等合計	2,044,380	1,852,503
当期純利益	3,585,212	3,722,880

## (3) 株主資本等変動計算書

前事業年度（自 平成26年4月 1日 至 平成27年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金	
				別途積立金	繰越利益剰余金
当期首残高	4,524,300	2,761,700	360,493	8,900,000	2,889,165
会計方針の変更による累積的影響額					46,276
会計方針の変更を反映した当期首残高	4,524,300	2,761,700	360,493	8,900,000	2,935,441
当期変動額					
剰余金の配当					2,539,409
当期純利益					3,585,212
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	-	-	-	1,045,803
当期末残高	4,524,300	2,761,700	360,493	8,900,000	3,981,245

	株主資本			評価・換算差額等	純資産合計
	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	
	利益剰余金合計				
当期首残高	12,149,658	72,415	19,363,242	50,874	19,414,117
会計方針の変更による累積的影響額	46,276		46,276		46,276
会計方針の変更を反映した当期首残高	12,195,935	72,415	19,409,519	50,874	19,460,393
当期変動額					
剰余金の配当	2,539,409		2,539,409		2,539,409

当期純利益	3,585,212		3,585,212		3,585,212
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				231,810	231,810
当期変動額合計	1,045,803	-	1,045,803	231,810	1,277,614
当期末残高	13,241,738	72,415	20,455,322	282,685	20,738,008

当事業年度（自 平成27年4月 1日 至 平成28年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 別途積立金
当期首残高	4,524,300	2,761,700	-	2,761,700	360,493	8,900,000
当期変動額						
剰余金の配当						
当期純利益						
自己株式の消却			72,415	72,415		
利益剰余金から資本剰余金への振替			72,415	72,415		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-
当期末残高	4,524,300	2,761,700	-	2,761,700	360,493	8,900,000

	株主資本				評価・換算差額等	純資産合計
	利益剰余金		自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	
	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計				
当期首残高	3,981,245	13,241,738	72,415	20,455,322	282,685	20,738,008
当期変動額						
剰余金の配当	3,446,341	3,446,341		3,446,341		3,446,341
当期純利益	3,722,880	3,722,880		3,722,880		3,722,880
自己株式の消却			72,415	-		-
利益剰余金から資本剰余金への振替	72,415	72,415		-		-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				-	187,941	187,941
当期変動額合計	204,122	204,122	72,415	276,538	187,941	88,597
当期末残高	4,185,368	13,445,861	-	20,731,861	94,744	20,826,605

## 重要な会計方針

### 1．有価証券の評価基準及び評価方法

#### (1) 関連会社株式

総平均法による原価法

#### (2) その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、総平均法により算定）

時価のないもの

総平均法による原価法

### 2．固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産

定率法。但し、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8～18年

構築物 20年

器具備品 2～20年

#### (2) 無形固定資産

定額法。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しております。

### 3．引当金の計上基準

#### (1) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支払いに備えるため、支給見込額の当事業年度対応分を計上しております。

#### (2) 役員賞与引当金

役員に対する賞与の支払いに備えるため、支給見込額の当事業年度対応分を計上しております。

#### (3) 外国税支払損失引当金

証券投資信託の中国株式投資に対する課税規定が明確化されたことに伴い、将来支払う可能性がある金額を見積もり、計上しております。

#### (4) 訴訟損失引当金

訴訟に対する損失に備えるため、将来発生する可能性のある金額を見積もり、必要と認められる額を計上しております。

#### (5) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれの発生の翌事業年度末から費用処理しております。

#### (6) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支払いに備えるため、規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

#### (7) 執行役員退職慰労引当金

執行役員の退職慰労金の支払いに備えるため、規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

## 4．外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

## 5．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

## (1) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっており、控除対象外消費税等は、当事業年度の費用として処理しております。

**(未適用の会計基準)**

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）

## (1) 概要

本適用指針は、主に日本公認会計士協会監査委員会報告第66号「繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い」において定められている繰延税金資産の回収可能性に関する指針について基本的にその内容を引き継いだ上で、一部見直しが行われたものです。

## (2) 適用予定日

当社は、当該適用指針を平成28年4月1日に開始する事業年度の期首から適用する予定であります。

## (3) 当該会計基準等の適用による影響

当該適用指針の適用による影響は、評価中であります。

**(追加情報)**

当社は、DIAMアセットマネジメント株式会社、みずほ信託銀行株式会社及びみずほ投信投資顧問株式会社間での平成27年9月30日付統合基本合意書に基づき、資産運用機能の統合に向けた協議・準備を進めてまいりましたが、平成28年3月3日に、新会社に係わる以下事項につき内定いたしました。

- 1．商号 アセットマネジメントOne株式会社
- 2．代表者 西 恵正（現 DIAMアセットマネジメント株式会社 代表取締役社長）
- 3．本店所在地 東京都千代田区丸の内1-8-2
- 4．統合日 平成28年10月1日

## 注記事項

## (貸借対照表関係)

- 1．各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
未払手数料	777,631千円	570,839千円

- 2．資産の金額から直接控除している減価償却累計額の額

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
有形固定資産の減価償却累計額	573,602千円	657,201千円

## (損益計算書関係)

- 1．各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成26年4月 1日 至 平成27年3月31日)	当事業年度 (自 平成27年4月 1日 至 平成28年3月31日)
支払手数料	9,189,399千円	8,452,937千円

## 2. 特別損失における合併関連費用の内訳は次のとおりであります。

	前事業年度	当事業年度
	(自 平成26年4月 1日 至 平成27年3月31日)	(自 平成27年4月 1日 至 平成28年3月31日)
固定資産・敷金の償却	-千円	140,257千円
その他	-千円	24,400千円
合計	-千円	164,657千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

## 1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	1,823,250	-	-	1,823,250

## 2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	9,386	-	-	9,386

## 3. 配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成26年12月24日 臨時株主総会	普通 株式	2,539,409	1,400	平成26年11月26日	平成26年12月25日

当事業年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

## 1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	1,823,250	-	9,386	1,813,864

(変動事由の概要)

自己株式の消却

## 2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	9,386	-	9,386	-

(変動事由の概要)

自己株式の消却

## 3. 配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年11月17日 取締役会	普通 株式	3,446,341	1,900	平成27年12月8日	平成27年12月17日

## （金融商品関係）

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業を営んでおります。資金運用については、一時的な余資は有金利預金や有価証券などにより、通常取引条件から著しく乖離していないことを検証した上で行ってまいります。また現先取引などの引合いを要する取引については、原則として複数の提示条件を参考に最も有利と判断する条件で、適切かつ効率的に行っております。

なお、当社が運用を行う投資信託の商品性を適正に維持するための取得など、投資信託協会の規則に定める範囲において投資信託の取得及び処分を行っております。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

有価証券及び投資有価証券は、主にその他有価証券（投資信託）、業務上の関係を有する企業の株式であり、発行体の信用リスクや市場価格の変動リスクに晒されております。

また営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産より受け入れる委託者報酬のうち、信託財産に未払委託者報酬として計上された金額であり、信託財産は受託銀行において分別管理されていることから、当社の債権としてのリスクは、認識しておりません。

#### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

##### 信用リスク（預金の預入先の信用リスク）の管理

預金の預入先については、資金管理規程に従い、格付けの高い預入先に限定することにより、リスクの軽減を図っております。

また経営企画部が定期的に格付けをモニタリングし、それが資金管理規程に定める基準以下となった場合には、速やかに経営会議を開催し、残存期間などを総合的に勘案し、対処方法について決議を得る体制となっております。

##### 市場リスク（価格変動リスク及び為替変動リスク）の管理

保有している投資信託、株式の毎月末の時価など資金運用の状況については、資金管理規程に従い、経営企画部長が毎月の定例取締役会において報告をしております。

また市場における価格変動リスクおよび為替変動リスクについては、資金管理規程に従い、経営企画部が定期的に時価をモニタリングし、その中で時価が基準を超える下落となった場合には、速やかに経営会議を開催し、対処方法について決議を得る体制となっております。

##### 流動性リスクの管理

資金繰りについては、資金運用スケジュールを作成し、それに基づいた管理を行っております。また手元流動性を一定額以上維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

#### (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれることがあります。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件などを採用することにより、当該価額が変動することもあります。

### 2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握する



ことが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2．参照）。

前事業年度（平成27年3月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	13,427,042	13,427,042	-
(2) 有価証券及び投資有価証券 其他有価証券	8,102,802	8,102,802	-
(3) 未収委託者報酬	3,187,770	3,187,770	-

当事業年度（平成28年3月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	14,861,160	14,861,160	-
(2) 有価証券及び投資有価証券 其他有価証券	6,159,600	6,159,600	-
(3) 未収委託者報酬	2,884,368	2,884,368	-

（注）1．金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、投資信託は基準価額によっております。また譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（注）2．時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：千円）

区分	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
非上場株式	276,151	276,151

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(2) 有価証券及び投資有価証券 其他有価証券」には含めておりません。

（注）3．金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度（平成27年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
(1) 預金	13,426,934	-	-	-
(2) 有価証券及び投資有価証券 其他有価証券	3,200,000	2,060,328	1,537,061	63,735
(3) 未収委託者報酬	3,187,770	-	-	-

## 当事業年度（平成28年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
(1) 預金	14,861,112	-	-	-
(2) 有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券	3,500,000	529,761	1,249,513	11,916
(3) 未収委託者報酬	2,884,368	-	-	-

## (有価証券関係)

## 1. 関連会社株式

関連会社株式（当事業年度の貸借対照表計上額 77,100千円、前事業年度の貸借対照表計上額 77,100千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

## 2. その他有価証券

## 前事業年度（平成27年3月31日）

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3) その他	2,787,026	2,215,104	571,921
	小計	2,787,026	2,215,104	571,921
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3) その他	5,315,776	5,470,388	154,612
	小計	5,315,776	5,470,388	154,612
	合計	8,102,802	7,685,493	417,309

(注) 非上場株式（貸借対照表計上額199,051千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

## 当事業年度（平成28年3月31日）

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-

	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3)その他	1,119,150	869,274	249,875
	小計	1,119,150	869,274	249,875
貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの	(1)株式	-	-	-
	(2)債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3)その他	5,040,450	5,153,936	113,485
	小計	5,040,450	5,153,936	113,485
合計		6,159,600	6,023,210	136,389

（注）非上場株式（貸借対照表計上額199,051千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

### 3．売却したその他有価証券

前事業年度（平成27年3月31日）

	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
(1)株式	-	-	-
(2)債券			
国債・地方債等	-	-	-
社債	-	-	-
その他	-	-	-
(3)その他	503,565	68,179	54,613
合計	503,565	68,179	54,613

当事業年度（平成28年3月31日）

	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
(1)株式	-	-	-
(2)債券			
国債・地方債等	-	-	-
社債	-	-	-
その他	-	-	-
(3)その他	2,209,763	225,965	60,150
合計	2,209,763	225,965	60,150

### 4．減損処理を行った有価証券

前事業年度において、有価証券について10,952千円（その他有価証券）減損処理を行っております。

当事業年度において、有価証券について62,800千円（その他有価証券）減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30～50%程度下落した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

## (退職給付関係)

## 1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付企業年金制度（キャッシュバランス型）、確定拠出企業年金制度および退職一時金制度を設けております。

## 2. 確定給付制度

## (1)退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

	前事業年度	当事業年度
	(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
退職給付債務の期首残高	1,424,739	1,348,083
会計方針の変更による累積的影響額	71,902	-
会計方針の変更を反映した期首残高	1,352,836	1,348,083
勤務費用	90,967	91,804
利息費用	9,476	6,074
数理計算上の差異の発生額	31,927	53,747
退職給付の支払額	73,269	60,817
過去勤務費用の発生額	-	-
退職給付債務の期末残高	1,348,083	1,438,892

## (2)年金資産の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

	前事業年度	当事業年度
	(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
年金資産の期首残高	1,157,054	1,329,170
期待運用収益	23,141	33,229
数理計算上の差異の発生額	108,961	128,633
事業主からの拠出額	78,464	77,164
退職給付の支払額	38,450	28,253
年金資産の期末残高	1,329,170	1,282,678

## (3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

(単位：千円)

	前事業年度	当事業年度
	(平成27年3月31日)	(平成28年3月31日)
積立型制度の退職給付債務	1,111,797	1,185,792
年金資産	1,329,170	1,282,678
	217,373	96,885
非積立型制度の退職給付債務	236,285	253,099
未積立退職給付債務	18,912	156,213
未認識数理計算上の差異	270,020	387,977
未認識過去勤務費用	10,703	-
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	240,404	231,764

退職給付引当金	155,806	146,617
前払年金費用	396,211	378,381
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	240,404	231,764

## (4)退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位：千円)

	前事業年度	当事業年度
	(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
勤務費用(注1)	119,135	124,139
利息費用	9,476	6,074
期待運用収益	23,141	33,229
数理計算上の差異の費用処理額	85,138	64,424
過去勤務費用の費用処理額	16,055	10,703
確定給付制度に係る退職給付費用	174,553	150,705

(注) 1. 執行役員の退職慰労金に係る退職給付引当金繰入額（前事業年度28,168千円、当事業年度32,335千円）については「(1)勤務費用」に含めて記載しております。

## (5)年金資産に関する事項

	前事業年度	当事業年度
	(平成27年3月31日)	(平成28年3月31日)
年金資産の主な内訳		
年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。		
株式	39.4%	33.8%
債券	27.3%	27.3%
共同運用資産	21.0%	24.5%
生命保険一般勘定	10.6%	11.1%
現金及び預金	1.4%	3.2%
合計	100%	100%

## 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

## (6)数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

	前事業年度	当事業年度
	(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
割引率	0.0720%～1.625%	0.0120%～0.8060%
長期期待運用収益率	2.0%	2.5%
予想昇給率(平均)	2.6%	2.6%

### 3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度17,347千円 当事業年度16,733千円であります。

#### (税効果会計関係)

##### 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
繰延税金資産		
賞与引当金	170,920千円	182,614千円
減価償却超過額	896	25,871
退職給付引当金	70,882	71,201
役員退職慰労引当金	12,688	14,799
投資有価証券評価損	15,033	19,229
非上場株式評価損	25,733	24,425
未払事業税	90,342	57,445
外国税支払損失引当金	60,867	-
訴訟損失引当金	9,918	12,344
その他	87,621	120,305
繰延税金資産小計	544,905	528,236
評価性引当額	-	-
繰延税金資産合計	544,905	528,236
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	134,624	56,708
前払年金費用	127,817	115,860
繰延税金負債合計	262,442	172,568
繰延税金資産の純額	282,463	355,668

(注) 繰延税金資産の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。

流動資産 - 繰延税金資産	372,215千円	326,063千円
固定資産 - 長期繰延税金資産	-	29,604
固定負債 - 長期繰延税金負債	89,752	-

##### 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

##### 3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年3月29日に成立し、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げが行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の32.26%から、平成28年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については30.86%に、平成30年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については30.62%となります。

その結果、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）が16,360千円減少し、その他有価証

券評価差額金が1,963千円、法人税等調整額が18,324千円、それぞれ増加しております。

#### （資産除去債務関係）

当社は建物所有者との間で不動産賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約及び法令上の資産除去債務を認識しております。

なお、当該賃貸借契約に関連する長期差入保証金（敷金）が計上されているため、資産除去債務の負債計上に代えて、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用計上し、直接減額しております。

#### （セグメント情報等）

##### セグメント情報

前事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）及び

当事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

当社は、資産運用業という単一セグメントであるため、記載を省略しております。

##### 関連情報

前事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）及び

当事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

##### 1．製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益各項目の区分と同一であることから、製品及びサービスごとの売上高の記載を省略しております。

##### 2．地域ごとの情報

###### （1）営業収益

当社が運用している投資信託は大半が公募投信であり、委託者報酬を最終的に負担する主要な受益者の情報は制度上、把握し得ないため、記載を省略しております。

###### （2）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額は、貸借対照表の有形固定資産の金額と同一であることから、記載を省略しております。

##### 3．主要な顧客ごとの情報

当社が運用している投資信託は大半が公募投信であり、委託者報酬を最終的に負担する主要な受益者の情報は制度上、把握し得ないため、記載を省略しております。

##### 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

前事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

当社は、単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

当社は、単一セグメントであるため、記載を省略しております。

##### 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

前事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

該当事項はありません。

## 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

前事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

該当事項はありません。

## 関連当事者情報

## 1. 関連当事者との取引

(ア) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る）等

前事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社	みずほ証券株式会社	東京都千代田区	125,167,284	金融商品取引業	(被所有) 直接77.05 間接 7.74	当社設定の投資信託受益権の募集・販売 役員の兼任	当社設定の投資信託受益権の募集・販売に係る代行手数料の支払い	9,189,399	未払手数料	777,631

当事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社	みずほ証券株式会社	東京都千代田区	125,167,284	金融商品取引業	(被所有) 直接76.98 間接 7.73	当社設定の投資信託受益権の募集・販売 役員の兼任	当社設定の投資信託受益権の募集・販売に係る代行手数料の支払い	8,452,937	未払手数料	570,839

(イ) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

前事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
同一の親会社を持つ会社	みずほ証券プロパティマネジメント株式会社	東京都中央区	4,110,000	不動産賃貸業	直接 4.05	事務所の賃借	事務所の賃借	175,210	長期差入保証金	116,378
同一の親会社を持つ会社	日本証券テクノロジー株式会社	東京都中央区	228,000	情報サービス業	なし	計算業務の委託	計算委託料支払	92,974	その他未払金	8,479
							ハウジングサービス料支払	16,824	その他未払金	1,514
							メールシステムサービス料支払	36,923	その他未払金	3,323
							IT関連業務支援	18,002	その他未払金	1,736



## 当事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
同一の親会社を持つ会社	みずほ証券プロパティマネジメント株式会社	東京都中央区	4,110,000	不動産賃貸業	直接 4.05	事務所の賃借	事務所の賃借	175,210	長期差入保証金	16,314
同一の親会社を持つ会社	日本証券テクノロジー株式会社	東京都中央区	228,000	情報サービス業	なし	計算業務の委託	計算委託料支払	96,300	その他未払金	8,725
							ハウジングサービス料支払	16,824	その他未払金	1,514
							メールシステムサービス料支払	36,923	その他未払金	3,323
							IT関連業務支援	18,163	その他未払金	1,728

(注) 1. 上記(ア)～(イ)の金額のうち、取引金額と長期差入保証金の期末残高には消費税等が含まれておらず、未払手数料とその他未払金の期末残高には消費税等が含まれております。

(注) 2. 取引条件及び取引条件の決定方法等

- (1) 代行手数料については、投資信託の信託約款に定める受益者が負担する信託報酬のうち、当社が受け取る委託者報酬から支払われます。委託者報酬の配分は両社協議のうえ合理的に決定しております。
- (2) 事務所の賃借料の支払については、差入保証金の総額及び近隣の賃借料を勘案し、協議のうえ決定しております。なお、期末残高については、当事業年度より原状回復費100,064千円を差引いた金額になっております。
- (3) 計算委託料、ハウジングサービス料及びメールシステムサービス料の支払は、協議のうえ合理的に決定しております。

## 2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

## 親会社情報

みずほ証券株式会社（非上場）

## (1株当たり情報)

	前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
1株当たり純資産額	11,433円05銭	11,481円90銭
1株当たり当期純利益金額	1,976円56銭	2,052円45銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注) 2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
当期純利益金額（千円）	3,585,212	3,722,880
普通株主に帰属しない金額（千円）	-	-

普通株式に係る当期純利益金額（千円）	3,585,212	3,722,880
期中平均株式数（千株）	1,813	1,813

#### 4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の見取の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)および(5)において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記(3)および(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

#### 5【その他】

- (1) 定款の変更、事業譲渡又は事業譲受、出資の状況その他の重要事項  
平成28年9月7日付で、株式に関する事項等の定款の変更を行いました。
- (2) 訴訟事件その他の重要事項  
委託会社は、平成28年10月1日にみずほ投信投資顧問株式会社、新光投信株式会社、みずほ信託銀行株式会社（資産運用部門）と統合し、商号をアセットマネジメントOne株式会社に変更する予定です（関係当局の認可等を前提とします）。

### 第2【その他の関係法人の概況】

#### 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

名称	資本金の額 (百万円)	事業の内容
----	----------------	-------

(1) 受託会社	みずほ信託銀行株式会社	247,369	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を行っています。
(2) 販売会社	株式会社証券ジャパン <sup>1</sup>	3,000	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
	上光証券株式会社	500	
	株式会社しん証券さかもと	450	
	大熊本証券株式会社	343	
	長野證券株式会社	600	
	西日本シティIT証券株式会社	1,575	
	丸三証券株式会社	10,000	
	株式会社みずほ銀行	1,404,065	銀行法に基づき監督官庁の免許を受け、銀行業を営んでいます。
	株式会社大垣共立銀行 <sup>1</sup>	36,166	
	株式会社西京銀行	12,690	
	株式会社四国銀行	25,000	
	株式会社第三銀行	37,461	
	株式会社西日本シティ銀行 <sup>1</sup>	85,745	
	株式会社北越銀行	24,538	
	株式会社北都銀行	11,000	
株式会社みちのく銀行 <sup>1</sup>	34,168	協同組合による金融事業に関する法律に基づき金融事業を営んでいます。	
第一勧業信用組合 <sup>2</sup>	11,374		

(注) 資本金の額：平成27年9月末日現在

- 株式会社証券ジャパン、株式会社大垣共立銀行、株式会社西日本シティ銀行および株式会社みちのく銀行では、インカムビルダー（年1回決算型）為替ヘッジなしのみの取扱いとなっております。
- 第一勧業信用組合の資本金の額の欄には出資の額を記載しております。

## 2【関係業務の概要】

### (1) 受託会社

各ファンドの受託会社として、信託財産を保管・管理し、受益権設定にかかる振替機関への通知等を行います。

### (2) 販売会社

各ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求の受付けならびに収益分配金、償還金および一部解約金の支払等を行います。

## 3【資本関係】

該当事項はありません（平成28年10月1日現在（予定））。

（持株比率5%以上を記載します。）

### <参考：再信託受託会社の概要>

名称：資産管理サービス信託銀行株式会社

業務の概要：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律に基づき

信託業務を営んでいます。

再信託の目的：原信託契約にかかる信託業務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社（資産管理サービス信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産の全てを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

### 第3【その他】

- (1)目論見書の表紙にロゴ・マーク、図案を使用し、ファンドの基本的性格を記載する場合があります。
- (2)有価証券届出書第一部「証券情報」、第二部「ファンド情報」に記載の内容について、投資家の理解を助けるため、その内容を説明した図表等を付加して目論見書のその内容に関する箇所に記載することがあります。また、第二部「ファンド情報」第1「ファンドの状況」5「運用状況」について、有価証券届出書提出後の随時入手可能な直近の情報および同情報についての表での表示に加えて、グラフで表示した情報を目論見書に添付することがあります。
- (3)投資信託説明書（請求目論見書）に約款の全文を掲載します。
- (4)目論見書は電子媒体等として使用されるほか、インターネットなどに掲載されることがあります。
- (5)目論見書は目論見書の別称として「投資信託説明書」と称して使用する場合があります。
- (6)ファンドは、投資信託評価会社よりファンドの評価を取得し、販売用資料等に使用する場合があります。また、販売用資料等において、ファンドの運用実績を表示する場合があります。
- (7)交付目論見書に以下の内容を記載することがあります。
  - ・委託会社の金融商品取引業者登録番号は「金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第324号」であること。
  - ・投資信託説明書（交付目論見書）の使用開始日。
  - ・ご購入の際には投資信託説明書（交付目論見書）を十分お読みいただきたい旨。
  - ・ファンドの信託財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されている旨。
  - ・ファンドに関する投資信託説明書（請求目論見書）を含む詳細な情報は委託会社のホームページにおいて閲覧することができる旨。約款の全文は投資信託説明書（請求目論見書）に掲載されている旨。
  - ・ファンドにおいて投資家が支払うべき対価（手数料等）の概要として、有価証券届出書第二部「ファンド情報」第1「ファンドの状況」4「手数料等及び税金」を要約した内容、およびその他の費用ならびに手数料等の金額・合計額（それらの上限額を含む。）またはそれらの計算方法については、あらかじめ表示できない旨およびその理由。

## 独立監査人の監査報告書

平成28年5月31日

D I A Mアセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

## 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 山内 正彦 印指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 山野 浩 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているD I A Mアセットマネジメント株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第31期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、D I A Mアセットマネジメント株式会社の平成28年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 強調事項

追加情報に記載されているとおり、会社は平成27年9月30日付の「統合基本合意書」に基づき、平成28年3月3日付で新会社に係わる一部主要事項を内定している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

（注1）上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

（注2）X B R L データは監査の対象には含まれておりません。

## 独立監査人の監査報告書

平成28年6月10日

みずほ投信投資顧問株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員	公認会計士	亀井 純子 印
業務執行社員		
指定有限責任社員	公認会計士	山野 浩 印
業務執行社員		

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているインカムビルダー(年1回決算型)限定為替ヘッジの平成27年4月24日から平成28年4月25日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、インカムビルダー(年1回決算型)限定為替ヘッジの平成28年4月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係 みずほ投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)1. 上記は、当社が監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

平成28年6月10日

みずほ投信投資顧問株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員	公認会計士	亀井 純子 印
業務執行社員		
指定有限責任社員	公認会計士	山野 浩 印
業務執行社員		

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているインカムビルダー(年1回決算型)為替ヘッジなしの平成27年4月24日から平成28年4月25日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、インカムビルダー(年1回決算型)為替ヘッジなしの平成28年4月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係 みずほ投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)1.上記は、当社が監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2.XBRLデータは監査の対象には含まれていません。